

北海道議會時報

第 5 卷 第 1 號
昭 和 28 年 1 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第5卷第1号(昭和27年第4回定例道議會)

— 第 1 號 目 次 —

議 會 の 動 き

第四回定例道議會

本會議

常任委員會

特別委員會

電源開發對策特別委員會

豫算特別委員會

請願・陳情

決議案・意見案

合 合

全國都道府縣議會議長會緊急幹事會常任幹事會

資 料

地方議會における懲罰事件

昭和二十八年年度豫算大藏省原案

昭和二十八年年度地方豫算の編成について

新立法についての動き

榮典法案

重要農機具改良普及助成法案要綱

海岸砂地帶農業振興臨時措置法案要綱

行政協定に伴う農林漁業特別損失補償法案

中小漁業融資保證法案

道路整備費の財源等に關する臨時措置法案

消防施設強化促進法案

昭和二十七年年度道費豫算現計調

本年度産米の推定實收高

消費者價格調査について

第四回定例道議會の議決を経た條例の公布調

雜 錄

行政疑義問答集

報道から拾う

圖書室便り

十二月のメモ

表紙カット

雪

渡邊正朗作

議会の動向
K.U

第四回定例道議會

第四回定例道議會は、十二月十六日招集同日開會、二十七年北海道費歳入歳出追加更正豫算外百五十二件を上提し、百四十一件を原案可決、六件を同意可決、五件を承認可決一件を繼續審査として、知事病氣欠席のまま同月二十七日を以て閉會した。

本會議

○十二月十六日 午後一時二十七分、時田議長第四回定例道議會の開會を宣し、引續き開議、過般の道議會議員補欠選舉において當選の佐久間議員(自)舛田議員(公)を紹介、同議員の議席指定及びこれに伴う一部議員の議席變更指定の後、署名議員の指名、諸般の報告、次に九月六日逝去された衆議院議員小川原政信氏に對し弔詞贈呈の旨を報告、次に知事は病氣のため會議に出席できない旨を報告して日程にり、農地開拓委員及び林務委員に舛田議員(公)土木委員及び建築委員に佐久間議員(自)選任について諮り異議なくそのことに決定。

次に日程第二議案第一號乃至第九十七號及び報告第一號乃至第七號を議題に供し、副知事より提出議案についての説明を聴取、議長より第二十六號、第九十四號、第九十五號については人事委員會委員長に對し意見の提出を求めた旨を報告した。

次に塚田議員(勞)より電産、炭勞スト及びこれの及ぼす影響に對する道の對策について緊急質問あり、副知事より答辯、塚田議員再質問、副

第四回定例會に知事から提出のあつた議案

提出月日	番號	件名	議事經過
三、六	一	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加更正豫算	三、云 原案可決
	二	昭和二十七年北海道學校職員恩給金歳入歳出追加豫算	
	三	昭和二十七年北海道農産物検査費歳入歳出追加豫算	
	四	昭和二十七年北海道水産物検査費歳入歳出追加更正豫算	
	五	昭和二十七年北海道林産物検査費歳入歳出追加更正豫算	
	六	昭和二十七年北海道酪農検査費歳入歳出更正豫算	
	七	昭和二十七年北海道醫院費歳入歳出追加更正豫算	
	八	昭和二十七年北海道地方競馬費歳入歳出追加更正豫算	
	九	昭和二十七年北海道自轉車競技費歳入歳出更正豫算	
	一〇	昭和二十七年北海道電氣事業費歳入歳出更正豫算	
	一一	昭和二十七年北海道有林野事業費歳入歳出追加豫算	
	一二	昭和二十七年北海道印刷所費歳入歳出更正豫算	
	一三	昭和二十七年北海道印刷所費歳入歳出更正豫算	
	一四	第四五〇回北海道起債に關する件	
	一五	北海道起債議決變更の件	
	一六	北海道起債議決取消の件	
	一七	工事請負契約の締結に關する件	三、云 同意可決
	一八	工事請負契約の締結に關する件	
	一九	事業税の減免に關する件	
	二〇	一時借入金に關する議決變更の件	三、云 原案可決
	二一	一時借入金に關する議決變更の件	

知事の答辯あつて豫め時間延長の後午後二時三十二分一旦休憩。午後四時三十分再開、諸般の報告の後、日程に追加、決議案第一號及び同第二號を一括議題に供し、提案者松平水産委員長（自）の趣旨辯明あつて原案可決、次に決議案第三號を議題に供し、宮坂商工委員長（改）の趣旨辯明あつて原案可決、次に明十七日及び十八日は議案調査のため休會十九日再會について諮り異議なくそのことに決し、午後四時三十七分散會。

知事説明要旨

ここに提案いたしました、昭和二十七年北海道費歳入歳出追加更正豫算案その他につき、その概要を御説明申し上げます。

先ず最初は豫算案についてであります、地方財源の絶対額の不足が要因となつて今日何れの地方公共團體においても等しく未曾有の財政難に逢着いたして居りますことは御承知のとおりでありまして、斯かる現況に鑑み、今回は職員給與費等の義務的經費、國庫支出金等の特定収入を伴う事業費並びに道政遂行上緊急を要する當面の經費に限り豫算措置することとした次第でありまして、

この豫算の總額は

普通會計	二十三億二千三百七十三萬圓
特別會計	一億六千九百七十二萬圓
合計	二十四億九千三百四十五萬圓

となるのであります。

以下普通會計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

先ず職員の給與費についてであります、昭和二十七年における國家公務員に對する臨時手當の支給に關する法律に基き、さきに道の普通職員並びに學校教職員に對して支給いたしました臨時手當 二億六千一萬圓を計上いたしますと共に、本年八月總理府令第五十七號をもつて本道に在勤する公務員に對する石炭手當の支給額が改正せられ、屯當り六千百圓の割合をもつて世帯主たる職員については三屯その他の職員に對しては一屯分の額を支給することとなりましたので既計上額との差額、一億七千三百九十五萬圓を追加いたしました。

また北海道職員の給與に關する條例及び北海道學校職員の給與に關する條例に規定す

三、二	地方官くじ發賣に關する議決變更の件	三、二
二二	土地改良事業助成に對する豫算外義務負擔に關する議決變更の件	三、二
二四	合衆國軍隊の構成員等の所有する自動車に對する自動車税の徴收の特例に關する條例の一部を改正する條例制定の件	三、二
二五	北海道職員の旅費に關する條例制定の件	三、二
二六	北海道區漁業調整委員會等の委員の報酬及び費用弁償條例制定の件	三、二
二七	北海道地方労働委員會の委員の報酬及び費用弁償條例制定の件	三、二
二八	北海道地方労働委員會から出頭を求められた者の費用弁償の額及び支給に關する條例制定の件	三、二
二九	北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例制定の件	三、二
三〇	北海道教育委員會の委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例制定の件	三、二
三一	北海道立療養所條例の一部を改正する條例制定の件	三、二
三二	保健所設置條例の一部を改正する條例制定の件	三、二
三三	北海道立食糧研究所條例の一部を改正する條例制定の件	三、二
三四	北海道營自轉車競技條例の一部を改正する條例制定の件	三、二
三五	財産取得に關する件	三、二
三六	財産の處分並びに取得に關する件	三、二
三七	北海道廣報委員會條例制定の件	三、二
三八	北海道總合開發委員會條例制定の件	三、二
三九	北海道科學技術審議會條例制定の件	三、二
四〇	北海道道民所得調査委員會條例制定の件	三、二
四一	北海道未開發地域開發促進委員會條例制定の件	三、二
四二	北海道社會福祉審議會條例制定の件	三、二
四三	北海道社會福祉審議會條例制定の件	三、二

る勤務地手当支給地域区分は國家公務員の例はいい本年四月に遡つてその内容を改訂いたして居るものでありますのでこれに要する經費
見込みました外、
三千七十八萬圓を

道職員に基く超過勤務手当

四千八百九十九萬圓

並びにさきに御議決を戴きました定時制高等學校における夜間勤務手当

一千二百八十六萬圓を

それぞれ追加計上いたしました。

次は給與ベースの改訂に關することについてであります、最近における生計費、民間の賃金、物價の地域差等の事情に稽えますとき道の普通職員及び學校教職員の給料及び勤務地手当の支給地域区分等に所要の改正を加える必要を認められますので、道財政の現状並びに國家公務員及び他の公共團體の公務員との均衡を慎重に考慮いたしまして、本年十一月から給與改訂を國家公務員なみに行うものとし、この經費として

給料において

六億一千七百七十七萬圓

勤務地手当において

一億五千二百七十四萬圓

夜間勤務手当その他において

百九十七萬圓

合 計

七億七千二百四十八萬圓を

計上いたしました。

何卒關係議案と共によろしく御審議の程をお願い申上げる次第であります。

なお、年末手当に關する豫算措置につきましては、財源その他諸般の見透しを得次第速かに提案いたしたい所存でありますのでよろしく御諒承を乞う次第であります。

次は、國庫支出金、使用料、手数料等の特定収入を伴う事業費についてであります、その主なものといたしましては

水稻、麥類の病害虫防除費

五百八十四萬圓

馬鈴薯輪病驅除預防費

百七十三萬圓

主要食糧集荷促進費

六百六十一萬圓

馬の傳染性貧血症檢診費

百七十一萬圓

本年五月中旬の風害及び七月發生のキャレン颶風による入植者住宅の災害復舊費

一千五百三十萬圓

本年融雪並びに八月水害による開拓地の農道及び橋梁の復舊費

五百八十萬圓

開拓財産管理費

二百萬圓

三、二六	四四	北海保健所運営協議會條例制定の件	三、三
四五	北海道結核對策委員會條例制定の件	三、三	原案可決
四六	北海道商工業振興對策委員會條例制定の件	三、三	原案可決
四七	北海道理理化金融審査委員會條例制定の件	三、三	原案可決
四八	北海道貿易振興委員會條例制定の件	三、三	原案可決
四九	北海道鑛業振興委員會條例制定の件	三、三	原案可決
五〇	北海道煉房用石炭對策協議會條例制定の件	三、三	原案可決
五一	北海道種苗審議會條例制定の件	三、三	原案可決
五二	北海道農業振興對策委員會條例制定の件	三、三	原案可決
五三	北海道畜産振興審議會條例制定の件	三、三	原案可決
五四	北海道地方競馬運営委員會條例制定の件	三、三	原案可決
五五	北海道農業協同組合育成審議會條例制定の件	三、三	原案可決
五六	北海道労働審議會條例制定の件	三、三	原案可決
五七	北海道職業輔導基準制定委員會條例制定の件	三、三	原案可決
五八	札幌都市計畫事業東札幌土地區畫整理委員會條例制定の件	三、三	原案可決
五九	北海道住宅對策審議會條例制定の件	三、三	原案可決
六〇	北海道水産業協同組合育成強化對策協議會條例制定の件	三、三	原案可決
六一	北海道漁業損失補償審査委員會條例制定の件	三、三	原案可決
六二	北海道魚田開發審議會條例制定の件	三、三	原案可決
六三	北海道立公園條例の一部を改正する條例制定の件	三、三	原案可決
六四	北海道林産物對策協議會條例制定の件	三、三	原案可決
六五	公衆浴場法施行條例の一部を改正する條例制定の件	三、三	原案可決
六六	北海道改良普及員資格試験條例の一部を改正する條例制定の件	三、三	原案可決
六七	北海道農産物検査條例の一部を改正する條例制定の件	三、三	原案可決
六八	北海道原料乳検査條例の一部を改正する條例制定の件	三、三	原案可決

開拓用地調査費 二百四十四萬圓
 開拓財産賣渡事務費 九百四十四萬圓
 災害土木復舊費 九千六百九十九萬圓
 道路改良費 百四十一萬圓
 道路特別整備費 八千五百五十萬圓
 水防費 三百五萬圓
 國有農地の管理及び訴願裁定審査等農地改革關係の經費 六百十三萬圓を
 見込みました外
 道營土地改良事業費において 三千一百一萬圓を
 追加いたしましたのは、これまで團體營の溜池事業でありましたのを堰堤の築設等高度の技術を要する關係上これを道營事業に切替え、事業成果の萬全を期せうとするものであります。
 また道路除雪費として 一千二百二十四萬圓を
 計上いたしましたのは、過去二カ年の實施の成果に鑑み本年度も引續き地元の協力を得てこれを實施し積雪期における幹線道路の交通を確保しようとするものであります。
 以上の外
 失業對策事業費 二千六百六十二萬圓を
 計上して冬期増加を豫想せられる失業者の對策に萬全を期し、また
 保健所における備品整備費 百八十萬圓
 患者の増加に伴う診療所運営費 七百七十五萬圓
 傳染病豫防費 五百八十六萬圓
 結核患者の家庭訪問指導等の經費 二百六十六萬圓
 結核治療委託費 八千萬圓
 と畜検査費 百八十二萬圓
 性病豫防對策費 百九十五萬圓
 精神病患者委託費 五百十三萬圓
 精神病院整備費 二百九萬圓
 市の社會福祉事務所に對する交付金 二百十萬圓
 身體障害者福祉費 百萬圓
 世話諸費 七百五十二萬圓

三、六	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二
北海道屋外廣告物條例の一部を改正する條例制定の件	北海道漁業卸賣市場條例の一部を改正する條例制定の件	北海道漁業權證券資本金化に關する調査條例の一部を改正する條例制定の件	北海道水產物検査條例の一部を改正する條例制定の件	北海道水產物検査條例の一部を改正する條例制定の件	北海道有林野條例の一部を改正する條例制定の件	北海道學校施設基準策定審議會條例制定の件	北海道學校保健審議會條例制定の件	北海道文化賞審議會條例制定の件	北海道文化賞審議會條例制定の件	天然記念物北海道大審査會條例制定の件	北海道社會教育施設設置審議會條例制定の件	北海道附屬機關構成員その他非常勤職員報酬及び費用辨償條例制定の件	北海道農業委員會委員の報酬及び費用辨償條例制定の件	北海道職員定數條例の一部を改正する條例制定の件	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加更正豫算	昭和二十七年北海道恩給基金歳入歳出追加更正豫算	昭和二十七年北海道水產物検査費歳入歳出追加豫算	昭和二十七年北海道林產物検査費歳入歳出追加豫算	昭和二十七年北海道酪農検査費歳入更正豫算	昭和二十七年北海道醫院費歳入歳出追加豫算	昭和二十七年北海道地方競馬費歳入更正豫算	昭和二十七年北海道自轉車競技費歳入更正豫算	昭和二十七年北海道有林野事業費歳入歳出追加豫算	昭和二十七年北海道有林野事業費歳入歳出追加豫算
三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	

戦傷病者援護費

百四十五萬圓

直營診療施設設置費補助等の国民健康保険振興費

一千五百四十一萬圓

歌志内高等学校の移管に伴う経費

二百九萬圓

小樽櫻陽高等學校建築委託工事費

一千七百萬圓を

また過般執行の衆議院議員選舉費につき更に委託費の交付がありましたのでこの経費

四百九十三萬圓を

渉外事務の管理に萬全を期しますための経費

二百九十三萬圓を

追加計上いたしまして、それぞれに萬全を期そうとするものであります。

次は、當面急を要する経費についてであります、その主なものは、

中小企業融資促進に伴う北海道信用保証協會に對する損失補償金 八百十五萬圓

本年五月中旬發生の風、霜害等農業災害に伴う對策資金の利子補給金

二百六十萬圓

駐留軍等の接収用地處理に要する経費

百 萬圓

漁業操業取締強化のための船舶費等

四百五十八萬圓

開拓者信用基金制度第二號基金

四百八十八萬圓

龍川町外十七カ町村の上水道施設に對する補助金

一千七十四萬圓

電力對策費

百九萬圓

試験探礦費

百二十萬圓

開發促進獎勵費

百二十八萬圓

鯉總合對策並びに對島暖流水域の海況調査等水産試験場の経費

百四十三萬圓

開拓地文化厚生施設費

百三十五萬圓

道路小破修繕費

五百萬圓

總合開發に伴う寒地住宅促進のための住宅對策費

百 萬圓

過般竣工したブロック建築指導所の運営費

二百八十七萬圓

簡易水道施設費補助金、八カ町村分

五百四十二萬圓

電源開發調査費

三百五十萬圓

新生活建設運動推進費

百四十萬圓

總合開發促進費

四百二十萬圓

徴 稅 費

四千六百四十六萬圓

町村恩給組合補助金

八百三十五萬圓

公 債 費

四千七百四十八萬圓

三、六	九三	昭和二十七年北海道印刷所費歳入更正豫算	三、六
九四	九四	北海道職員に給與に關する條例の一部を改正する條例制定の件	三、六
九五	九五	北海道學校職員に給與に關する條例の一部を改正する條例制定の件	三、六
九六	九六	札幌醫科大學條例の一部を改正する條例制定の件	三、六
九七	九七	北海道稅條例の一部を改正する條例制定の件	三、六
九八	九八	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加更正豫算	三、六
九九	九九	昭和二十七年北海道水産物検査費歳入歳出追加更正豫算	三、六
一〇〇	一〇〇	昭和二十七年北海道林産物検査費歳入歳出追加更正豫算	三、六
一〇一	一〇一	昭和二十七年北海道畜産物検査費歳入歳出追加更正豫算	三、六
一〇二	一〇二	昭和二十七年北海道醫科大學費歳入歳出追加更正豫算	三、六
一〇三	一〇三	昭和二十七年北海道病院費歳入歳出追加更正豫算	三、六
一〇四	一〇四	昭和二十七年北海道地方競馬費歳入歳出追加更正豫算	三、六
一〇五	一〇五	昭和二十七年北海道自動車競技費歳入歳出追加更正豫算	三、六
一〇六	一〇六	昭和二十七年北海道電氣事業費歳入歳出追加更正豫算	三、六
一〇七	一〇七	昭和二十七年北海道有林野事業費歳入歳出追加更正豫算	三、六
一〇八	一〇八	昭和二十七年北海道印刷所費歳入更正豫算	三、六
一〇九	一〇九	北海道職員に對する昭和二十七年年末手當支給に關する條例制定の件	三、六
一一〇	一一〇	市町村震災復興事業資金貸付の件	三、六
一一一	一一一	北海道建築審査會委員選任につき同意を求める件	三、六
一一二	一一二	北海道の路線の認定に關する件	三、六
一一三	一一三	北海道學校職員に對する昭和二十七年年末手當支給に關する條例制定の件	三、六
一一四	一一四	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加更正豫算	三、六
一一五	一一五	北海道知事、副知事、出納長及び副出納長の給料及び旅費額並びにその支給條例の一部を改正する條例制定の件	三、六
一一六	一一六	北海道知事等に對する昭和二十七年年末手當支給に關する條例制定の件	三、六

財政諸費並びに豫算關係事務費
行政調査費

四百九十四萬圓

弘報費

百九十六萬圓

震災對策委員會並びに電源開發委員會費
をそれぞれ追加いたしました。

三百九十五萬圓

なお、學校教職員の定數については當初豫算議會以來凡ゆる角度から檢討されて參つた問題であります、教育委員會より強力なる要請もあり、その實體の究明に伴い明年一月から現在の定數條例まで充足することを適當と認めまして

小學校において

千百九十一名

中學校において

四十三名

高等學校において

三百二名

定時制高等學校において

二百四十一名

盲ろう學校において

三名

合計千七百八十名分の人件費として、四千五百七十二萬圓を見込みました外

北海道職員研修費支出條例による研修費

八千七百七十萬圓

並びに本廳及び支廳、學校等の經常的維持費中大巾の値上りをみた燃料費光熱水費等の需用費を増額することとし、この經費

四千七百七十九萬圓を

追加計上いたした次第であります。

以上は普通會計の歳出について申述べたのでありますが、これに見合う財源といたしましては

地方財政平衡交付金

十七億三千七百五十七萬圓

公營企業及び財産收入

一千三百四十九萬圓

分擔金及び負擔金

二千七萬圓

國庫支出金

三億五千三百三十一萬圓

前年度繰越金

七百四十七萬圓

寄附金

四百四十萬圓

特別會計からの繰入金

百十二萬圓

使用料及び手数料の減

二十三萬圓

道債

六千萬圓

雜收入

一億三千六百五十三萬圓

三、三	一一七	北海道議會議員報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例制定の件	三、三	原案可決
〃	一一八	北海道教育委員會の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例制定の件	〃	〃
〃	一一九	北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に關する條例制定の件	〃	〃
〃	一二〇	北海道監査委員の報酬額及び費用辨償給料額及び旅費額並びにその支給條例の一部を改正する條例制定の件	〃	〃
〃	一二一	北海道公安委員の報酬額及び費用辨償給料額並びにその支給條例の一部を改正する條例制定の件	〃	〃
〃	一二二	北海道選舉管理委員會の報酬額及び費用辨償給料額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例制定の件	〃	〃
〃	一二三	北海道人事委員會委員の給料額、旅費額、報酬額及び費用辨償給料額並びにその支給條例の一部を改正する條例制定の件	〃	〃
〃	一二四	北海道地方労働委員會の委員等の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例制定の件	〃	〃
〃	一二五	北海道農業委員會委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例制定の件	〃	〃
三、三	一二六	北海道人事委員會委員選任につき同意を求める件	三、三	同意可決

請願・陳情

第四回定例道議會において、各常任委員會に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎの通りである。

註 審査の關における空白は、未審査及び調査保留のもの。

請願

表書番號	件名	請願者	付託委員會	審査結果
258	北海道物産協會施設費に對し道費助成の件	北海道物産協會 々長 外二一名	商工	採擇
259	士別町に農事試験場設置の件	上士別村長 外二二名	農務	同

を、それぞれ見込んで収支の均衡を得た次第であります。

次に特別會計について申し上げます。

農産物検査費會計において

水産物検査費會計において

林産物検査費會計において

道有林野事業費において

を、それぞれ追加計上いたしましたのは、普通會計の例に倣い臨時手當その他の職員手當並びに、給与ベース改訂に伴う所要経費を積算計上いたしました外、當面の事業経費を追加し、その運営に遺憾ないよういたしたいと存する次第であります。また地方競馬費、自轉車競技費、酪農検査費、印刷所費の各會計につきましては、既定豫算の更正により前述の會計同様の措置を講じた次第であります。

なお、地方競馬費會計においては、前年度繰上充用金二百六十五萬圓を計上いたしました。又自轉車競技費會計におきましては事業収支を見透しました上、普通會計に對し、更に純益一千萬圓の繰出しを見込みました。

次に學校職員恩給費會計においては、恩給受給者の急増により既定豫算に不足を示します。で、恩給納付金等の特定収入に普通會計から繰入金八百五十萬圓を見合せて、一千八百七萬圓を計上し、

また、醫科大學費會計において

道病院費會計において

電氣事業費會計において

をそれぞれ追加計上いたしましたのでありますが、醫科大學費會計における外科整形病棟の建築並びに施設整備費一千萬圓及び道立病院費會計における前年度繰上充用金五百十五萬圓並びに電氣事業費會計における建設工事費一千二百七十九萬圓を除いては、何れも前述の職員手當給与ベース改訂に伴う経費及び經常的、維持運営費並びに一時借入金利息を見込んだものであります。

次に北海道税條例の一部を改正する條例案につきまして御説明申し上げます。昭和二十七年六月法律第二百十六號をもつて、公布せられました地方税法の一部を改正する法律におきまして入場税及び遊興飲食税の税率を半減する傍ら徴税確保について所要の措置が規定せられ、その實施時期については政令をもつて定めることとせられていたのですが、過般政令が公布せられこれら改正事項が昭和二十八年一月一日から施行せられることになりましたので、これに即應するため道税條例中關係事項につ

百萬圓

八百八十一萬圓

一千二百三十八萬圓

五千六百四十萬圓

三千七百六十萬圓を

二千六百三十四萬圓を

九百八萬圓

274	273	272	271	270	269	268	267	266	265	264	263	262	261	260
町村道中川村一夫鹽町間を地方費道に昇格の件	町村道遠別町一川村間を地方費道に昇格の件	町村道土川町宇越路一宇東雪地内愛山溪温泉間を准地方費道に昇格の件	北海道大學水産學部整備擴充に對し道費助成の件	失業對策の件	國稅、道稅減免の件	漁業災害對策の件	宗谷管内暴風雨災害對策の件	社會福祉法人富ヶ岡學園の災害復舊工事に對し道費補助の件	上富良野町地區内(美瑛開拓地深富及び江幌地區内)の國有林存置の件	美唄原野の架空索道客土の件	十勝土地改良區の灌漑水量確保の件	道立壽都病院の分院設置並びに醫師増員の件	岩見澤市に道立結核療養所設置の件	看護婦養成所設置の病院に對し道費補助の件
中川村長	遠別外町一名	上川外町三名	函館市北大水産學部後援會々長	同	同	網走市長	稚内漁業協同組合長	社會福祉法人富ヶ岡學園理事長	草分土地改良區理事長	美唄市長	十勝土地改良區理事長	樽岸外村二名	岩見澤市外四名	全道看護婦養成所設置病院代表市立札幌病院々々
同	同	土木	總務	勞働	總務	同	水産	民生	同	同	農開	同	同	衛生
同	同	採擇				同	同	同	同	同	同	同	同	同

き所要の改正を行うとするものであります。

・ 仍ち改正事項の主なものを申し上げますと、その第一は入場税及び遊興飲食税の税率を半減したことであります。

その第二は入場税における、まあじやん場、たまつき場等の遊技場に對しまして外形標準課税によることに規定の整備をしたことであります。

その第三は入場券又は利用券の用紙の公給制度を確立し、徴税の確保を期するための規定を整備したことであります。

第四は、遊興飲食税における持込飲食に對しても課税することに規定の整備をしたことであります。

第五は、遊興飲食店における料金の定めのない宿泊所、寮、クラブにおける遊興又は飲食に對し、その経費を標準として課税することに規定を整備したことであります。

第六は、遊興飲食税において、もつばら、めん類、茶菓、その他これに類するものを提供する場所における飲食で一定限度以下のものに對しては、課税しないことに規定の整備をしたことであります。

次に駐留軍の自動車に對する自動車税の徴収の特例に關する條例の一部を改正する條例について申し上げます。

合衆國軍隊の構成員等の所有する自動車に對する自動車税は、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に基き道路の使用度に比例して定めることになつて居りましたが、現行自動車税の税率は必ずしも道路の使用度に比例しないため去る九月五日の日米合同委員會において普通自動車六千圓、貨物自動車一萬三千圓、その他の自動車はこれらと均衡を保つて定めることとなりましたので、本道においてもこれらに對應して條例の一部を改正しようとするものであります。

次に附屬機關の設置條例について申し上げます。

去る八月の改正地方自治法の規定により、調停、審査、諮問又は調査のための委員會等は、執行機關の附屬機關として、法律に定めるものの外すべて條例をもつて設置することとなつたのであります。仍つて從來知事教育委員會等の執行機關が任意に設置しておりましたこれらの委員會等につきましては、さきの御議決の主旨を尊重して再検討を加えた次第でありまして、特に道政執行上民主的に處理すべき事項案知を集め合理的科學的に處理すべき事項等につき今回條例を提案したのであります。

またこれら附屬機關の構成員その他の非常勤職員報酬、費用解償につきましても改正地方自治法の規定により條例の制定を要することになりましたので、從來の給與につ

290	289	288	287	286	285	284	283	282	281	280	279	278	277	276	275
産業教育振興に關し道費助成の件	農業試験場天北支場施設整備擴充の件	道有貸付牛牦増加及び有畜農家創設資金 採獲得方の件	開拓道路工事施行促進の件	町村道を道費支辨道路に昇格の件	町村道改良工事施行に對し國費補助の件	沼田町所在町村道惠比島―昭和線を準地 方費道に移管の件	町費河川瑠璃川を道費河川に昇格の件	準地方費道一六四號線中砂川町―上砂川 町間鋪裝改良工事促進の件	村道下湧別村―若佐村間改修工事に對し 補助の件	オンネベツ川を道費河川に編入の件	村道金山―幾寅間を地方費道に編入の件	町村道東鷹栖村比布村間五線道路改良工 事に對し道費補助の件	町村道東鷹栖村地内十一線道路改良工事 に對し道費補助の件	町村道古冠村―南富良野村間を地方費道 に昇格の件	廣尾海岸堤防築設並びに黃金道路災害復 舊工事施行の件
私立中學高等學 校連合會々長	留萌地方生産農 協組合長 外三五名	同	同	同	平取 外村一名	沼田町長	興部町長	上砂川町長	下湧別村長 外一名	溫根別村長	南富良野村長	同	東鷹栖村長	南富良野村長 外一名	廣尾町長
總務	農務	同	農開	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	採擇		同	採擇		同	同	同	同	同	同	同	同	同

いて調整の上條例として提案いたした次第であります。

以上は豫算案その他につき大要を申述べたのでありますが、なお詳細につきましては御質問に應じ御答辯申上げたいと存じます。

何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたして御説明を終ります。

○十二月十九日 午後二時五十三分開議、豫め時間の延長をなし、諸般の報告の後、議會運営委員の欠員補充として林(改)道下(改)兩議員の選任について諮り、異議なくこれを決定、次に西田(信)電源開發對策特別委員長(自)より委員會の經過概要について中間報告が行われ、次に宮坂商工委員長(改)より鐵道貨物運賃改訂に關する中央折衝概要について經過報告、次に田呂議員(改)より駐留軍、保安隊の農地接收問題について緊急質問あり、副知事より答辯の後、日程第一議案第一號より第九十七號報告第一號乃至第七號及び人事委員會提出の職員給料表に關する報告、勤務地手当支給地域の區分、年末手当の支給、石炭手当寒冷地手当の支給に關する意見を議題に供し右の報告及び意見並びに議案第二十六號、第三十號、第九十四號、第九十五號に對する人事委員會の意見について人事委員會委員長より説明を聴取、午後四時十五分散會。

電源開發對策特別委員會委員長中間報告

私は去る七月設置せられました電源開發對策特別委員會の委員長といたしまして、ここに今日までの委員會における電源開發對策の經過及び結果の概要について中間報告を申し上げます。

本委員會設置の由來について、いまだ一度回顧いたしてみますならば戦後わが國の直面せる人口問題の解決のための基本方策として食糧の増産及び工業の開發を急速かつ強力に實施すべきであることは、あえて論をまたないところでありますが、今日その活路をわが國內に求むるといたしますならば、いまだ原始的資源を發して放置されております本道の開發こそ唯一の道であり、しかして最近かかる觀點において本道の總合開發の方向が着々具體化しつつあります、その開發の先驅として、電源開發の方策が緊急かつ強力に取上げらるべきであるにもかかわらず、本道の現状は、昨

291	全道私學高等學校に對し助成の件	同	同
292	私學教職員共済會に對し道費助成の件	同	同
293	精神遲滯兒教育施設充實の件	北海道遲滯兒教育連盟委員長 外二名	文教
294	北海道稚内商業高等學校設置の件	稚内市長	同
295	元北海道農業試験場瀬棚分場復活の件	今金町十一名 外一町一名	農務 採擇
296	北海道立農業試験場北見支場整備擴充の件	北見地方農協連會長 外四名	同
297	北海道立農業試験場根室支場整備擴充の件	昆布森村長 外二名	同
298	北海道立農業試験場上川支場整備擴充の件	上川管内農民代表梅津松 外二一六四名	同
299	中小上水道敷設事業に對し道費補助の件	中小上水道敷設期成會々々長	土木 同
300	準地方費道雨龍深川線道路の一部幅員擴張工事施行の件	深川町長	同
301	道立伊達保健所設置の件	伊達町長	衛生 同
302	オホーツク海暴風雨災害による漁業關係罹災者の救済事業實施に對し補助の件	網走市長 外二名	水産 同
303	空知支廳管内に兒童相談所設置の件	空知支廳地區社會福祉協議會會長 外四名	民生 同
304	伊達町土地改良區長流地區灌漑溝施設工事施行の件	伊達町土地改良區理事長	農開 同
305	町立増毛高等學校を道立に移管の件	増毛町二名 外二名	文教
306	仙法志中學校屋内運動場建築に對し國庫補助の件	仙法志村長	同

年度の電力需給の実績に照らしも全国一窮乏を告げておる現状のもとに、既在産業の維持及び民生の安定すら確保したい實相を示し、あまつさへ戦後本道民の最も要望しつつある電源開發の實態もこれらの問題を容易に解決し得ない状態にありますことは、まことに遺憾のきわみであるといひまして、去る七月五日開會の本會議におきまして、電源對策問題が大きく取上げられ、これが對策のため本委員會が設置せられて、

一、本道の總合開發の一環としての電源開發促進についての必要な調査を行うこと。

一、各常任委員會所管の電源開發關係事務について連絡調整のため必要な調査を行うこと。

以上の點を付託したのであります。

よつて本委員會は、七月八日ただちに委員會を開催し、正副委員長の選任を行い、次いで委員會運営方針等について協議いたしました結果、まず電源開發の強力なる促進をいたしますため、電源開發調査費二十万圓を第二回定例會議に追加豫算として提案を要することといたしましたほか、本道の電源開發對策について第二回定例會議に決議案を提案することに決定いたしましたのであります。その内容は、民間電力會社の開發事業に對する協力にもちろんのこと、電源開發促進法案に基く特殊會社による十勝川、根室川、水系及び幾春別川等の大電源開發を強く要請いたしますとともに、本年度發電見込みの雨龍川、鷹泊の道營發電事業に引き続き現に國と共同して調査中の夕張川、鶴川、豊平川、天鹽川等の調査を促進したしましてこれら地點の道營による電源開發の實現を期せんとするものであります。本會議におきましても滿場一致可決され、本委員會はこの決議の線に沿つてあらゆる努力を凝集し、本道の電源開發の促進を期することと相なつた次第であります。

以來委員會を開催すること八回中央關係各省及びその他の關係機關と折衝のため上京いたしましたこと七回に及んだ次第であります。この間まず七月九日來札の高橋通産大臣に對しまして電源開發促進要請決議を手交いたしました。本道の電源開發の早急なる解決方について陳情を行いましたところ同大臣より大いに協力する旨の言明を得ましたのを初め、本委員會の運営方針策定上會社、國營、道營、自家用發電等各種の計畫が非常に錯綜いたしておる現状を整理し、舉道一致の態勢を確立するの急務なるを認めまして開發局、電力協議會、北電等の意見を順次聴取し、懇談調整を行いました結果、

323	322	321	320	319	318	316	315	314	313	312	311	310	309	308	307
道立定時制高等學校に對する電燈料及び燃料費増額の件	眞駒内線（豊平川右岸）道路新設工事施行の件	釧路國支應々令増築の件	美唄市に北海道勞災病院設置の件	釧路保健所厚岸支所を保健所に昇格の件	弟子屈町に道立養老院設置の件	開拓營農資金の枠擴大の件	自家用小發電施設に對し助成の件	本道中小企業振興の根本對策實施の件	木炭倉庫設置に對し道費助成の件	厚岸町所在道有林の一部を耕地として解放の件	標茶町に獎勵苗畑設置の件	町村道風連村—下川町間線を地方費道に昇格の件	晉別川河口切替工事助成の件	釧路支應管内所在町村道改良補助工事の件	北海道共済商工協同組合に對し豫算外義務負擔として五千萬圓設定の件
深川高等學校定時制生徒會會長	眞駒内右岸道路開設促進會會長	釧路地方總合開發促進期成會會長	美唄市外一名	同	同	釧路國支應管内町村會會長外一名	自家用小發電施設町村協議會會長	北海道商工會所連合會會長	釧路地方總合開發促進期成會會長外一名	濱中村外四名	釧路地方總合開發促進期成會會長外一名	風連村外一名	晉別村村長	釧路支應管内町村會會長外一名	共済商工協同組合理事長外一名
文教	土木	總務	勞働	衛生	民生	農開	同	商工	同	同	林務	同	同	土木	商工
				同	採擇	同	同	同	採擇		同	同	同	同	採擇

第一に、十勝川糖平水系の電源開発は北海道電力株式会社において調査の上開発計画を立てたが建設資金その他の關係から電源開発株式会社による着工を希望すること。なお農業用洪水調節等の多目的な電源開発は道営または北海道開発局において行うこと。

第二は、石狩川水系幾春別川發電は、電源開発株式会社または國に要望するが、しかし場合によつては大夕張川、豊平川、鶴川、天鹽川と共に道營で取上げることもあり得ること。

第三は、北海道電力株式会社計畫の層雲別電源開發は觀光問題が未解決で着工が延期されているという實情にありますので、これが解決に協力するとともに、同計畫が當時の經濟安定本部の電力擴充計畫より一應除外されておりますので、これを同計畫に組み入れてもらうことに協力すること。

第四は、北海道電力株式會社の昭和二十七年年度所要工事資金は六十三億圓でありまして、目下開發銀行と折衝中であるのでこれの獲得に協力すること。

第五は、北海道電力株式會社において本道の電力需給計畫を中央に提出することになつておりますが、さらにこれを權威づけるために道及び北海道電力協議會において獨自の電力需給想定計畫を打ち立てまして、これを中央に提出すること。

第六は、中小水力發電新設の陳情が道側に對し相當たくさん提出されておりますが第一次五ヶ年計畫に豫定されていないので急速な開發はむずかしいが努めて推進をはかること。

以上のような事項が本道の電源開發上の當面せる課題として取上げる必要のあることが明らかにしたのであります。

よつて、本委員會といたしまして、道内關係各機關が一致協力し、相共に提携して道内官民の輿論を強く中央に反映させることが、これらの諸問題解決の重大なるキーポイントであることを認めまして、これらの問題點について中央に對し強く折衝を行うこととしたのであります。

この間、中央の動きも見ますと電源開發促進法案は七月三十一日參議院を通過成立し、同法の規定に基いて八月三日電源開發審議會令が制定され、八月五日同政令に基いて電源開發調整審議會委員十五名及び同審議會幹事十五名が内閣より任命され、越えて九月十三日には第一回電源開發調整審議會令が經濟審議廳において開催されまして、國內における電源開發についての根本方針が検討されたのであります。各都道府縣よりの電源開發要望が山積みしており、かつ電源開發株式會社未發足の當時の

338	337	336	335	334	333	332	331	330	329	328	327	326	325	324
中惠庭に移管の件	名寄町に道立圖書館分館設置の件	松前町外四カ村學校組合松前高等學校を道立に移管の件	豊富天然ガスの地質鑛床試験調査及び工業試験所設置の件	千歳地区漁川貯水灌漑施設工事施行の件	松前町外四カ村學校組合立松前高等學校を道立に移管の件	豊富村に道立診療所設置の件	道立釧路湖陵高等學校々舎改築の件	猿拂川流域農耕適地開放の件	町村道浅茅野豊富線を準地方費道に編入の件	地方費道稚内、旭川線中一部路線變更の件	石狩川の國策バルブ及び合同酒精の廢液による被害對策の件	道費補助小規模土地改良事業の件	町立栗澤病院の結核病棟新設に對し道費補助の件	町村道美瑛市街地白金溫泉間道路を地方費道に編入の件
惠庭町長 外八名	名寄町長 外二名	松前町長 外一名	豊富村長 外二名	惠庭町長 外三名	大島村長 外一名	豊富村長	釧路湖陵高等學校父母長と教師の會々々々	同	同	猿拂外村長 外一名	國策バルブ合同酒精廢液被害對策協議會々々々々外三一名	土地改良區連合會長 外二名	栗澤町長 外三名	美瑛町長
農務	同	文教	商工	農開	文教	衛生	文教	農開	同	土木	水産	農開	衛生	土木
採擇				採擇		採擇					同	同	同	採擇

事情から決定的なものを見出せなかつたのであります。

次いで九月十六日待望の電源開發株式會社の創立總會が開催されました、内閣より總裁として高崎達之助氏が任命され、わが國における大電源の開發にいよいよ巨歩を踏み出さんとする情勢を整えて参つたのであります。

このような中央情勢のもとにおきまして、本委員會としての七月中旬よりの第一回の上京折衝により、情勢は當初議會において決議案を可決いたしましたときとはやや變化を示し、電源開發株式會社はもつぱら大電源地帯の開發にその重點を指向していることが察知されましたので、八月九日の本委員會において協議をいたしました結果、

第一に、本道として大電源地帯であります十勝川糠平水系の開發を最優先に電源開發株式會社により二十七年より着手せしめること。第二に、幾春別川の開發を同様電源開發株式會社の手により二十七年より着手せしめること。

以上の二點については議會の決議の次第もあり、あくまでこの線で折衝するが、中央の情勢によりましては適宜の措置を講ずること。

第三に、夕張川等道營電源開發を適當とするものの推進をはかること。第四に、北海道電力株式會社の行う電源開發特に觀光問題とからんで行き惜みの状態にありまする層雲別發電工事の早期着工に協力すること。

等を主要課題として、その解決に努力することに相成つたのであります。

以上申し上げましたように、本道電源開發の問題點、あるいはこれに對する方針にのつとり、北海道開發廳、北海道開發審議會、經濟審議廳、厚生省、建設省、大藏省公益事業局、資源廳、衆參兩院北海道選出議員、北海道電力株式會社、電源開發調整審議會、電源開發株式會社、三菱礦業株式會社、北海道炭礦汽船株式會社等に對しまして、數次にわたり反復折衝を行つて参つたのであります。以下その經過並びに結果について少しく申し上げてみたいと存じます。

まず十勝川糠平水系電源開發についてであります。中央關係各省の一致いたしました意見としては、本道が電源開發對策のため學道一本の態勢をとつて、強力なる推進をはかつていることはまことに喜ばしいことであると、非常に好感をもつて迎へられたのであります。全國各地より電源開發株式會社に對する着工要望地點は、經濟審議廳に山積してゐる現状でありましたので、本委員會といたしましては、理事者側及び電力協議會を相提攜いたしまして十勝川糠平水系の發電事業は、電源開發株式會社において昭和二十七年より強力に實施するよう總力を擧げてあくまで折衝を續行いたして参つたのであります。

番 號	文 書 表 示	陳 情 件 名	陳 情 者	付 託 會 員 名	審 査 の 結 果
339	北大醫學部並びに附屬病院改築につき協力援助の方の件	北海道醫學部改築期成會會長 外二名	總務		
340	東瀬棚村の労働會館設置に對し道費補助の件	東瀬棚村長	労働	採擇	
341	中札内橋の永久橋架替工事施行の件	中札内村長 外一名	土木		
342	由仁町火山灰地に對する客土事業實施の件	由仁町長 外二名	農開		
242	岩見澤市に勞災病院設置の件	岩見澤市長	労働		
243	北海道勞災病院建設地選定の件	札幌市議會議長 外一名	同		
244	西春別開拓地電害に對する救済對策の件	西春別農協組合長	農開	採擇	
245	薪炭の國鐵貨物運賃割引並びに等級引下の件	薪炭協同組合理事長 外八名	林務	同	
246	美唄保健所職員を増配置の件	美唄保健所運營業協議會委員長 外一名	衛生	同	
247	檜山支廳管内に道立結核療養所設置の件	檜山地區社會福祉協議會會長 外一名	同	同	
248	根室保健所廳舎新築の件	根室町長	同	同	
249	函館市に結核療養後保護施設設置の件	函館市長	民生	同	
250	狂犬病豫防對策の件	獸醫師會々長	衛生	同	
251	羽幌町に保健所設置の件	羽幌町長 外一名	同		

當時の中央情勢におきましては、本地點の開發と幾春別川の二地點を電源開發株式會社に同時に着工を要望することは、他府縣との釣合上非常な困難が豫想され、従つて幾春別川を第一順位に持ち込みます場合におきましては、糠平水系については調査費が若干十く程度となつて、その着工は第二期にまわされる懸念がきわめて濃厚であつて本道全體の電力需給上、これは本委員會として黙過し得ないところであり、一方また幾春別は開發局におきまして昭和二十六年より公共事業費豫算によりダム工事が進められ、これが電源開發工事を昭和二十七年より着工の必要性がきわめて緊要なるものがある等、この間まことにデリケートな事情におかれていたのであります。従つてこの點の調整がきわめて重要となつて參つたのであります。たまたま九月四日總理大臣官邸におきまして、第九回北海道開發審議會總會が開催せられました。際、その提案事項中の幾春別川及び十勝川糠平水系の電源開發に關する建議並びに道東及び道北地區における火力發電所設置に關する建議につきまして、本委員會より出席いたしました參與の發言により政府に對する建議案の趣旨を大電源開發の十勝川糠平水系を第一順位にいたしますため、十勝川糠平水系及び幾春別川と訂正をいたし、なお道東、道北地區に包藏する石炭、天然ガス的高度利用と相關連いたしました。早急に火力發電所を設置するため水力發電所と合せて政府道民一體となつて實現を期することについて、滿場一致の賛成を得決定をしたのであります。

なお總會終了後たちに本委員會上京委員が先頭となりまして、政府各機關に向つて強力な陳情を行い、經濟審議廳の電源開發計畫案の中に糠平地點を組み入れる工作に成功いたしましたのであります。

この間北海道開發廳、經濟審議廳、建設省からは技術官一行が來道されまして糠平水系の調査が詳細行われたのであります。が、本委員會より大電源開發の見地より糠平を第一に取上げることを進言し、また北海道電力株式會社が長年月にわたり多額の經費を投じて行つた一切の調査資料をあげて提供され、糠平水系の推進に大なる役割を果したことをこの際特に申し添えておきたいと存じます。さらにまた十勝川糠平水系と石狩川水系と幾春別との順位調整につきましては本委員會がもつぱら中心となりまして、開發廳及び道との圓滿なる意見調整に努めて參つたのであります。かかる状況のもとに九月二十七日第三回電源開發調整審議會が經濟審議廳におきまして開催され、北上川、十勝川の二箇地點と共に十勝川糠平水系の電源開發が電源開發株式會社の手によつて本年度着工と次の通り決定をいたしましたことは、本道開發のためにまことに喜ばしい次第でございます。すなわち十勝川糠平水系は總出力十五万七千キロワット、

267	266	265	264	263	262	261	260	259	258	257	256	255	254	253	252
ガス料金値上反對の件	罹災家屋復舊材として道有林拂下げの件	生産及び畜業資金貸付の件	中小企業者に對する特別融資の件	特別平衡交付金の増額措置の件	公益質屋運轉資金融資措置の件	公營住宅建設に要する町費負擔金融資措置の件	住宅金融公庫の融資住宅及び公營住宅建設特別割當措置の件	様似町農業協同組合復舊に要する道費助成並びに金庫措置の件	白老村に北海道農業試験場支場設置の件	農業倉庫補助増額の件	昭和二十七年産米の五等米設定の件	傳貸の總合對策の件	輕種々雄馬の購買貸付の件	農業共済基金に對し道費助成の件 (八件併合)	大津村生花苗道立診療所建設の件
札幌商工會議所 會頭外二名	様似町一長 外一名	同	同	同	同	同	同	様似町一長 外一名	白老村一長 外一名	後志生產業協連 會長外五名	上川生產業協連 會長外一名	北海道人醫協會 々々	北見市長	山部村農業共済 組合長理事	大津外村一長
商工	林務	民生	商工	總務	民生	同	建築	同	同	同	同	同	同	農務	同
	同	同	採擇		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採擇

工事總資金二百八億圓、うち發電工事費百六十三億圓、送電線工事費四十五億圓をもつて二十七年で完成されることに相成り、二十七年の資金はとりあえず五億圓と豫定されたのであります。

この電力は十勝送電線を経て道東地方に供給するとともに、然別系統の発電所と連絡いたしました。十勝、岩見澤間を十五萬四千ボルトの送電線をもつて中央部に連絡せんとするものであります。

なお現在電源開發株式會社においては、糠平地區に對し、工事用送電線、道路事務所、飯場等の工事を着々建設中でありまして、本年度着工資金五億圓も工事進捗の度合いによりましては増加の可能性が多分についておるのであります。

次には、石狩川水系の幾春別川、芦別川の電源開發問題についてでありますが、本委員會當初からの基本線でありますところの石狩川水系幾春別、芦別川の發電事業は電源開發株式會社において、昭和二十七年から強力に實施することにつきまして、十勝川水系の電源開發と並行して各省と折衝を重ねて参つたのであります。

しかして本地點の開發につきましては、糠平地點において申し述べました通り、二十六年度から公共事業費によりますところのダム工事が進められておりまして、これが本年度工事費豫算はすでに機械の發注、その他の工事費に充當済みでありまして、電氣部門の着工が二十七年度に決定をみせん場合におきましては、工事中止の餘儀ない事情となることが豫想され、糠平地點との順位、あるいは本道として二地點を電源開發株式會社に持ち込むことについての當時の通產省方面の意向、すなわち大電源地帯に限定するとの意向等に照し、きわめて困難な、またデリケートな事情下にあつたのであります。

このような事情のもとに九月二十七日開催の電源開發調整審議會において、審議對象河川五河川のうち、三河川、すなわち北上川猿ヶ石、麁澤地點、十津川西吉野地點及び本道の十勝川樺平水系の電源開發が昭和二十七年年度着工に第一次決定と相なりまして、他の庄川及び熊野川の二河川は次回に持ち越されたのでありまして、さらに引續いて、幾春別川及び芦別川水系の電源開發問題を運動することは、時期的にみまし

268	小笠原丸遭難死没者慰靈祭に對し道費助成の件	増毛町一名長	民生	採擇
269	小樽市に道立兒童相談所設置の件	小樽市議會議長	同	同
270	生活保護法基準額引上げ並びに年末見舞金支給の件	札幌市國立札幌療養所内富川榮外三四名	同	同
271	生活扶助料基準額増額改訂並びに入院患者に對する生活援護の件	道患者同盟常任委員長	同	同
272	岩見澤市に兒童相談所設置の件	岩見澤市長外五名	同	採擇
273	白老村の保育所建設に對する設備費負擔の件	白老村長	同	同
274	漁業災害復舊費の特別融資の件	大津村長外三名	水産	同
275	厚内漁港修築促進の件	同	土木	同
276	罹災者に對する税減免の件	同	總務	同
277	大津村海岸線の護岸工事施行の件	同	土木	採擇
278	大津村内生花苗川河口掘さく工事施行の件	同	同	同
279	さけ定置漁業權免許料減免の件	同	水産	同
280	利尻島内冬期バス運行のため除雪車貸與又は韓旋の件	鴛泊村長外七名	土木	同
281	天鹽川設置の村道渡船場維持費に對し道費補助の件	常盤村長	同	採擇
282	町村道敷内一上丸内線を準地方費道に編入の件	更別村長外三名	同	同
283	札幌、根室線に架設の札幌橋補修工事促進の件	帶廣市四名長	同	同

ても相當慎重を要するものがあつたのであります。

すなわち九州は電源開發促進法案の通過には特に懸命に運動を行つたにもかかわらず、いまだ九州の河川は一つとして決定されていない事情にあり、かつ庄川、熊野川等第一次候補地點の未決定等の事情において、幾春別川をさらに引續いて推進することは非常に苦勞いたしましたのであります。

そこで本委員会いたしましたしは、中央の情勢とにらみ合せまして、適宜の折衝を行い開發應もまた懸命の努力を拂ひました結果、幸いにも十一月二十八日の第五回電源開發調整審議會におきまして本年度より着工することに次の通り決定をなしまして、ここに重ねて本道が凱歌を奏するに至つた次第でございます。すなわち決定事項といしましては、幾春別及び芦別川電源開發は總出力三萬一千二百キロワット、總工事資金七十二億圓うち電氣部門工業費五十二億圓、昭和二十九年年度まで三カ年繼續事業とし、本年度着工資金については八億五千萬圓を要求し、決定の見込みでございます。

この内譯を申し上げますと、熊追澤發電所一萬一千八百キロワット、桂澤發電所一萬二千七百キロワット、三笠發電所六千七百キロワットでありまして、このほか本工事の完成によりまして幾春別川、芦別川の洪水防禦はもちろんのこと、幾春別川下流の約七千町歩の未開地のうち、四千四百三十町歩を開闢し、平均六萬四千四百石の食糧増産に寄與するとともに、本地方の選炭、その他工業用水の供給、岩見澤、美唄兩市及び芦別町の水道用水の補給等、本道總合開發に多大なる貢獻をなすことが豫想せられるのであります。

次ぎには、夕張川電源開發問題についてであります。本地點につきましては本委員会當初からの方針に基づきまして、道營電源開發を目途として各省と折衝を重ねて参つたのであります。特に開發應に對しては、夕張川計畫は農業用水、電源開發による河水統制等公共的性情を尊重し、經營主體を檢討していただくよう、再三にわたつて折衝を進めて参つたのであります。これが開發に伴う埋沒區域の地下資源の補償問題が複雑性を有し、一方、經濟審議廳、通産省、建設省、農林省、資源廳等に對しては三菱鑛業株式會社より埋沒區域の補償問題とからみまして、同地點の電源開發は同會社の自家発電として、建設したい旨の陳情が強力に行われていたのであります。したがひまして本地點の經營主體が未決定のため、昭和二十八年年度農林省所管として要求中の公共事業費三億七千萬圓も、大藏省の査定が決するに至つていないのであります。が、開發應においては道側とともに協力いたしましたして、目下同地點についてさら

299	298	297	296	295	294	293	292	291	290	289	288	287	286	285	284
江差線の一部道路補修並びに橋梁を永久橋に架替の件	厚真村、鰍川村間道路新設工事並びに安行の件	會計年度の變更の件	町村の起債枠増大の件	十勝郡大津村及び廣尾郡大樹町忠類町の境界變更の件	北海道學藝大學四年課程充實措置の件	海區漁業調整委員會書記の道職員定數條例適用方の件	十勝沖地震に伴う特別平衡交付金の件	十勝沖地震市町村災害復舊國庫補助事業のつなぎ融資の件	獸醫師公務員の待遇改善の件	興部高等學校を道立高等學校に移管の件	教育の改善振興措置の件	教職員定數條例復元の件	準地方費道帶廣、池田、本別、西足寄線を地方費道に昇格の件	準地方費道帶廣、池田、豐頃驛前線を地方費道に昇格の件	道物資源開發のための鐵道建設の件
函館市長	同	同	長門村長	大津村長	北海學藝大學四年課程充實期成會々々長	北海學藝大學協議員定數條	浦幌村長	浦幌村二名長	北海學藝大學協議員定數條	興部外町一長	長門村長	江部乙町連合PTA會々々長	同	池田町長	道鑛業會々々長
同	土木	同	同	同	同	同	同	同	總務	同	同	文教	同	同	同
同	採擇												同	採擇	

に細密調査中でありまして、その結果明年度豫算獲得に相當の自信を持つに至つたものの如く、なお發電面につきましては、採算、資金、補償、施工速度等の問題など、あらゆる角度から検討の上近く結論を出すに至つたのでありまして、この結論を得るため、来る二十四日から三日間にわたりまして、開發廳におきまして協議會が開かれ、最後の決定をみる段階に立ち至つたのであります。

次に、北海道電力株式會社の層雲別電源開發問題についてでありますが、本地點につきましては、電源開發か、觀光か、という問題にからみまして、通達省の電源開發方針に對しまして、厚生省の場合におきましては觀光重點主義の態度をとりましたため、兩者間の折衝は實に難航をきわめ、また地元は觀光問題を強く主張し、北電はこれのため資金計畫に一頓挫を來し、また厚生省のいうがとき放流を行うにおきましては、電源開發は採算不能になる等容易ならぬ事態と相なつていたのであります。本委員會といたしましては、知事がとりました妥協案の成立に協力いたしましたして、數次にわたり熱心なる折衝を重ねて参つたのであります。その結果、厚生省も遂に折れまして、一年有餘にわたる難問題も次の通り解決をみたのであります。

まず通達省から厚生省に對し、
一、許可條件第一次の毎秒九立方メートルの放流量については、將來、上流に發電用ダムを建設するなど、層雲峽の水量に著しい影響を及ぼすような事情が生ずる場合には右の放流量をあらためて検討すること。
二、許可條件に規定されている放流量について、必要ある場合は増減變更の措置を考慮すること。

という申入れ事項に對しまして、十一月十八日厚生省が全面的に了承いたしましたして、これにより、層雲別發電所は北海道電力株式會社が事業主體となつて、ただちに總出力二萬五千八百キロワット、工事資金二十三億五千萬圓、昭和二十九年完成豫定のもとに本年度資金二億一千八百萬圓をもつて着工する運びとなつた次第であります。

次に、日高東邦電化株式會社の計畫である幌滿川發電所建設資金の融資斡旋及び建設經營主體變更等について、同會社より再三にわたつて陳情がありましたので、十一月二十五日開催の本委員會におきまして、特に小委員會を設置いたしましたして、同發電所についての總合的調査を行うことに決定いたしましたのであります。

また道營をもつて實施いたしております雨龍川、鷹泊の發電計畫につきましては、昭和二十五年八月着工以來、發電事業は國と道の非常なる協力によつて、この間洪水による災害等幾多の困難を克服いたしまして、本月二十五日より一部發電の開始域に

315	314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302	301	300
洞爺湖畔野營場設置に對し助成の件	利別川地區軌道客土事業施行の件	金鑛業對策の件	小樽市に道立光明寮（失明者厚生援護施設）設置の件	昔標港を第一種漁港に指定の件	日梨泊港を第一種漁港に指定の件	オコツク海大暴風による水産關係災害復舊の件	中型機船底曳網漁業取締規則改正案に對し反對の件	水産物検査所幌泉派出所廳舎新築工事施行の件	炭勞スト打開策の件	公民館設置助成の件（二件併合）	北海道大野農業高等學校定時制龜田分校設置の件	山臼港塞設に關する件	枝幸港修築工事促進の件	準地方費道函館大野線及び地方費道札幌江差線を二級國道に指定方要望の件	札幌土木現業所深川出張所廳舎新築の件
村長 長	今金町長 外二名	北海道人業會々 長	小樽市議會議長	同	同	枝幸 外町一名	小樽市議會議長	幌泉 外村七名	網走支應管内町 村會長 外三名	十勝管内社會教 育委員協議會々 長 外一七名	龜田 外村二名	同	枝幸 外町一名	大野村長	深川 外一〇名
林務	農開	商工	民生	同	同	同	同	水産	勞働	同	文教	同	同	同	同
同	採擇		同	同	同	採擇	不採擇	採擇				同	採擇		

到達いたしましたして、この冬の渇水期の電力事情の緩和に多少でも貢献できることとなりまして、また明年八月のダム完成に伴つて、下流町村耕地の利水による米増産四萬石を期待できるとともに、道營發電事業第一號の完成をみることとなつたわけでありまして、今後の總合開發事業のテスト・ケースとして重要な役割を果たすことに相なりましたことは、まことに御同慶にたえない次第でありまして、この際合せて御報告申し上げておきます。

以上は、本委員會設置以來、本道の電源開發の對策について委員會が果して參りました任務の経過及び結果の概要であります。細部はお手元に配付いたしました本委員會會議経過及び上京折衝經過概要報告について御了承下さいますようお願いいたします。

これを要するに十勝川・糠平水系地點の工事資金二百八億圓、幾春別川、芦別川の電氣部門工事費五十二億圓、計二百六十億圓の巨費が電源開發株式會社の手により、本年度から五カ年間に本道に投ぜられることとなるほか、夕張川の道營電源開發につきましても、明るい希望が見出され、一方、北電の層雲別發電問題の解決着工をみる等、まさに本年は本道の電源開發上最良の年となりましたことは、本道開發上まことに御同慶にたえないところであります。本委員會設置當時豫想もし得なかつたかかる大成功を収め得ましたことは、道議會、道當局、特に商工部、電源開發本部、開發局、開發廳、電力協議會、北電、札幌通産局等關係機關が渾然一體となりまして、緊密なる連携を保ち、特に北電は前にも申し上げました通り、糠平地點の調査資料を提供するほか、あらゆる協力を惜しまず、また道内の輿論も他府縣にみられますような開發地點をめぐる醜い抗争もなく、眞に舉道一致の姿をもつて、折衝の運動を強力に展開し得ましたたゞのものでありまして、關係機關の各位の御努力に對し衷心感謝と敬意を表しますとともに、この折衝の運動に、あるいはまた對策の立案に終始御盡力をたまりました本特別委員會各位の御熱意、また本件に關し、議長はじめ、商工、土木、總務、農務等各委員各位の御協力、御鞭撻によるところまた決して少なからざるものがあつた結果でありまして、ここに合せて満腔の謝意を表する次第であります。本委員會はなお本道電源開發對策上いまだ幾多未解決の問題もあり、また着工決定をみしました電源開發工事の促進態勢の整備等新たな任務も豫想されますのでいよいよ活潑な運営をはかり、本議會の付託にこたえたいと存する次第であります。

これをもちまして本委員會におきます現在のまでの経過及び結果の概要につきまして中間報告を終る次第であります。

330	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318	317	316
農業共済基金に對し道費助成の件	増毛地區海老朽漁業に關する件	門別川の河口切替改良工事施行の件	町村道山門別本道路改良工事施行の件	準地方費道訓路・弟子屈線間改良工事施行の件	北海道開發のため鐵道建設工事中止路線の早期着工の件	遺族會館建設の件	檜山支廳管内所在町村道を地方費道に昇格の件	北海道的稚内盲聾學校の寄宿舎及び校地買収の件	留邊蘆町分町の件	新給與ベース及び年末手當支給方の件 (七件併合)	東洋高壓工業株式會社に對する過燐酸石灰生産指示量引上方要望の件	小樽市盲聾學校々舎改築促進の件	道立農試岩見澤水稻試驗地を支場に昇格の件(一八件併合)	農業試驗場十勝支場擴充強化に關する件
厚岸町農業共済組合長	網走地區海老朽漁業者佐藤石太郎 外九名	同	門別町一長	鶴居村長	函館市一長 外一名	北海道的連合遺族會會長	開發協議會々長	稚内盲聾學校父母と先生の會々長 外一名	溫根湯分町期成會々長 外一名	北海道的立水産試驗場職員組合昭三館分會横山昭三 外三名	東洋高壓株式會社北海道的工業所長	小樽市議會議長	月形村農協組合長 外二、二〇七名	川西村農民同盟代表木橋要藏 外一八六名
農務	水産	同	同	同	土木	民生	土木	文教	同	總務	商工	文教	同	農務
採擇		同	同	同	採擇	不採擇	採擇				採擇		同	同

○十二月二十日 午前十一時四十分開議、諸般の報告の後、日程第一、議

案第一號乃至第九十七號、報告第一號乃至第七號及び人事委員會提出の給與に關する勸告並びに意見を一括議題に供し、質疑にいたり、池戸議員(勞)より (1)地方財政の窮乏打開について (2)労働問題について (3)職業安定行政について (4)地方公務員のベース、アップと年末手当の支給について (5)教職員の定数復元について (6)北洋出漁問題について (7)中共の貿易について質疑、副知事、人事委員會委員長、教育長より答辯、池戸議員再質疑、副知事の答辯あつて午後一時休憩、午後二時三十五分再開、豫め時間延長の後質疑續行、福島議員(自)より (1)歳入財源の見積り過大について (2)昭和二十六年年度繰越金の豫算計上について (3)道立病院費について (4)教員定数問題について (5)北教組の法的性格について質疑、副知事、教育長、人事委員會委員長より答辯、福島議員より再質疑、副知事答辯、福島議員より三たび質疑、財政課長より答辯あつて、次に道下議員(改)より (1)炭労ストの影響に對する道の對策について (2)道財政の見透しについて (3)道税収入について (4)各種委員會の存廢について (5)農業倉庫、小水力發電助成について (6)教員定数復元問題について質疑、副知事の答辯あつて、午後四時十分散會。

○十二月二十二日 午後二時三十七分開議、諸般の報告の後、豫め時間の延長をなし、暫時休憩、午後四時二十三分開議、諸般の報告の後、會期を十二月二十七日まで延長について諮り、異議なくそのことに決し、ついで日程に追加し、意見案第一號及び同第二號を議題に供し、提案者糸川文教委員長(協)の趣旨聲明あつて、原案可決、次に、意見案第三號乃至第六號を一括議題に供し、提案者宮城商工委員長(改)の趣旨聲明あつて、原案可決、次に日程第一を議題に供し、質疑續行、笠井議員(協)より (1)米の自由販賣制の農業經濟に及ぼす影響について (2)石狩川の廢液處理問題について (3)教職員の僻地手當について (4)高等學校の燃料費について (5)現業職員の充足について (6)道の横の連絡、縦の命令系統について質疑、副知事、教育長より答辯、笠井議員より再質

第四回定例道議會の議決を経た條例の公布調

件名	議決月日	公布月日
合衆國軍隊の構成員等の所有する自動車に對する自動車税の徴收の特例に關する條例の一部を改正する條例	一二、二七	一二、二七
北海道税條例の一部を改正する條例	一二、二六	一〇〇
北海道職員に關する條例の一部を改正する條例	一二、二六	一〇〇
北海道的職員に關する條例の一部を改正する條例	一二、二六	一〇〇

340	339	338	337	336	335	334	333	332	331
札幌市内公私立高等學校生徒收容力緩和の件	農業試験場渡島支場強化の件	大沼公園温泉掘きく實施の件	町村道路改良工事に要する機械設備費に對し道費補助の件	函館市立柏木病院(精神病院)を道立に移管の件	池田土地改良區所管高島堤陸道復舊工事道營の件	鐵道用地牧野拂下の件	道立函館水產高等學校定時制戸井分校設置の件	函館市に光明寮(失明者厚生援護施設)設置の件	引揚者住宅新設の件
札幌市一條中學校内父母と先生の會連合會長	大野村農協組合外三名	七飯外村一名	町村會々長	函館市長	池田町池田土地改良區理事長	小澤村字セトセ外二名	戸井村議會議長外二名	同	函館外市一名
文教	農務	林務	土木	衛生	同	農開	文教	同	民生
	採擇							同	同

疑、答辯あつて、次に窪田議員（公）より（1）給與問題について（2）道南地方視察結果による開發等の諸問題について（3）高等學校の分離問題について（4）綱紀肅正について質疑、副知事、教育長、人事委員會委員長、商工、水産、労働各部長、道總合開發委員會事務局長より答辯あり窪田議員より再質疑、答辯あつて午後六時十三分散會。

○十二月二十三日 午前十一時五十一分開議、諸般の報告の後、三室議員（自）より勞災病院誘致問題について緊急質問あり、労働部長の答辯あつて、午後零時三十四分一旦休憩。

午後二時二十五分再開、諸般の報告の後、日程第一を議題に供し質疑續行、濱森議員（道）より、改正道路法政令の北海道の特例について質疑、副知事より答辯あつて、同議員よりこれに對する希望を申述べた後、次に三室議員（自）より（1）職業補導所入所生の災害補償について（豫め時間を延長）（2）公務員の政治活動について（3）雑穀の検査について（4）風俗營業取締りについて質疑、副知事、教育長、選舉管理委員長、人事委員會委員長、公安委員會囑託より答辯、三室議員の再質疑、公安委員會囑託より答辯あつた後、質疑終結について諮り、異議なくそのことに決した。ついで平野議員（自）より日程第一の中、議案第一號乃至第十六號、第二十二號、第八十三號乃至第九十五號、報告第一號乃至第四號、第七號については慎重審査の要があるので、十五名からなる豫算特別委員會に付託せられたいとの動議提出、賛成あつて動議成立これを諮つて異議なくそのことに決し、つぎのように委員を選任、右の議案を本特別委員會に付託した。

塚田 庄平（勞） 平野 榮次（自） 金澤 藤吉（自）
井口 泰み（社） 福島新太郎（自） 朝倉 義衛（自）
西川 正一（改） 笠井 幸衛（協） 道下 美作（改）
濱森 辰男（道） 宮北三七郎（協） 土山宇三郎（公）
土橋 傳七（自） 高田 治郎（社） 桑野秀治郎（自）

次にその他の案件即ち、

北海道學校職員の給與に關する條例の一部を改正する條例	〃	〃	一〇二
北海道海區漁業調整委員會等の委員の報酬及び費用弁償條例	一二、二七	〃	一〇三
北海道地方労働委員會の委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例	〃	〃	一〇四
北海道地方労働委員會から出頭を求められた者の費用弁償の額及び支給に關する條例	〃	〃	一〇五
北海道教育委員會の委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例	〃	〃	一〇六
北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例	〃	〃	一〇七
北海道知事、副知事、出納長及び副出納長の給料額及び旅費額並びにその支給條例の一部を改正する條例	一二、二六	〃	一〇八
北海道議會議員報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例	〃	〃	一〇九
北海道教育委員會の委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例	〃	〃	一一〇
北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例	〃	〃	一一一
北海道監査委員會の報酬額、費用弁償額、給料額及び旅費額並びにその支給條例の一部を改正する條例	〃	〃	一一二
北海道公安委員會の報酬額及び費用弁償額並びにその支給條例の一部を改正する條例	〃	〃	一一三
北海道選舉管理委員會の報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例	〃	〃	一一四
北海道人事委員會委員の給料額、旅費額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給條例の一部を改正する條例	〃	〃	一一五
北海道地方労働委員會の委員等の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例	〃	〃	一一六
北海道農業委員會委員の報酬及び費用弁償條例	〃	〃	一一七

議案第十七號、第十八號、第二十三號、第二十四號は農地開拓委員會に、議案第十九號乃至第二十一號、第二十五號乃至第三十一號、第三十七號乃至第四十二號、第八十號、第八十一號、第九十七號は總務委員會に。

議案第三十二號乃至第三十四號、第四十四號、第四十五號、第六十五號第九十六號は衛生委員會に。

議案第三十五號、第四十六號乃至第五十號は商工委員會に。

議案第三十六號、第五十八號、第六十九號は土木委員會に。

議案第四十五號は、民生委員會に。

議案第五十一號乃至第五十五號、第六十六號乃至第六十八號は、農務委員會に。

議案第五十六號、第五十七號は勞働委員會に。

議案第五十九號は、建築委員會に。

議案第六十號乃至第六十二號、第七十號乃至第七十二號は、水産委員會に。

議案第六十三號、第六十四號、第七十三號、第七十四號は林務委員會に。

議案第七十五號乃至第七十九號、第八十二號は文教委員會にそれぞれ付託した。

次に、日程に追加し議案第九十八號乃至第百十三號を議題に供し、副知事の説明を聴取の後、議案第九十八號乃至第百十號、第百十三號は豫算特別委員會に併託、議案第百十一號については審査省略の上原案に同意可決について諮り異議なくそのことに決し、議案第百十二號は土木委員會に付託した。なお明二十四日及び二十五日は委員會の議案審査のため休會に決し午後四時散會。

知事説明要旨

茲に提案いたしました昭和二十七年年度北海道費歳入歳出追加更正豫算案その他につきまして、その概要を御説明申し上げます。

北海道農業委員會委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例	〃	〃	一一八
北海道職員に對する昭和二十七年々末手當支給に關する條例	〃	〃	一一九
北海道學校職員に對する昭和二十七年々末手當支給に關する條例	〃	〃	一二〇
北海道知事等に對する昭和二十七年々末手當支給に關する條例	〃	〃	一二一
北海道職員定數條例の一部を改正する條例	一二、二七	〃	一二二
北海道廣報委員會條例	〃	〃	一二七
北海道總合開發委員會條例	〃	〃	一二
北海道科學技術審議會條例	〃	〃	一三
北海道民所得調查委員會條例	〃	〃	一四
北海道未開發地域開發促進委員會條例	〃	〃	一五
北海道社會福祉審議會條例	〃	〃	一六
北海道保健所運営協議會條例	〃	〃	一七
北海道結核對策委員會條例	〃	〃	一八
北海道商工業振興對策委員會條例	〃	〃	一九
北海道合理化金融審査委員會條例	〃	〃	二〇
北海道貿易振興委員會條例	〃	〃	二一

今回提出いたしました豫算は年末手當及び石炭手當の差増額についてこれを措置いたしますと共に、十勝沖地震の罹災市町村に對する復舊事業資金貸付金を追加計上いたしました次第でありまして、その豫算額は、普通會計におきまして、

六億一千三百六十四万円

特別會計におきまして

二千二百三十九万円

合 計

六億三千六百三万円

となるのであります。

以下普通會計の歳出より順次御説明申し上げます。

先づ年末手當についてであります。道職員、道職員の經濟生活の實情に鑑み基本給の一、三カ月分を支給することとし、

一般職員分

八千九百八十三万円

教職員分

三億六千三百四十五万円

合 計

四億五千三百二十八万円

を計上いたしました。

何卒關係條例と共によろしく御審議の程をお願いいたします。

次に石炭手當につきましては、政府は近く政令をもつて屯當り三百圓の増額支給に決定の見込でありますので、道においてもこれと同様に増額支給することとし

一般職員分

七百九十二万円

教職員分

二千四百二十四万円

合 計

三千二百十六万円

を追加いたしました。

次に震災對策費におきまして、一億二千七百七十三万円を計上いたしましたのは、十勝沖地震による罹災市町村の災害復舊事業に對する國庫補助は、御承知の如く本年度及び明二十八年度の二カ年度に分割して交付せられることとなつておりまして、又これに見合う起債につきましても同様二カ年度に分割して詮議せられることとなつているのであります。

しかしながら明年年度において施行することとなつた事業の内、上水道、道路、橋梁、教育施設等の事業でその事業の性質上本年度において繰上施行を必要とするものも數々ありますので、その資金を政府から道において借入の上更にこれを當該市町村に貸付し、これが速な復興を計らうとするものであります。

以上は歳出について申上げたのでありますがこれに見合う財源といたしましては、

北海道産業振興委員會條例	〃	〃	一二
北海道暖房用石炭對策協議會條例	〃	〃	一三
北海道種苗審議會條例	〃	〃	一四
北海道農業振興對策委員會條例	〃	〃	一五
北海道畜産振興審議會條例	〃	〃	一六
北海道地方競馬運営委員會條例	〃	〃	一七
北海道農業協同組合育成審議會條例	〃	〃	一八
北海道労働審議會條例	〃	〃	一九
北海道職業指導基準策定委員會條例	〃	〃	二〇
札幌都市計畫事業東札幌土地區畫整理委員會條例	〃	〃	二一
北海道水産業協同組合育成強化對策協議會條例	〃	〃	二二
北海道漁業損失補償審査委員會條例	〃	〃	二三
北海道魚田開發審議會條例	〃	〃	二四
北海道立公園條例の一部を改正する條例	〃	〃	二五
北海道林産物對策協議會條例	〃	〃	二六
公衆浴場法施行條例の一部を改正する條例	〃	〃	二七

國庫支出金 八十四万圓
 地方財政平衡交付金 四億九千七百七十四圓
 雜 收 入 一億二千七百七十三万圓

をそれぞれ見込んで收支の均衡を圖つた次第であります。
 次は特別會計についてでありますが、

水産物検査費會計において 二百五十四万圓

酪農検査費會計において 九 万 圓

林産物検査費會計において 四百七十八万圓

道有林野事業費會計において 七百一十萬圓

道科大學費會計において 六百四十二万圓

道病院費會計において 百五十五万圓

をそれぞれ追加計上し、

また地方競馬費、道營自轉車競技費、電氣事業費及び印刷所費會計におきまして歳出豫算の更正をいたしましたのは、普通會計の例に倣い當該會計所屬職員に對し、年末手當及び石炭手當を支給しようとするものであります。

以上は豫算案につきましてその大要を申述べたのであります。なお詳細につきましては御質問に應じ御答辯申上げたいと存じます。何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

○十二月二十六日 午後二時五十分開議、豫め時間の延長をなし、諸般の報告の後、議事の都合により暫時休憩、午後五時五十三分再開、諸般の報告の後日程第一、議案第一號乃至第十六號、第二十二號、第八十三號乃至第九十五號、第九十八號乃至第一百十號、第一百十三號、報告第一號乃至第四號及び第七號を議題に供し、高田豫算特別委員長（社）より、本案についての豫算特別委員會における審査の経過及び結果について報告、議長より委員長報告は議案については原案可決、報告については承認可決である旨を述べ、本案をいずれも委員長報告通り決することについて諮り異議なくそのことに決した。

次に日程に追加し議案第百十四號乃至第百二十五號を議題に供し、本案はいずれも委員會の審査を省略し、原案通り決することについて諮り異議なくそのことに決し、午後六時十分散會。

北海道改良普及資格試験條例の一部を改正する條例	〃	二八
北海道農産物検査條例の一部を改正する條例	〃	二九
北海道原料乳検査條例の一部を改正する條例	〃	三〇
北海道屋外廣告物條例の一部を改正する條例	〃	三一
北海道魚菜卸賣市場條例の一部を改正する條例	〃	三二
北海道漁業權證券資本金化に關する調査條例の一部を改正する條例	〃	三三
北海道水産物検査條例の一部を改正する條例	〃	三四
北海道林産物検査條例の一部を改正する條例	〃	三五
北海道有林野條例の一部を改正する條例	〃	三六
北海道附屬機關構成員その他非常勤職員報酬及び費用償還條例	〃	三七
北海道職員の旅費に關する條例	〃	三八
北海道立療養所條例の一部を改正する條例	〃	三九
保健所設置條例の一部を改正する條例	〃	四〇
北海道立食糧研究所條例の一部を改正する條例	〃	四一
北海道營自轉車競技條例の一部を改正する條例	〃	四二
札幌醫科大學條例の一部を改正する條例	一二、二六	四三

豫算特別委員會委員長報告

私は過般設置せられた豫算特別委員會の委員長といたしまして、ここに委員會における審議の経過並びに結果につきまして、その概要を報告申し上げます。

本委員會に付託せられた案件は、議案第一號乃至第十六號、第二十二號、第八十三號乃至第九十五號、第九十八號乃至第一百號、第一百十三號、並びに報告第一號乃至第四號及び第七號の四十九案件でありまして、これら案件の審査のため、去る二十三日委員會が設置せられますや、ただちに委員會を開きまして、正副委員長の互選を行い、翌二十四日より審議を開始いたしましたのであります。

しかしして付託案件の緊急性と、年末も押し迫つて設置せられた關係上、でき得る限りすみやかに結論を得べく、連日深更に及び熱心なる審議が行われたのであります。委員各位の御努力に對しましてこの際衷心より敬意を表する次第であります。

まず審議の方法といたしましては、議案を四部門に大別いたしました。最初に、農地開拓部、農務部、林務部の各部所管、第二番目に、商工部、水産部、民生部の各部所管、第三番目に、土木部、建築部、衛生部、労働部の各部所管、最後に教育委員會及び總務部の所管事項について、それぞれ一括いたし、順次質疑を行つた次第であります。

しかしして以上の順序によりまして、一應の質疑は終了いたしました。付託案件は追加豫算とはいへ、三十一億余圓を越えます普通、特別各會計豫算と起債及び給與條例の改正案等の四十九件にも及ぶ龐大なものであります。これらの道政に及ぼす影響等もまことに重大なものでありますので、引き続きあらゆる角度から慎重なる審議檢討が加えられた次第であります。

今本委員會の審議の跡を顧みまするに、今次提案せられた昭和二十七年追加更正豫算案は、平衡交付金二十二億、國庫支出金三億五千萬圓、雜收入二億五千萬圓その他を見合ひまして、道一般職員並びに教職員に對する年末諸給與並びにベース改訂及び勤務手当支給地分改訂等の差増額の追加、緊急を要する事業費その他若干の行政費を含む本年度におきます最終的追加更正豫算でありまして、その他の案件もこれに附随するものであります。財政上の見地から、その内容について論議がなげしくかわされたものが多かったものであります。

歳入關係につきましては、遊興飲食税及び入場税の税率變更に伴う減収見込み、經濟界の不況に伴う事業税減収見込み、並びに滞納繰越金の整理對策、寄附金の収入狀

北海道學校施設基準策定審議會條例

一二、二七
一、一四四

北海道學校保健審議會條例

〃
四五

北海道文化賞審議會條例

〃
四六

天然記念物北海道大審査會條例

〃
四七

北海道社會教育施設設置審議會條例

〃
四八

況平衡交付金の見積りと起債の承認見込等、歳入豫算に關する諸問題につきまして論議が集中されたのであります。

歳入關係につきましては、土地改良事業に關し豫算外義務負擔による施行方法の改善、本廳直轄及び現業所の施行方法、軌道客土事業施行方針、補助及び代行事業施行に伴う職員の充足の問題、農業用機械の早期購入、道營競馬の目的と採算上の措置、ハード・ボードの研究と生産の状況、治山治業の實施状況、農業改良普及員の設置に伴う地方負擔と牝牛の貸付状況、多角的農業經營上の植林の問題、先般のオホツク海暴風災害の復舊、損失補償の對策、漁業權證券の資金化と因漁地帯における漁民の就業對策、工場誘致條例による工場の誘致對策、信用保證協會の運營改善、審議會委員會等附屬機關の廢止に伴う豫算上の措置、小水力發電施設の促進對策、物產斡旋所の運營改善、北洋漁業の出漁對策、漁業權と水產物検査料の問題、開發住宅促進協議會の性格と道の交付金との關係、開拓地における保健衛生と看護婦の養成助長の問題、公營住宅とその企業體の問題、醫科大學の運營、日雇勞務者の賃金算定の基準、保健所、診療所の設置と技術者の充足、開發局分離に伴う土木現業所の機械及び施設の整備、除雪費に對する豫算措置、道職員及び教職員に對する年末手当支給率の問題、僻地における有資格教員の充足と待遇のための僻地手当の改訂、盲ろうあ學校の整備、新生活建設運動の實態とその方針、職員の給與條例改正に伴う調整額の問題、道職員汚職事件の措置、單級複式校に對する教員配置の現況、歳入の不健全性に伴う本年度事業の中止または繰延べの問題、道立高校の需用費豫算並びに教職員の豫算定數と配置定數の關係等の現下道政上の諸問題につきまして活發な論議が行われたのであります。

しかしてこれらの諸問題についての論議を十分盡しまして、さらに各委員より意見が種々開陳されたのでありますが、特に次の諸點につきましては、強く善處すべきであることが要望されたのであります。

すなわち第一は、本年度財政には不健全なものが認められるので、歳出豫算の執行にあつては、冗費の節約をはかるはもちろんあらゆる努力を拂ひ万全を期するとともに、歳入欠陥により、實質的に赤字とならないよう努力すること。

第二は、教育費豫算中、小學校教員の配置定員が、豫算定員を越えていることはまことに遺憾であるから、かかる措置は嚴に慎むこと。

第三は、僻地手當は本道の特殊事情に即していない實情にかんがみ、明年度當初豫算において改訂するよう努力すること。

第四は、昭和二十五年年度道費決算審査意見において指摘された公金費消による損害額の補填措置は緩慢であるから、本年度内に補填し得るよう努力すること。

第五は、國會の論議を通じ報道されている公務員の年末手當〇・二五増額問題については、地方公務員に對する政府の方針が決定次第、道職員並びに教職員に對し早急に同様支給するよう措置すること。

第六は、日雇勞務者の冬季加給の一日二十圓は、本道の特殊事情に照し低額であるから、可及的増額に努力し、日雇勞務者の生活安定上万全を期せられたい。

以上の如き経過をもちまして、お手元に配付の報告書の通り、議案第一號乃至第十六號、第二十二號、第八十三號乃至第九十五號、第九十八號乃至第一百十號及び第一百十三號は、おのの原案可決とし、報告第一號乃至第四號及び第七號はそれぞれ承認可決とすることに満場一致決定いたしました次第であります。

以上、本委員會に付託の各案件についての審査の経過及び結果の概要を申し上げまして私の報告を終ります。

○十二月二十七日 午後一時四十五分開議、諸般の報告の後、宮本農務委員長（協）より甜菜生産振興臨時措置法制定についての経過について報告あり、ついで日程第一議案第十七號乃至第二十一號、第二十三號乃至第八十二號、第九十六號、第九十七號及び第一百十二號を議題に供し、宮北農地開拓委員長（協）より議案第十七號、第十八號、第二十三號、第二十四號について安達總務副委員長（自）より議案第十九號乃至第二十一號、第二十五號乃至第三十一號、第三十七號乃至第四十二號、第八十

號、第八十一號及び第九十七號について、田中衛生委員長（自）より議案第三十二號乃至第三十四號、第四十四號、第四十五號、第六十五號及び第九十六號について、朝日商工副委員長（協）より、議案第三十五號、第四十六號乃至第五十號について、宮津土木委員長（自）より議案第三十六號、第五十八號、第六十九號及び第一百十二號について、本多民生委員長（改）より議案第四十三號について、宮本農務委員長（協）より、議案第五十一號乃至第五十五號、第六十六號乃至第六十八號について、四十榮勞働委員長（改）より、議案第五十六號及び第五十七號について、旭建築委員長（自）より議案第五十九號について、松平水産委員長（自）より、議案第六十號乃至第六十二號、第七十號乃至第七十二號について、土橋林務委員長代理（改）より議案第六十三號、第六十四號、第七十三號及び第七十四號について、糸川文教委員長（協）より、議案第七十五號乃至第七十九號及び第八十二號について、それぞれ委員會における審査の経過及び結果について報告。

ついで議長より各委員長の報告は、議案第二十三號及び第二十四號は希望條件付原案可決、議案第十七號、第十八號、第三十一號及び第三十七號は同意可決、議案第五十七號は閉會中繼續審査、その他はいずれも原案可決であるが、本案を委員長報告通り決することについて諮りそのことに決定。

次に日程第二、選舉管理委員、同補充員の選舉を行う旨を述べ、その數は委員、補充員共各四人、選舉の方法は指名推薦の方法により議長指名とすることについて諮り、そのことに決し、直ちに委員には、松浦榮君、喜多幸章君、窪田長松君、須藤秀夫君、同補充員には、平田助市君、水島宣君、横山準治君、西村卯君を指名、これを諮つて當選者に決定、なお補充員の補充の順位は指名順によることを諮つて、これに決した。

次に日程第三、請願及び陳情審査の件を議題に供し、本件はいずれも委員長の審査経過報告を省略し、委員會決定の通り決することについて諮

りそのことに決した。

次に日程に追加し、議案第百二十六號を議題に供し、本案は委員會の審査を省略し同意可決に決した。

次に決議案第四號及び第五號、意見案第七號乃至第十七號を一括議題に供し、いずれも原案可決、以上をもつて案件の全部議了した旨を述べ議長は午後二時四十六分閉會を宣した。

決議案第一號

水産委員長 松平 武一君提出

オコック海暴風浪による漁業災害復舊融資に関する特別立法促進要望決議

昭和二十七年十月二十二日、二十三日に亘る北海道オコック海沿岸に發生した暴風浪による漁業關係災害の重大性に鑑み、中央においてはこれが復舊對策につき鋭意検討せられつつあることは、道民齋しく感謝に堪えないところである。

本災害は盛漁期中にあつた鮭定置網漁業に與えた被害激甚なるものがあるの外その他の漁業にも甚大なる被害を與え、盛漁期半ばにして終業の止むなきに至る等關係漁家經濟は致命的打撃を蒙り、洵に悲惨なる實情に鑑み、本災害の早期復舊を達成するため復舊資金融通に関する特別措置法の速かなる成立を期せられるよう本議會の決議をもつて要望する。

内閣總理大臣 内閣官房長官

農林大臣 大藏大臣

衆議院議長 參議院議長

衆議院水産委員長 參議院水産委員長

右決議する

昭和二十七年十二月十六日

決議案第二號

水産委員長 松平 武一君提出

昭和二十八年北洋母船式鮭鮭流網漁業出漁に関する要望決議

昭和二十七年北洋漁場再開に當り鮭鮭流網漁船全國五十隻中北海道より二十五隻の

出漁を見豫期以上の好成績を挙げ北洋漁業發展の基礎を築いたことは本道は勿論本邦水産界にとり誠に同慶に堪えぬところである。

由來北洋漁業は本道先進漁業者の尊い犠牲と果敢なる開發精神により實施せられたものであり言わば北洋漁業は本道漁業者の血と汗と言語に絶する努力の結晶というも過言でないと思ふものである。

かかる歴史的經過より北洋再開に當り本道漁業者が積極的に出漁を熱望することは必然的であり加えて戦後喪失した千島、樺太よりの漁民約八割が本道に引揚げこれら漁業者も北洋漁場への進出を希求しつつある實情である。

而して過般水産廳より本道に對する獨航漁船として四十隻の割當がなされたが、本道漁業者の總力を結集し一元的に母船式鮭鮭流網漁業經營せんとする積極的熱意に應えるには余りにも少數の割當隻數であるとともに、母船の割當について何等の指示のないことはまことに遺憾に堪えない。

依つて本道漁民の北洋出漁に對する意欲に對し母船式經營と獨航漁船の増加措置を講ぜられるよう本議會の決議を以つて要望する。

北海道會議議長 蒔田 余吉

農林大臣 水産廳長官

衆議院議長 衆議院議長

衆議院水産委員長 參議院水産委員長

右決議する

昭和二十七年十二月十六日

決議案第三號

商工委員長 宮坂壽美雄君提出

暖房用炭確保に関する要望決議

本道における暖房用炭は冬季における最重要の生活必需物資にしてその確保は道民生活安定上極めて重大なる問題である。

然るに二カ月余の長期に亘る今次のストによつてその減産約二三〇万屯に及び市場貯炭も殆んど拂出しの限界に達し、加えて酷寒季の到來と輸送の大幅削減等暖房用炭の確保は極めて困難な状態に立到り、この儘にては一日も遷延を許さぬ緊迫した情況下にある事は誠に遺憾にたえない。

よつて關係當局におかれてはその窮狀を御了察の上これが確保につき速かに適切な措置を講ぜられるよう本議會の決議により要望する。

通産省大臣
通産省炭局長
札幌通産局長
日本國有鐵道總裁
日本國有鐵道運輸局長
日本國有鐵道總局局長
日本國有鐵道北海道支那人
日本石炭協會會長
日本石炭協會北海道支部長
北海道石炭礦業協會會長
日本石炭礦業連合會會長

各道

右決議する

昭和二十七年十二月十六日

決議案第四號

北海道議會

北海道農業試驗場整備擴充に關する要望決議

右別紙案文の通り提出する

昭和二十七年十二月二十七日

提出者

議員

立原耕平

議員

旭住明

同 坂東浩一
同 西田正一
同 森川清
同 榎川忠雄
同 清水三俊
同 三宅光雄
同 西村武夫

同 平野榮次
同 山内廣
同 林謙二
同 笠井幸衛
同 道下美作
同 時田政次郎

北海道議會議長 蒔田余吉 殿

北海道農業試驗場整備擴充に關する要望決議

一、本道農業振興の基盤をなす農業試驗機關たる北海道農業試驗場を緊急に整備擴充せられたい。

理由

本道農業界の現状を見るに農家戸數二十四萬戸、耕地面積田、十四萬町、畑五十九萬町を占め、牝牛六萬頭、馬二十六萬頭、綿羊四十五萬頭、豚六萬頭を保有し農畜生産物は昭和二十六年の調査において約六百億圓と稱せられ、本道農業上重要な地位を占め、更に今後不作地の解消開拓による耕地造成等によつて十年後には百二十萬町余の耕地を確保することが可能と見做されているのであるが本道農業は地理的條件において他府縣とは異り冷霜風雪等各種の災害を蒙る頻度甚だしく又火山灰地、泥炭地、重粘地等の土壌の種類も多く、従つて農業經營の内容は極めて複雑であるため高度な農業技術を必要とし、土地の改良、地力の培養、品種改良病虫害の防除更には耕種法の改善等各方面に亘る基本的試驗研究を行い、その綜合成果を直ちに普及指導に移すことによつて初めて食糧の増産及び經營の安定を期することを得るものであつて、試驗研究機關の強化、普及體制の整備充實こそ目下の急務と云わなければならない。

然るに北海道農業試驗場は創立以來五十年を閲し、其の間本道の開發に對し至大の貢獻をなして來たところであるが、近年これが擴充等について何等の見るべき施策なく、加うるに開拓の進展に伴う耕地面積の擴大により漸次定員並に豫算の不足を生じつつあつたが、特に昭和二十五年全國的農業試驗機關の整理統合により、試驗機關が國立と道立とに分割せられた結果、道立農業試驗場は定員、豫算の不足著しく、更らに建物並びに諸設備においても多くは明治中葉以降或いは大正初期に建設せられたものであるため腐朽甚だしく、又研究設備や農機具は貧弱で舊式のもの多く、極めて荒廢せる状態にあつて試驗研究の成果を期待することは甚だ困難な事態に立到つてゐることは遺憾に堪えないところである。

又これを他府縣と比較するに試験研究従事者一人當り擔當面積は秋田縣千七百五十町、新潟千九百四十町、長野縣八百八十町歩に對し本道は約四千四百町歩に達し、しかも今後の未墾開拓可能面積七十四萬町歩を合すれば、實に定員一人當り擔當面積は八千七百餘町歩にのぼり本道の農業試驗機關の人員不足施設の不備を如實に示している。

斯の如き状態に北海道農業試驗場を放置するときは、到底その使命達成は不可能であるばかりでなく、ひいては本道農業を危殆に陥らしめ、その損失は誠に憂慮に堪えないものがある。

依つて速やかに北海道農業試驗場の機能發揮上必要なる定員並びに豫算上の措置を

なし北方農業技術の確立と普及指導上遺憾なきを期せられるよう本議会の決議をもつて要望する。

北海道知事 田中敏文宛

右決議する

昭和二十七年十二月二十七日

決議案第五號

北海道議會議長 蔭田余吉

北海道議會

民生委員長 本多吉江君提出

在外抑留邦人引揚促進に關する要望決議

終戦以來茲に七力年余を過し講和條約發効せる今日なお多數の同胞が遠く異境の地に抑留せられていることは抑留同胞はもとより、その家族並びに關係者にとつて悲嘆痛恨の極みであるばかりでなく、國民感情としても黙視し得ないところである。

特に本道における多數の留守家族世帯はその精神的不安と、現下の經濟的苦難のもとに日夜暗澹たる生活を余儀なくされていることは洵に見るにしのびないものがある。

依つてこれら抑留者の解放を關係各國に對し要請しその引揚を促進するよう本議会の決議を以つて要望する。

北海道議會議長 蔭田余吉

内閣總理大臣 内閣官房長官
外務大臣 厚生大臣
衆議院議長 參議院議長

各通

を決議する

昭和二十七年十二月二十七日

北海道議會

意見案第一號

文教委員長 糸川章夫君提出

産業教育振興法に基づく水産高等學校共同實習船建造に關する意見書

一、産業教育の振興特に北海道における水産教育の充實發展を圖るため、産業教育振興法に基づく水産高等學校共同實習船の建造費補助を北海道に交付せられたい。

理由

北海道における水産課程高等學校は、單置校二校、總合制六校の計八校に達するが、その内實習船を有するものは三校に過ぎず、その他の實習船の施設がないため漁業實習に當つては、いわゆる船隻契約をなすか若しくは校外委託實習の形態をとらざるを得ない實情にある。しかも北海道の漁業が沿岸より近海へいはば遠洋漁業へ移行しつつある現狀においては、僅かに既存の三十屯程度の木造船をもつてしてはその用に耐えず、多數生徒を乗船せしめ科學的基礎に立つ漁業實習の遂行上極めて不安を禁じ得ない現況である。

しかして北海道は四面海に面し漁業上に占める地位は、全國漁獲高九億三千余方貫中三億余方貫を漁獲實に全國漁獲高の三十一%の高率を示し、將來本道水産業の推進となる中堅指導者の育成を任務とする水産高等學校の責務は益々重きを加えているが、各學校毎に夫々の實習船を所有することは不可能の實態にあるので、産業教育の振興と水産業の飛躍的發展を期せしめるため、政府が昭和二十八年年度において計上せんとしている百五十屯級の水産高等學校共同實習船建造補助豫算を本道の水産高等學校にも是非一隻分を交付せられるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十二日

北海道議會議長 蔭田余市

文部大臣 大藏大臣

衆議院議長 參議院議長

衆議院文部委員長 參議院文部委員長

各通

意見案第二號

文教委員長 糸川章夫君提出

北海道總合開發に伴う文教施設の整備充實に關する意見書

一、北海道總合開發に伴う左の文教施設を急速に整備充實せられたい。

記

(一) 教員の養成機關たる北海道學藝大學の施設整備充實

(二) 産業教育振興法に基づく帶廣畜産、室蘭工業、並びに小樽商科各大學の施設整備充實

(三) 寒冷積雪地帯たる特殊性に鑑み、小中学校屋内體操場の整備充實並びに老朽危険小學校舎の早期改築

四、六・三制實施に伴う教室不足數の充足

理由

北海道総合開發の推進に伴い學令兒童生徒は漸増し、これに伴い教員の増加は必須であるのみならず、へき地においては無資格教員も多いのでこれが解消を期するために教員養成機關の整備充實は焦眉の急に迫まられている。

又総合開發の基幹として産業技術者の養成と實業科教員の養成もまた緊急を要するものであつて、産業教育振興法に基く各種大學の職業課程施設の整備充實が必要である。

しかし義務教育施設については新學制發足以來國の援助と地方公共團體及び教育關係者の異常なる努力により逐次その整備がなされつつあるも、その進捗状況は遅々として進まない現況にあり、特に北海道の如き寒冷積雪地帯にあつては小中學の屋内體操場の急速整備が期せられなければ、教室廊下等に閉じこめられる兒童生徒の保健體育に及ぼす影響は誠に大であつて、未だに八方坪に上る屋内體操場の不足坪數があることは遺憾の極みである。

又老朽危險小學校舎についても三十年乃至四十年以上のものが四方坪に及び、且つ北海道は内地に比し寒冷積雪地帯であるため、その腐朽破損の度合も大きくこれが改築は焦眉の急に迫まられている實情である。

しかし又六・三制實施に伴う教室の不足は人口の増加とともに益々著しく、これをそのまま放置するにおいては教育上重大なる支障をきたす虞れがある。

叙上の如く北海道の文教施設は、総合開發の進展に伴い當然これと併行して整備充實されなければならないにも拘らず、その進捗度は遅々として進行していないことは、文教の振興上遺憾であるばかりでなく、ひいては國策として進行している本道総合開發進展をも阻害するの結果となり憂慮に堪えないので、國が目下進めている北海道総合開發に併行し、これら文教施設の整備充實のため強力なる措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十二日 北海道議會議長 蒔田余吉

大藏大臣 文部大臣

北海道開發廳長官 北海道開發審議會會長

衆議院議長 參議院議長

衆議院文部委員長 參議院文部委員長

各通

意見案第三號

商工委員長

宮坂壽美雄君提出

電氣通信施設の整備充實に關する意見書

一、北海道における電氣通信施設は極めて貧弱であり、総合開發遂行上重大なあい路となつてゐるが、獨立採算制の建前から通信事業特別會計のみではこれが整備擴充は困難であるので一般會計よりの繰入補充措置を講ぜられたい。

理由

北海道における通信施設の状況は、全國平均に比較して遙かに低くしかも総合開發促進に伴い漸次跋行的な傾向となりつつあり、これがために地域廣大幾多豊富な資源を包藏しつつも、産業開發上不可欠の基本的施設である電氣通信施設が不備のためその開發がそのまま放置されざるを得ない現況にある。このことは獨立採算制をとる通信事業特別會計の關係上やむを得ないといへ、本道の場合戦後廢された唯一の未開發地として國家的要請に基いて総合開發を推進しつつある特殊事情を考慮され一般會計より繰入補充の上設備の擴充強化の措置を講ぜられるよう要望するのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十二日 北海道議會議長 蒔田余吉

内閣總理大臣 大藏大臣

郵政大臣 經濟審議廳長官

北海道開發廳長官 自治廳長官

衆議院議長 參議院議長

各通

意見案第四號

商工委員長

宮坂壽美雄君提出

北海道に國民金融公庫の支所増設に關する

意見書

一、中小企業、特に零細企業者の事業資金融資を圓滑化しその健全育成を圖るため、北海道に國民金融公庫の支所増設の措置を講ぜられたい。

理由

わが國の産業構造の上において、中小企業の占める比重は極めて重要なものがあるが、特に北海道の場合これら企業者の何れもが資本的に弱體であつて、一般の金融

機關よりの融資を受け得ることが少く、常に金融難にあえいでいる實情であつて、かくては本道中小企業の振興はもろ論、産業開發は望むべくもない。

これが對策としては、これら零細企業者に対する事業資金の供給を目的とする國民金融公庫の利用度の増大に俟たねばならないが、本道における本公庫の支所は僅かに札幌旭川の二カ所を數えるのみであつて、廣大な地域に亘り多數の企業者を有する本道としてはその利用上尙に不利不便であつて、その恩恵に浴するものが小部分に極限せられてゐる。

よつてこの際本道に本公庫の支所増設方特段の措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十二日

北海道議會議長 蔭田 余吉

大藏大臣 通商産業大臣

中小企業廳長官 經濟審議廳長官

國民金融公庫總裁 北海道開發廳長官

自治廳長官 衆議院議長

參議院議長

意見案第五號

商工委員長 宮坂壽美雄提出

北海道に商工組合中央金庫の支所増設に關する 意見書

一、中小企業等協同組合事業に對する融資を促進し、もつて中小企業者の經營難を開し、その健全な育成を圖るため本道に商工組合中央金庫の支所増設の措置を講ぜられたい。

理由

中小企業の經營難を打開し、その健全な維持育成を圖るためには、協同組合制度による共同事業により經營の合理化を圖ることが極めて有効な手段であつて本道における中小企業等協同組合も既に八百八十組合を數え漸次増加の傾向を示している現状である。

併しながら、中小企業共通の悩みである資本金の劣勢によりこれらの組合の殆んどが資金難に逐着し、折角の制度も適切な運営を欠き經營不振に陥つてゐる組合が多く、これらに對し事業資金の融通を促進し圓滑な事業運営を圖るためには専門金融機關である商工組合中央金庫の有効な利用を特に必要とするところであるが、本道

企業に對する本金庫の貸出状況も遂次増加の傾向にありとはいへ、その利用度は低く加入組合も三十％に過ぎない状況である。

このことは本道における本金庫の支所が僅かに一カ所しかなく廣大な地域に散在する多數組合の利用に不利不便な點に主な原因があるので、この際本金庫の支所を本道に増設せられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十二日

北海道議會議長 蔭田 余吉

大藏大臣 通商産業大臣

中小企業廳長官 經濟審議廳長官

北海道開發廳長官 自治廳長官

衆議院議長 參議院議長

商工組合中央金庫理事長

意見案第六號

商工委員長 宮坂壽美雄提出

北海道における過磷酸石灰の生産に關する 意見書

一、北海道において毎年道外より移入している過磷酸石灰肥料七万吨については輸送と農民負擔軽減の見地より、これが生産能力を有する本道所在の工場に對し生産指示量以上の措置を講ぜられたい。

理由

本道における過磷酸石灰肥料の需要量は年間十六万吨であつて、この内道内の生産量は九万吨であり殘余の七万吨（四四％）は毎年道外移入に依存しているが、本道には設備、機械その他の諸施設が完備し、本道需要の不足分を満たし得る工場があるにもかかわらず最近における輸出不振による過剰生産の實情から割當生産を行ひ過去における生産実績を持たないとの理由から生産指示量が少く、ためにその生産能力を發揮できない實情にある。かくては本道農民は輸送費、保險料、積込積卸及び倉庫料金等が要品に加算された高價な肥料を使用する結果となり、更に輸送事情等に阻まれるときは施肥の適期を逸することさえ憂慮せられるのである。

よつてこの際、従來道外移入七万吨の過磷酸石灰は本道所在の工場に生産指示の措置を講ぜられるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十二日

北海道議會議長 蔭田 余 吉

通商産業大臣 農林大臣

北海道開發廳長官 經濟審議廳長官

通商産業省化學局長

意見案第七號

民生委員長 本多 吉江君提出

國民健康保險事業の危機突破に關する要望 意見書

一、國民健康保險事業に對し速かに次の措置を講じこれが危機を突破せられたい。

(一) 保險給付費に對し二割の國庫補助を交付すること。

(二) 國民健康保險直營診療施設設置費に對する國庫補助率現行三分の一を二分の一に改訂し、更に査定單價を三割増額すること。

理由

社會保障制度の重要な部門を占める國民醫療の確保は國民健康保險制度の充實に俟つところ大なるものがあるにも拘らず國民健康保險事業は、財政的制約によりその運営に重大な支障をきたし本事業は將に崩壊の危機に直面している。このことはひとり本道のみの現象でなく、全國的傾向であつてこれが打開にはそのぜい弱な財政の立直しが緊要であるとし、現に全國國保事業危機突破運動を實施されつつある現狀にある。

よつて政府においては頭書の如く國庫補助金の増額交付等緊急措置を講じ本事業の危機を突破するよう要望する。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十七日

北海道議會議長 蔭田 余 吉

厚生大臣 大藏大臣

自治廳長官 衆議院議長

參議院議長

民生委員長 本多 吉江君提出

引揚者集團收容施設の疎開に伴う住宅新設

費に對する國庫補助要望意見書

一、引揚者集團收容施設の疎開に對する補助事業については昭和二十八年度以降においても繼續實施せられたい。

理由

本道における引揚者の收容施設一萬三千二百餘戸中六千九百餘戸の施設は舊軍用建物その他の既存建物の應急補修又は改造等によるものであつたために逐年腐朽破損の度を加えその生活環境は漸次劣惡となり、これをそのまま放置できない狀態に立ち至つたため、中央當局に對し要請の結果、昭和二十五年より本年度にわたり合算三千九百二十餘戸の新築又は補修によつて整備せられたがなお約三千戸は疎開に伴う新築等を必要としている。

しかもこれら收容施設が、主として既存建物の轉用による關係上特定少數の市町村に偏在しているため所在地市町村の財政的負擔も莫大となり到底國庫補助なしには整備不可能の實情にある。

特に本道は樺太、千島よりの無縁故者受入の特殊事情もあり、昭和二十八年度以降においても本事業完遂まで國庫補助を繼續せられるよう要望する。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十七日

北海道議會議長 蔭田 余 吉

内閣總理大臣 内閣官房長官

大藏大臣 厚生大臣

引揚援護廳長官 衆議院議長

參議院議長

土木委員長 宮津恂太郎君提出

北海道内鐵道建設工事中止路線の早期着工に 關する意見書

一、北海道總合開發促進を圖るため、左記鐵道建設工事中止路線の早期着工方を強く要望する。

記

一、邊富内線(富内御影間)

一、根北線(標津斜里間)

一、松前線(松前原口間)

一、戸井線(五稜郭戸井間)

理由

北海道総合開発の根幹ともいべき鐵道網は、その發達著るしく遅れ、特に戦時中一部既設鐵道の撤去又は建設工事の中止が行われ、既設鐵道の補修改良の中止と相俟つて輸送力を甚だしく低下せしめるに至つた。

然るに戦後漸くにして重要性を認識せられて來た本道の開發上着々新設改良工事の計畫が樹立せられ一方中止工事の再開にも曙光を見出された折柄頭書路線のしかも一部工事施行済の鐵道路線が關係住民の多年にわたる熱望にも拘らず、未だに着工の緒につかないことはまことに遺憾に堪えないところである。

よつて政府においては日本再建の基盤たる本道の重層的開發の必要性に深く思いを致されこれら鐵道建設工事中止路線の早期着工方を強く要望するものである。

昭和二十七年十二月二十七日

運輸大臣 北海道開發廳長官

日本國有鐵道總裁

日本國有鐵道札幌駐在運輸支配人

衆議院議長 參議院議長

意見案第十號

農地開拓委員長

宮北三七郎君提出

火山灰地、重粘土地帯に對する客土事業實施

方に關する意見書

北海道における火山灰地及び重粘土地帯の客土事業に對し國庫補助の途を講ぜられたい。

理由

北海道における農耕適地は未墾地を含め百五十八萬町歩に達するが、その中火山灰地は二十九萬八千町歩、重粘土地は十三萬八千町歩に及び、これらの土地は何れも低位生産地帯として、その利用の高度化は一に客土事業の實施如何にかかつているが、從來國の方針としては、これら土壌の客土事業實施については國庫補助の對象とされなためその改良は遅々として進捗していない實情である。

よつて現下の食糧増産の緊要なるに鑑み、これら火山灰地重粘土地帯の客土事業に對しても國庫補助の途を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十七日

北海道議會議長

蔭田余吉

内閣總理大臣 大藏大臣

農林大臣 北海道開發廳長官

自治廳長官 衆議院議長

參議院議長

意見案第十一號

農地開拓委員長

宮北三七郎君提出

開拓道路及び農道の補修實施方に關する意見書

北海道の開拓道路及び農道が著しく荒廢している實情に鑑み、開拓營農の推進上速かにこれが補修を實施し得るよう豫算措置を講ぜられたい。

理由

本道の開拓地における開拓道路及び農道の延長は開拓道路四百二十一キロ、農道四百六十四キロであるが、冬期間の凍結と、積雪の影響により、毎年融雪期において大なる被害を蒙る結果、竣工後、短日にして道路としての形態を喪失する箇所が非常に多いのである。從來これら開拓道路の補修については施設後十カ年間は國費をもつて實施することになつてゐるにも拘らず豫算の制約上實際には未だ補修するに至つていない實情である。

かくては開拓者の開拓營農に對する意慾を阻害するは勿論營農上重大な制約となりまことに憂慮に堪えない。

よつて政府はこれら道路補修を當初の方針通り實施されんことを要望する。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。

北海道議會議長

蔭田余吉

大藏大臣 農林大臣

建設大臣 北海道開發廳長官

衆議院議長 參議院議長

意見案第十二號

農地開拓委員長

宮北三七郎君提出

簡易軌道の維持管理に對する助成方に關する意見書

簡易軌道の圓滑なる運行を期するため、國においてこれが維持管理に對し助成の途

を講ぜられたい。

理由

北海道における簡易軌道は奥地開拓地に通ずる交通路線として昭和二年以來國が敷設した開拓の基本施設であるとともに、現在地元民はこの地帯に完全なる道路がないため唯一の交通路線として重要な使命を果しており從來既設線に對する維持費は國費で計上されてきた。然るに戦後豫算の過少に伴い酷使、亂用の結果著しく荒廢し、運行不能の状態に立ち至つた例もありこれを戦前の形態に復するため復舊費を計上し、昭和二十四年度より昭和二十七年年度の四カ年を以つて一應運行可能な程度まで復舊されたが完全な運行を遂行するまで至つていないのである。

又現在これが維持管理は國より町村に委託するよう指示されているが、今後豫算の見通しがなければ引き受けられない現況である。従つて維持管理に係る一般經常費は運賃及び地元の負擔で賄つていくが路線の維持に係るものは到底負擔することが不可能である。

よつて昭和二十八年年度よりこれが補強、維持管理費として年々相當額の助成の途を講ぜられるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。

昭和二十七年十二月二十七日

北海道議會議長 蒔田 余吉

大藏大臣 農林大臣

各 通

建設大臣 北海道開發廳長官

各 通

衆議院議長 參議院議長

農地開拓委員長 宮北三七郎君提出

北海道の開拓者に對する開墾補助金の算定

基礎改訂に關する意見書

北海道の開拓者に對し交付される開墾補助金の算定基礎たる歩掛を現地の實態に適合するよう改訂されたい。

理由

近時本道における開拓地は奥地邊すうとなり、しかもその多くは、熊笹、稚樹が繁茂し、根株の多い土地に入植する結果となつて開拓入植者の開墾作業はまことに容易でない狀況に置かれている。従つてこれに對する現行の開墾歩掛をもつて算定された開墾補助金では到底この制度が期待している作業費を償うに至らず、ために開

拓者の負擔は荷重となつて、營農定著上甚大なる支障を來している。

よつて本道の開拓者に對する開墾補助金の算定基礎たる開墾費歩掛を現地の實態に適合するよう改訂の措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十七日

北海道議會議長 蒔田 余吉

農林大臣 大藏大臣

衆議院議長 參議院議長

北海道開發廳長官 自治廳長官

各 通

意見書第十四號

農地開拓委員長 宮北三七郎君提出

開拓者資金(長期資金)中に乳牛導入資金枠の追加措置に關する意見書

追加措置に關する意見書

一、開拓者資金(長期資金)の最高貸付額を増加し、乳牛並びにその付帯施設導入資金の貸付豫算を別枠として追加措置を講ぜられたい。

理由

現行の開拓者資金融通法は長期資金として入植後三年間差當り必要な種子肥料と營農の基礎となる、役畜及び農機具の導入資金の貸付及び中期資金として長期資金の對象外となつた開拓者に役畜又は乳牛の導入資金を貸付けることになつてゐるが、北海道開拓は寒冷單作地帯であつて、開墾面積も七町乃至二十町餘を必要とし、乳牛を加味した營農經營をその形態とするため營農資金も多額を要するにかかわらず、入植後數年間は赤字時代であつて七、八年後に非ざれば、收支相償ぐなわぬ狀況である。

殊に耕馬は入植當初より各戸一乃至二頭を必要とするが、現在までに開拓者資金融通によつて導入した耕馬は二戸に一頭程度であつて他は乏しい自己資金の中より導入しつゝある。

しかして入植後三、四年を経過すると更に基礎家畜として乳牛が必要となつてくるが、この資金も現在は開拓者資金(中期資金)によらざるを得ない狀況である。しかし現行の中期資金は二年間据置三年間の年賦償還となつてゐるので、北海道開拓の場合には未だ收支相償ぐなわぬ赤字時代に償還しなければならぬこととなり、その償還は非常に困難が伴ふこととなる。

よつて長期資金の内に乳牛並びにその付帯施設導入のための貸付豫算を別枠として増額される途を講ぜられたいのである。

地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十七日

北海道議會議長 蔭田 余吉

内閣總理大臣 參議院議長

農林大臣 北海道開發廳長官 各通

大藏大臣 衆議院議長

意見案第十五號

林務委員長 西川 清吉君提出

北海道における林道網擴充に關する意見書

北海道における幹線林道最少限度一、五〇〇軒の設置に對し、昭和二十七年より左の計畫を實施出來得よう助成の途を講ぜられたい。

理由

本道民有林の面積は全國の一三%、その蓄積は一七%となつてゐるが林道施設延長は三%に過ぎない實狀である。

即ち他府縣においては民有林一町步當り三、三米となつてゐるが本道はその四分の一たる〇、八米に過ぎない現狀である。しかして本道の林業を合理化し、民有林の施業を確實に實施し生産を保護するには、未利用林の完全利用を圖ることが最も重要且つ急務であつてこれがためには搬出施設たる林道を速かに擴充することが必要である。

よつて本道における未開發林三〇萬町步に對し最少限約一、五〇〇軒の幹線林道の設置を必要としてゐる實情に鑑み、昭和二十七年より五カ年計畫をもつて實施できるよう國庫より助成の途を講ぜられたいのである。

地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十七日

北海道議會議長 蔭田 余吉

農林大臣 大藏大臣 各通
開發廳長官 衆議院議長

參議院議長

意見案第十六號

林務委員長 西川 清吉君提出

北海道における防災林の造成強化に對する

助成に關する意見書

北海道の防災林（防風林、防霧林、防潮林、海岸飛砂防止林）の設置については十カ年計畫（四萬町步）を樹立中であるが、昭和二十八年において四千町步の造成に對する事業費助成について特段の配慮を願ひたい。

理由

本道は積雪寒冷地帯農業振興計畫の一環として、防災林の設置は寒地營農確立上急務とするところであつて道においては昭和二十八年より十カ年計畫をもつて防災林四萬町步の造成を計畫してゐる。

よつて昭和二十八年において、四千町步の防災林造成について特段の配慮方を要望する。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十七日

北海道議會議長 蔭田 余吉

大藏大臣 農林大臣 各通

林野廳長官 北海道開發廳長官

衆議院議長 參議院議長

意見案第十六號

林務委員長 西川 清吉君提出

北海道人工造林に對する助成方に關する意見書

濫伐並びに山火等による北海道の民有林荒廢の實情に鑑み、これが復舊のため昭和二十八年において人工造林五萬町步に對し國庫より助成の途を講ぜられたい。

理由

本道の民有林は一三〇萬町步の廣大な地域を占めてゐるが戦時中による亂伐の結果荒廢の極に達し、蓄積僅かに町當り一〇石に過ぎず、國有林に比し四分の一程度のものが大部分であつて、現在、未立木地として、緊急造林を要する面積は二十萬町步を超えてゐる實情である。従つて昭和二十七年より五カ年計畫を樹立し、毎年五萬町步の造林計畫を實施してゐるが本年は三萬町步に豫算を削減されたため、今後の造林計畫に大きな支障を來してゐる。

よつて昭和二十八年より當初計畫通りの助成の途を講ぜられるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十七年十二月二十七日

北海道議會議長 蔭田 余吉

大藏大臣 農林大臣 各通

北海道開發廳長官 衆議院議長

參議院議長

常任委員会

議會運営委員会

○十二月十五日、午前十一時十四分、議長室において開議、

一、補欠議員補充に伴う議席の変更指定について決定。

一、補欠議員の常任委員の選任について決定。

一、代表質問の順位は労働、自由、改進、社会、協同、公正、道政の順序によることを確認。

一、議長から昭和二十八年度開發費豫算折衝經過の概要報告。

一、定例会開會月について意見あり、これについては協議の上善處すること。

一、團體定期生命保険加入の可否について今會期中意見をまとめること、午後零時十五分散會。

○十二月十六日、午前十一時十分、議長室において開議、

一、本日の議事日程を決定。

一、塚田議員（労）からの緊急質問は知事提案説明後に行うこと。

一、午前十一時十五分休憩、午後二時五十分再開。

一、放送關係の録音の扱いについては議長に一任すること。

一、人事委員会からの勧告及び意見についての説明を聴取すること。

一、ついで決議案提出について各委員会協議のため午後三時十三分休憩、午後四時五分再開。

一、決議案第一號乃至第五號は本日即決すること。

一、十七、八日の兩日は休會すること、午後四時十四分散會。

○十二月十九日、午前十一時十五分、議長室において開議、

一、議會運営委員の辭任及びその補充選任について決定。午前十一時十分休憩、午後二時三十分再開。

一、本日の議事日程を決定、なお三室議員（自）の緊急質問は、労働委員會の結論がでるまで保留することに決定。午後二時四十分散會。

○十二月二十日、午前十時五十四分、議長室において開議、

一、本日は代表質問を行うこと。

一、議長より開發豫算の折衝について協議。

一、午前十一時十分休憩、午後四時二十五分再開。

一、開發豫算折衝について協議、午後四時三十五分散會。

○十二月二十二日、午後二時一分、議長室において開議、

一、時間延長を行うことを決定。

一、午後二時二十分休憩、午後三時三十七分再開。

一、意見案第一號乃至第六號は再開本會議勢頭即決すること。

一、十二月二十七日まで會期延長すること。

一、本日の議事を決定、なお三室議員（自）の緊急質問はさらに保留することを確認。午後四時三十分散會。

○十二月二十三日、午前十時五十五分議長室において開議、

一、三室議員（自）の緊急質問を行うこと。

一、個人質問について決定。

一、十五人よりなる豫算特別委員會を設置することを決定。

一、豫算特別委員會、常任委員會の議案付託について決定。

一、本日の議事日程を決定、なお議案第百一十一號は即決すること。午前十一時二十五分休憩、午後一時五十分再開、

一、議事順序を決定した後、各委員會の議案審査のため二十四、五日は休會することに決定、午後二時二分散會。

○十二月二十六日、午前十一時四十五分、議長室において開議、

一、請願及び陳情のうち審査を保留されたものの取扱については、慣例によつて行うことを確認。

一、午後零時十分休憩、午後五時三十分再開。

一、本日の議事について決定、午後五時三十七分散會。

○十二月二十七日、午後零時四十三分、議長室において開議、

一、議長より選舉管理委員、同補充員選舉についての各派打合せの経過及び結果について報告これを了承。

一、議案第二百二十六號は即決すること、請願及び陳情審査の件は委員會決定とおり決すること。

一、甜菜生産振興措置についての折衝経過報告を農務委員長から行うこと。

一、意見案十一件、決議案二件の提出について決定。

一、定例会の招集月は二月、五月、八月、十一月として告示することを知事に申入れること。午後一時十五分散會。

總務委員會

○十二月十五日、午前十一時、第一委員會室において開議、西田（信）委員長（自）より、第四回定例道議會提案豫定の案件を議題とし、總務部長、

財政課長の説明を聴取、まず總務部所管より審議に入り、桑野委員（自）より燃料費、通信費等の値上り見積り及び知事交際費について、委員長より電源開發委員會費について質疑、應答の後、教育委員會所管に移り、

齊藤委員（協）より教職員定數條例の復元について、塚田委員（勞）より中學校教員の定數オーバーについて、質疑、應答の後、中小上水道敷設事業に對する道費助成について類似町長、年末手當二カ月分確保、ベ-

ースアップについて道職組婦人部代表より陳情を聴取後一旦休憩、午後一時十分再開、北海道農試岩見澤試験地と空知支場昇格について、空知生

産連會長より陳情を聴取後、民生部、労働部、労働委員會、建築部、農務部、商工部所管に入り、桑野委員（自）より中小企業振興對策費につ

いて、塚田委員（勞）より北海道開發住宅促進協議會に對する交付金に

ついて質疑、應答の後、水産部、農地開拓部、土木部、林務部の所管に

入り、糸川委員（協）より今年の除雪計畫について、林委員（改）より

應用研究費について質疑、應答の後、特別會計及び歳入關係、各議案に

ついて逐次説明を聴取後、函館水産學部擴充について道費助成の陳情を同學部長より聴取、午後三時散會。

○十二月十六日、午前十一時五十分、第一委員會室において開議、人事課長より給與關係條例の一部訂正方について説明を聴取、各委員より質疑あり應答の後、これを了承、午後零時二十五分散會。

○十二月二十三日、午前十一時十分、第三委員會室において開議、追加提案豫定の議案第九十八號乃至第百十三號を議題とし、理事者側の説明を聴取、ついで齊藤委員（協）より特別職の年末手當について、委員長より

平衡交付金の見積りについて質疑、應答あつて、午前十一時五十分散會。

○十二月二十六日、午後零時十分、副議長室において開議、追加提案豫定の議案第百十四號乃至第百二十五號について説明を聴取、これを了承、

次に付託議案の審議に入り、議案第十九號乃至第二十一號、第二十五號乃至第三十一號、第三十七號乃至第四十二號、第八十一號、第九十一號

はいずれも原案可決に決し、午後零時二十五分散會。

○十二月二十七日、午後零時二十分、第三委員會室において開議、議案第百二十六號について説明を聴取、これを了承、ついで年末手當の措置につ

いて總務部長の説明を聴取、質疑、應答の後、平衡交付金、その他財政折衝のため上京委員について諮り、安達（自）畑野（自）伊藤（自）の

三委員を一月六日より十日間派遣することに決し、午後零時四十五分散會。

會。

文教委員會

○十二月十七日、午後一時三十分、第一委員會室において開議、冒頭興部町、廣尾町、大樹町の町立高校を道立移管について各町代表者より陳情を聴

取後、糸川委員長（協）より産業教育法に基づく共同練習船の國費獲得

について諮り、學校教育課長より説明を聴取、糸川委員長（協）より事

務的な手續きは一應進めているが、さらに追込をかける意味で意見案を出し實習船の獲得運動を強力に推進したい旨を諮り、異議なくそのこと

に決し、案文は委員長一任、次に中央折衝の状況について、第一次糸川委員長（協）第二次中山委員（改）より報告、なお中山委員より學大その他教育重要項目について意見案を提出されたいとの意見あり、これを諮つてそのことに決し、次に塚田委員（勞）より歌志内、赤平校と琴似の特殊教育施設状況について、林委員（改）より廣尾、大楠兩高校の状況について、高田委員（社）より興部、雄武高校の状況について報告、次に學校職員の数値問題について諮り財務課長の説明を聴取、これについて西田（信）（自）高田（社）桑野（自）の各委員、林副委員長（改）と教育委員會側との質疑應答がかわされた後、林副委員長（改）よりこの問題は單複式學級の補充を行つた當時に問題があると思うので、當時の資料を提出して貰ひ検討したいとの意見が述べられ、そのことに決して午後四時三十五分散會。

○十二月二十六日、午後零時三十分、副議長室において開議、付託議案の審査に入り、議案第七十五號乃至第七十九號、第八十二號はいずれも原案可決に決し、午後零時四十五分散會。

○十二月二十七日、午後零時五十分、第三委員室において開議、教育關係國費豫算折衝のため上京委員について諮り、糸川委員長（協）及び中山（改）吉田（定）（改）の二委員を一月六日より十日間派遣に決し、午後一時五十分散會。

水産委員會

○十二月十五日、午前十一時十五分、水産部長室において開議、松平委員長（自）より、第四回定例道議會に提案豫定の追加豫算を議題に供し、水産部長より説明を聴取、濱森委員（道）より漁業信用基金の出資割當について、金澤委員（自）より水産業協同組合組織再編促進協議會について、漁業信用基金について、漁港整備策定費について、漁港簡易工事の基本方針について、鮭鱒流網揚網機について、許可漁業の操業指導方針について、取締備船費について、ラッコ、オットセイの皮革検査につ

いて、練總合調査費に關連してホツケ、スケソの試験、對馬暖流水域研究費について、井野委員（社）より漁港行政について、沖野委員（公）より利尻水道漁業取締備船について、練試験について、對馬暖流水域の試験方法について、許可漁業總合指導費に關連し、襟裳、宗谷にかけての中型底曳の取締備船について、底曳漁業の全道一海區になつた場合の根據地等について、棚川委員（協）より中型底曳船の取締強化について、質疑、應答あつて一旦休憩。

休憩中北大水産學部の整備擴充並びに大學院設置について同學部々長より陳情を聴取、午後一時四十五分再開、オホーツク暴風浪對策を議題に供し、濱森委員（道）より本問題について中央折衝の状況を報告、水産部長より補足説明あつて、新川委員（勞）より本委員會より決議案上程について意見あり、これを諮つて、そのことに決し、案文起草は委員長一任とし、次に北洋漁業出漁について水産部長の説明を聴取、沖野委員（公）より本問題について質疑、保留する旨の發言あつて後、佐呂間湖、オホーツク海間の水道掘さく工事について常呂漁協組合長より陳情を聴取、午後二時五十分散會。

○十二月十六日、午前九時四十分、第一委員室において開議、北洋漁業出漁問題を議題に供し、水産部長より漁民團體の母船式による出漁計畫について説明を聴取、濱森委員（道）より、この問題についての今日までの経緯とその運営の方法について不満の意を表明、水産部長と質疑應答が繰返えされ、さらに井野（社）濱森（道）新川（勞）勢田（自）棚川（協）各委員と水産部長との間に北洋出漁についての道の指導方針、この問題についての委員會との協議について、又二十八年度道費豫算との關係等について質疑、應答があつて後、とに角母船と獨航船割當増について強力に中央に要望することに意見一致し、委員長より要望決議について諮り、そのことに決し案文並びに上京委員については委員長一任に決し、さらに昨日決定のオホーツク海暴風浪災害復舊に關する決議案を決定、午前十一時五十分散會。

○十二月二十二日、午前十一時、第一委員室において開議、松平委員長（自）より中央折衝概況について報告があり、ついで水産部長よりホーソック災害の國の補償問題について説明を聴取後付託請願、陳情の審査に入り、請願第三百三十一號第三百三十二號、第二百六十七號は採擇、同第二百六十八號、第三百二號は條件を付して採擇、陳情第二百七十四號、第二百七十九號、第三百七號、第三百九號、第三百十號、第三百十一號は採擇、同第三百八號は不採擇、第三百二十九號は調査保留に決定、つぎに中小漁業融資保證法を議題に供し漁政課長よりその内容について説明を聴取、濱森委員（道）より市町村の義務出資の見透しについて、港灣管理者の考え方について、沖野委員（公）より明年度豫算に關連し淺海増殖の貝類の輸送費について、質疑、應答あつて午後一時散會。

○十二月二十五日、午後二時三十分、第一委員室において開議、付託議案の審査に入り、まず議案第六十號を議題に供し、沖野（公）新川（勞）兩委員より質疑、應答の後、原案可決、次に議案第六十一號を議題とし、沖野（公）坂東（秀）（公）本多（改）棚川（協）各委員より質疑及び意見があつて暫時保留の後、新川委員（勞）より北洋出漁に關する中央折衝狀況について報告あり、次に議案第六十二號の審査に入り、沖野（公）坂東（秀）（公）兩委員より質疑及び意見があつて、原案可決、次に保留の議案第六十一號について諮り原案可決、次に議案第七十號、第七十一號、第七十二號は原案可決、次に請願第三百二十七號は採擇に決した。ついで沖野委員（公）より海區調整委員の費用辨償額について意見あり、漁業調整課長より今後努力したい旨を述べた後、北洋出漁問題その他水産關係の中央折衝について諮り、委員の選任等は委員長一任に決し、午後四時散會。

民生委員會

○十二月二十二日、午後二時二十五分、第一委員室において開議、冒頭岩見澤市長より昭和二十八年年度において兒童相談所設置について、函館市

代表より、引揚者住宅新設、結核アフタケヤ設置、光明寮設置について陳情を聴取後、付託請願、陳情の審査に入り、請願第二百六十六號、第三百三號、第三百十八號は採擇、陳情第二百四十九號、第二百六十二號、第二百六十五號、第二百六十八號、第二百六十九號、第二百七十二號、第二百七十三號、第三百十二號は採擇、同第二百七十號、第二百七十一號は保留、同第三百二十四號は不採擇、同第三百二十二號は文教委員會に付託替に決した。

次に母子福祉法案に對する要望事項について諮り、濱森委員（道）より意見があつて、一應見送ることに決し、次に國民健康保險の醫療給付の國庫補助並びに直營診療所の補助増額に對する意見書、外地抑留者の歸還促進、引揚者住宅の確保についての決議案提出について諮り、異議なくそのことに決し、案文は委員長一任、次に第四回定例会に提案豫定の二十七年民生部關係追加更正豫算について關係各課長の説明を聴取、沖野委員（公）より、杏形の國保直營診療所の補助について、大島委員（改）より福祉會館と消防學校の特定財源について、質疑、應答の後、大澤委員（自）より災害救助法の一部改正問題に關連して平衡交付金の増配について質疑、委員長よりさらに要望したい旨を述べて、午後四時十五分散會。

○十二月二十五日、午後一時四十五分、第一委員室において開議、付託議案の審査に入り、議案第四十三號を議題に供し、棚川（協）井口（社）兩委員より意見があつて、原案可決、ついで陳情第三百三十一號、第三百三十二號は採擇、次に決議案第五號意見案第七號、同第八號の案文を諮つてこれを決定、次に民生關係二十八年年度國費豫算の中央折衝について諮り、委員長一任に決し、午後二時二十分散會。

農務委員會

○十二月十三日、午前十一時三十分、第三委員室において小委員會開議、若林主査（道）より農業試驗場整備擴充對策のため過日實施した愛知、

富山、長野、新潟、秋田の各縣立農業試驗場の實態調査の結果につき協議したいと諮り、調査結果取まとめの調査表について検討、それぞれ補正の上明日の委員会に報告することを決定、次に農業試験場整備擴充案を検討一部削除訂正を行い、午後三時二十分散會。

○十二月十五日、午後一時、第三委員室において開議、宮本委員長（協）より甜菜糖業法案上提について報告、ついで若林小委員長（道）より、農業試験場の整備擴充對策のため内地縣立試驗場視察の結果について報告あり、三澤（社）秋山（協）兩委員より質疑あり、若林主査、平野委員（自）より應答あつて、次に秋山委員（協）より九州各縣と道農業との比較調査について概要報告あり、委員長より農業試験場の整備擴充の必要を再確認することを諮つて、異議なくこれを決定、今後これを實現する方策について和平（勞）朝倉（自）三澤（社）天谷（協）平野（自）各委員より意見あり、委員長より小委員會は今後は農業試験場整備擴充の實現を圖る小委員會として努力して貰うことにしたいと諮り異議なくそのことに決し、今後の實行方法としては、各黨が協力して貰う態勢にもつていき、今會期中に決議案を提出するようにすることとし、次に秋山委員（協）より農業倉庫の設置補助について、又平野委員（自）より風霜害による種子の助成に關する豫算措置なき點について發言あり、委員長よりこの問題については今會期中に實現するよう農務部長の努力を希望し、一面委員としても協力したいと述べ、なお各議員に配付する農業試験場擴充案は五カ年計畫を三カ年計畫に短縮することを了承、午後三時十分散會。

○十二月十九日、午後二時三十五分、第三委員室において小委員會開議、若林主査（道）より農業試験場整備強化對策についての委員會決定の線に基き、今後の打合せをしたいと諮り、この問題について各黨の狀況を各黨委員より報告、若林主査より整備擴充案ができ次第各黨會長會議をもつて貰ひ、二十二、三日項の本會議に決議案を提案するよう取運ぶことを決定、午後二時五十分散會。

○十二月二十二日、午後三時三分、副議長室において開議、宮本委員長（協）より、北海道農業試験場整備擴充に關する要望決議案について諮り、若林委員（道）より、小委員會原案の決議案を説明、天谷（協）高橋（社）秋山（協）舟木（社）の各委員より意見あり、委員長より、案文の一部を訂正提案することについて諮り異議なくそのことに決し、午後三時三十分散會。

○十二月二十六日、午前十一時二十七分、第三委員室において開議、宮本委員長（協）より、農試整備擴充に關する要望決議案提出及び甜菜生産臨時措置法制定についての折衝經過報告を、本會議において行うことに議運に申入れそのことに決した旨を述べた後、付託議案、請願及び陳情の審査に入り議案第五十一號乃至第五十五號、第六十六號乃至第六十八號は原案可決、請願第二百五十九號、第二百八十九號、第二百九十五號乃至第二百九十八號、第三百三十八號は採擇、陳情第二百五十三號乃至第二百五十九號、第三百十六號、第三百十七號、第三百三十號、第三百三十九號は採擇に決し、ついで高橋委員（社）より風霜害對策の折衝經過について報告の後、本問題は解決のメドがついたので風霜害對策小委員會は解散されたい旨の發言あつて委員長これを諮り、異議なくそのことに決定、次に農政課長より昭和二十八年度國費豫算獲得について説明、議會の協力方要請あり、委員長上京委員について諮り、正、副委員長を一月四日より十日間、派遣することに決定、午後零時五十五分散會。

衛生委員會

○十二月十七日、午後一時五十五分、第三委員室において開議、田中委員長（自）より第四回定例道議會に提案豫定の衛生部關係追加更正豫算を議題に供し、關係各課長より説明を聴取、朝倉（自）平野（自）兩委員より、野犬對策について、高橋委員（社）より鬼腸病院の上水道設置の問題について、質疑、應答の後、委員長より、保健所設置、結核ベツトの確保、道立病院改築起債簡易水道設置等について中央折衝の經過を報

告、次に付託請願、陳情の審査に入り、請願第二百六十號乃至第二百六十二號は採擇、陳情第二百四十六號乃至第二百四十八號、第二百五十號、第二百五十二號は採擇、同第二百五十一號は保留に決し、ついで醫務課長より北海道衛生教育館の建築状況について説明を聴取、午後四時十五分散會。

○十二月二十六日、午後三時三十分、第三委員室において開議、付託議案、請願、及び陳情の審査に入り議案第三十二號乃至第三十四號、第四十四號、第四十五號、第六十五號、第九十六號は原案可決、請願第三百一號、第三百十九號、第三百二十五號、第三百三十二號は採擇、陳情第三百三十六號は調査保留に決し、午後四時五十分散會。

○十二月二十五日、午前十一時三十分、議長室において開議、付託議案及び請願陳情の審査に入り、議案第三十五號、第四十六號乃至第五十號はいずれも原案可決、次に請願第三百三十五號は採擇、陳情第二百六十四號、第三百十九號は採擇、同第三百十三號は保留に決した。

次に議會議決の意見書に關する中央折衝について諮り、正副委員長一任に決し、午後二時散會。

商工委員會

○十二月十六日、午前十一時五十五分、第三委員室において開議、冒頭東洋高壓工業株式會社社長より過燐酸石灰の生産指示量引上げについて、北海道物産協會會長より、同協會に對する道費助成について陳情聴取後、宮坂委員長（改）より本年の暖房用炭の確保について諮り、まず労働部長より炭勞ストに對する緊急調整について説明を聴取、三室（自）坂東（浩）（公）兩委員及び委員長より質疑、應答があつて、暖房用炭確保について執行部としての意見を工務課長より聴取、山田（勞）西村（社）森川（社）四十榮（改）三室（自）各委員長より對策について意見あり、結局本日の議會にこれに關する決議案を提出すること、案文は委員長一任、又小樽炭炭會になるべく早い機會に懇請することに決した。な

お東洋高壓の過燐酸工場の操業、國民金融公庫の支所増設、商工中金の支所（出張所）について協議、更に國鐵運賃の改正に關する運動経過についてその概要を全議員に配付することを決定して、午後一時散會。

○十二月二十二日、午前十一時十五分、第三委員室において開議、小水力補助率問題を議題とし、工務課長の説明聴取後、宮坂委員長（改）より二割程度の補助ではどうにもならぬ、從來通り五割補助要望の必要を述べ、三室（自）武田（協）兩委員より正副委員長にて中央折衝せられた旨發言あり、ついで付託、陳情の審査に入り陳情第二百五十八號、第三百七號、第三百十四號、第三百十五號はいずれも採擇に決し、午後一時散會。

労働委員會

○十二月十九日、午後零時五十五分、第一委員室において開議、冒頭岩見澤市議會議長より勞災病院設置に關する陳情を聴取後、付託請願、陳情の審査に入り、請願第二百七十號、陳情第三百六號は採擇に決し、次に勞災病院本道誘致の問題を議題に供し、労働部長の説明について、三室委員（自）より、十一月十八日の委員會で勞災病院を美唄に設置する旨の決定をなした経緯について質疑、これに關連して、四十榮委員長（改）武田（改）佐藤（改）宮坂（改）山内（勞）西村（社）岩田（自）森川（社）各委員より質疑、意見あるいは事情の説明等がなされ、午後二時二十五分一旦休憩、午後五時十五分再開、引續き午前中の問題について各委員より意見が述べられたが結論に至らず午後六時十分散會。

○十二月二十日、午後一時五十分、第一委員室において開議、冒頭美唄市より勞災病院設置に關する陳情あり、ついで勞災病院誘致問題について昨日に引續き討議に入り、三室（自）佐藤（改）山内（勞）森川（社）岩田（自）各委員からそれぞれ意見が述べられたが、結論に至らず午後二時五十五分休憩、休憩後再開に至らず流會となつた。

○十二月二十二日、午後一時五十五分、第三委員室において開議、冒頭岩

見澤地區勞協議長より岩見澤市に労災病院設置について陳情を聴取後、四十榮委員長（改）より、労災病院誘致に關する十一月十八日の委員會決定について重ねて三室委員（自）の意見を求めた後、佐藤（改）西村（社）岩田（自）泰川（社）山内（勞）各委員から意見が述べられ、午後一時二十分一旦休憩、休憩中石炭鑛業連盟、炭鑛勞組經營者側、全道勞協を代表し、全道勞協事務局長より労災病院設置に關し陳情を聴取、午後六時三十分再開、委員長より十一月十八日委員會決定の問題については論議するも結論を得ることは困難のようであるから、札幌、岩見澤、美唄三市より提出された請願、陳情の審査を進めたいと諮つたが、長澤（道）山内（勞）岩田（自）泰川（社）各委員より意見あり午後七時五分休憩、同七時二十五分再開、陳情の審査に入るについて各委員から意見があつてまゝらず武田（改）岩田（自）兩委員より資料提出の要求あり、明日午後一時より委員會再開することとし、午後七時四十五分散會。

○十二月二十三日、午後一時五十分、第三委員會室において開議、四十榮委員長（改）より昨日要求の資料が整つたので検討されたいと述べ、山内（勞）武田（改）兩委員より、資料検討についての質疑及び意見があり、委員長よりそれでは今晚資料を検討してもらひ明日委員會を再開することとし午後二時五十分散會。なおこの間札幌市議會厚生委員より、労災病院を札幌市に設置方についての陳情を聴取した。

○十二月二十四日、午前十一時、第一委員會室において開議、冒頭、労災病院を札幌市に設置することについて、札幌市長より陳情を聴取後、四十榮委員長（改）より、昨日の委員會で労災病院誘致期成會委員の意見を聴くことを決定したので、この際委員の意見を聴取する旨を述べ、南参考人より意見の陳述あつた後、森川（社）山内（勞）窪田（公）各委員と南参考人との間に質疑、應答があり、次に労働部長より労災病院の運営、規模等について説明を聴取、森川（社）三室（自）山内（勞）各委員より質疑、應答あつて、一旦休憩、午後二時十分再開、参考人として

道環境衛生課長及び道企畫室長の意見を聴取、以上にて参考人意見陳述を終り、次に労災病院の各府縣の誘致運動の状況及び労働部提出の資料について佐藤（改）山内（勞）兩委員及び委員長と労働部長の間に質疑、應答の後、午後五時散會。

○十二月二十五日、午後二時五十分、議長室において開議、付託議案の審査に入り議案第五十六號、第五十七號はいずれも原案可決に決し、午後三時十分散會。

○十二月二十六日、午後二時二十五分、第一委員會室において開議、委員長より労災病院設置に關しては、知事の行政權に屬する問題であり、本委員會としては、さきに決定の通り本道誘致の線に沿つて本問題の實現に努力することとし、設置力所については、政府當局と道知事の協議により決定することとしたいと諮り、全員異議なくそのことに決し、ついでこれに關する委員會付託の請願陳情については保留とする旨を述べ、午後二時三十五分散會。

○十二月二十七日、午前十一時五十五分、第一委員會室において開議、付託請願の審査に入り、請願第三百四十號について朝日（改）佐藤（改）山内（勞）坂東（浩）（公）西村（社）三室（自）各委員より意見があつて、結局採擇に決し、午後零時四十分散會。

農地開拓委員會

○十二月十八日、午後三時十分、農地開拓部長室において開議、宮北委員長（協）より中央折衝の経過について報告、急傾斜地帯特殊土壤地帯の保全、溜池設置工事に對する補助率問題について質疑、應答があつて午後四時五十二分散會。

○十二月二十四日、午後二時二十九分、第三委員會室において開議、拓務課長より二十八年度國費豫算に對する大藏省內示案の見送し等について説明を聴取後、付託議案請願、陳情の審査に入り、議案第十七號、第十八號は同意可決、同第二十三號、第二十四號は原案可決、次に請願第二百

六十三號乃至第二百六十五號、第二百八十八號、第三百四號、第三百十六號、第三百二十六號、第三百三十四號は採擇、同第二百八十七號、第三百三十號は保留、陳情第二百四十四號、第三百十四號は採擇に決した。

次に宮北委員長(協)より新年度豫算に關連して、

(一) 簡易軌道の維持補修について

(二) 開拓道路、農道の補修について

(三) 營農資金枠の擴大について

(四) 開墾補助金算定基礎の改訂について

(五) 重粘土地帯、火山灰地帯の客土事業について

の意見書を提出し強力に中央に働きかけたい旨を語り、異議なく、そのことに決し、なお案文は委員長一任とし、午後四時五十六分散會。

○十二月二十七日、午後三時五十七分、議場において開議、拓務課長より二十八年度農地開拓部關係國費豫算についての中央の情勢を聴き、豫算折衝について協議の結果、第一班宮北委員長(協) 田呂(改) 福島(自) 委員、第二班土橋(改) 原田(自) 池田(協) の三委員を派遣することに決し、午後四時十五分散會。

林務委員會

○十二月十九日、午前十一時七分、林務部長室において開議、大久保副委員長(改)より、國有林資拂代金延納期間の延長、造林豫算、鐵道貨物運賃改正問題についての中央折衝の経過を報告、質疑、應答があつて、國有林資拂代金延納期間の延長、鐵道貨物運賃改正問題については、今後折衝を續ける要があるので、代表一名を派遣することに決し、午後一時三十五分散會。

○十二月二十五日、午前十一時三十五分、第三委員室において開議、付託議案及び請願、陳情の審査に入り、議案第六十三號、第六十四號、第七十三號、第七十四號は原案可決、ついで請願第三百十一號、第三百十三

號は採擇、同第三百十二號は保留、陳情第二百四十五號、第二百六十六號、第三百十五號は採擇に決し、午後二時二十三分散會。

○十二月二十七日、午後四時十六分、議場において開議、二十八年度國費豫算折衝について語り、第一班堀田(自) 吉田(豊) (自) 舛田(公) の三委員、第二班大久保(改) 村上(自) 岡林(社) の三委員を派遣することに決し、午後四時三十分散會。

土木委員會

○十二月十八日、午前十時四十五分、第一委員室において開議、冒頭風連村長、上士別村長より劍淵、和寒、上士別間の町村道を準地方費道に昇格について陳情を聴取後、中牧副委員長(自)より建設機械整備費中央折衝経過について報告、なお宮津委員長(自)より一級及び二級國道の認定についての経緯について説明、一旦休憩、同十一時三十分再開、第四回定例會に提案豫定の土木部追加豫算について土木部長の説明を聴取、新保委員(公)より市町村道補助の豫算措置について、又除雪の問題については土山(公) 新保(公) 道下(改) 菊地(改) の各委員から質疑があり、さらに港灣問題については新保(公) 中牧(自) 西田(正) (改) 菊地(改) 時田(道) の各委員から質疑、土木部長よりそれぞれ應答あつて午後零時三十分休憩、午後一時十五分再開、上京折衝委員の派遣を次のように決定、午後一時三十分散會。

① 建設機械整備費折衝のため、

中牧(自) 佐久間(自) の兩委員を十二月二十六日より六日間

② 同第二班として旭(自) 川人(道) 笠井(協) の三委員を一月七日より十四日間

③ 二級國道認定折衝のため、

菊地(改) 時田(道) 新保(公) の三委員を一月十二日より十四日間。

○十二月二十三日、午前十一時第一委員室において開議、付託請願陳情の

審査に入り、請願第二百七十二號乃至第二百八十號、第二百八十五號、第二百八十六號、第二百九十九號、第三百號、第三百八號乃至第三百十號、第三百二十四號は採擇、同第二百八十四號、第三百二十一號、第三百二十八號、第三百二十九號は保留、陳情第二百七十五號、第二百七十七號、第二百八十一號乃至第二百八十三號、第二百八十五號、第二百八十六號、第二百九十八號、第二百九十九號、第三百二號、第三百三號、第三百二十三號、第三百二十五號、乃至第三百二十八號は採擇、同第二百八十號、第二百八十四號、第三百號、第三百一號は保留に決した。なお陳情第三百一號(函館大野線、札幌江別線を二級國道に指定方要望)については、地元との關係もあるのでこの問題についての上京委員中菊地委員(改)を大竹委員(協)に變更することに決した。(この間本會議開議のため午前十一時四十二分より午後三時五分まで休憩)

次に付託議案の審査に入り、議案第三十六號は同意可決、同第五十八號、第六十九號、第一百十二號は原案可決に決し、午後五時十二分散會。

○十二月二十六日、午前十時四十分、第一委員室において開議、北海道内鐵道建設工事中止路線の早期着工についての意見案の案文について諮り全員異議なくこれを決定、十一時五分散會。

建築委員會

○十二月十九日、午前十一時十五分、第一委員室において開議、付託陳情の審査に入り、陳情第二百六十號、第二百六十一號は採擇に決し、次に北海道開發耐寒住宅建設促進法案要綱及び北海道開發住宅促進協議會設立の経緯について建築部長の説明を聴取、池戸(勞)道下(改)兩委員より質疑、應答あつて一旦休憩、休憩中北海道軟石建設株式會社(美幌町)よりブロック建設に美幌町より採石される軟石の利用について陳情を聴取、午前十一時五十五分再開、ブロック建築指導所費の追加豫算について同指導所長より説明聴取後、中牧委員(自)より札幌市内道路幅員擴張問題について質疑、應答あつて午後零時十三分散會。

○十二月二十六日、午後一時二十分、第一委員室において開議、旭委員長(自)より付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第五十九號(北海道住宅對策審議會條例制定)を議題に供したが、新保(公)時田(道)土山(公)池戸(勞)の各委員より、條例制定についての建築委員長との連絡について質疑が行われた後、土山委員より本案は住宅對策審議上果して設置する要ありや否やについて疑問もあるので、閉會中資料等を集め繼續審査したい旨の動議があり、これを諮つてそのことに決し、午後二時二十分散會。

特別委員會

電源開發對策特別委員會

○十二月十九日、午前十一時十分、第一委員室において開議、西田(信)委員長(自)より、電源開發對策特別委員會設置以來現在にいたる委員會及び上京折衝の経過並びにその結果について第四回定例道議會に中間報告することについて諮り、これを決定、なお大夕張川電源開發については二十四日から三日間開催豫定の開發廳の會議で、道營か又は三菱の自家用發電かに決定される旨を報告、時田(道)和平(勞)三室(自)の各委員より質疑及び意見あり、結局このため中央折衝の要があるが、日程は十二月二十三日より二十八日までとし、派遣委員は正、副委員長一任に決し、午後零時二十分散會。

○十二月十九日、午後零時五十分、第三委員室において小委員會開議、桑野主査(自)より、小委員會付託の事項について一應説明、時田(道)二瓶(協)兩委員より意見あり、結局次回の小委員會には、東邦電化株式會社外關係者の出席を求めて状況を聴取することに決定、午後二時散會。

豫算特別委員會

○十二月二十三日、午後四時四十分、第三委員室において開議、正副委員長の選任について諮り、つぎのように選任、午後五時四十分散會。

委員長 高田委員（社）

副委員長 笠井委員（協同）

○十二月二十四日、午前十一時二十分、議場において開議、高田委員長（社）より付託案件の審査方法について會議に諮り、その順序を決定した後、まず福島委員（自）より議事に入る前に質疑を求め、競輪會計の繰入、緊急を要しない費目の追加更正について質疑、副知事の答辯あつて、農地開拓、農務、林務の各部所管を一括議題として審議に入り、宮北委員（協）より坑木會社の内容、開拓行政の取り上げ方、僻地農村の保健婦の活用、土地改良の補助、道營土地改良の基本方針、農林省委託の開拓代用地の補助職員の充足について、笠井委員（協）より、道營土地改良、現地農業改良普及員の負擔過重及び單協配置、土地改良技術員の單協配置、貸付牝牛の成果及び明年度の構想、屑雲峽に通ずる林道、農業改良事業三百萬圓の國への返納金について、田呂委員（改）より、土地改良補助職員の欠員補充、農協貸付トラクタ料金の引下げ、農業化學研究所について、朝倉委員（自）より、開拓團地に對する局と道との權限調整について、桑野委員（自）より、地方競馬の目的及びその經營狀況、國の牛百萬頭計畫とこれに對する道の計畫、ハードボードの研究進捗度合、道有林特別會計の繰越金額について質疑、それぞれ答辯あつて、午後一時十分休憩、午後二時八分再開、商工、水産、民生の各部所管に入り、濱森委員（道）よりオホーシツク沿岸水産災害補償法案の補償に對する道の考え方、漁村再建に對する技術、經理、經營面の指導、青少年保護育成條例設定について質疑、さらに水産關係指導員の強化と禁止區域の擴張、淺海増殖等についてその抜本的對策及び國への要請について要望を述べ、次に土山委員（公）より工業誘致條例制定後の本道工業

について、道下委員（改）より信用保證協會の活用、中小企業振興費について、桑野委員（自）より、電源開發五カ年計畫完成後に取り上げていく産業、小水力發電の補助額と發電の實績、本年度における産業盛衰、東京大阪の物産あつ旋所のあり方、信用保障協會の出資額と保證額及び焦げつき額、ローカル航空路の考え方、スルメ共販體制の内容、北洋出漁問題、底曳の權利を轉貸している漁家對策、社會福祉會館の寄付狀況について質疑、それぞれ答辯あつて午後三時三十分休憩、午後三時五十五分再開、土木、建築、衛生、勞働の各部所管に入り、井口委員（社）より、住宅開發對策促進會社の内容、目的、メンバー、運營等について、濱森委員（道）より、看護婦の養成、新道路法の運用について、桑野委員（自）より、公營住宅の道直營、日僱勞務者の日額、議案第七號、第八號の使用料手数料、引揚者住宅について、平野委員（自）より狂犬病手数料、道立病院經營の本年度の見透し、診療所の醫師補充について、朝倉委員（自）より診療所設置の方針、保健所補修豫算、新道路法の運用について、糸川委員（協）より機械整備狀況、除雪費の豫算計上額、二十八年度の準地方費道昇格の考え方について、福島委員（自）より公營住宅の道直營、橋梁費豫算の計上時期について、村上委員（自）より名寄保健所の改築問題について質疑あり、それぞれ答辯あつて午後五時三十五分散會。

○十二月二十五日、午前十一時十五分、議場において開議、總務部、教育委員會所管を一括議題とし、質疑續行、井口委員（社）より教職員の年末手當について、塚田委員（勞）より年末手當の支給について、濱森委員（道）より僻地教育對策、盲啞學校の充實、新生活運動の將來の計畫、産業振興費について、平野委員（自）より僻地教育について、高田委員（社）より、これに關連して僻地手當の見解について、福島委員（自）より教職員のベースアップについて質疑、それぞれ答辯あつて一旦休憩、午後一時五十分再開、福島委員（自）より事業税の收入見込、公金費消事件の件數、金額、議事課の充實、商工中金融資の途等について、

宮北委員（協）より農地開拓の職員定数、公金費消事件の辯償額、電源開發の面における横の連絡について、朝倉委員（自）より、校長會議の開催と授業の關係、高校道立移管に對する基本的な考え方、僻地教員の配置について、土山委員（公）より二十七年度事業税の收入見透し、二十六年度事業税の徴収状況、地域給を廢して道手當の支給について、桑野委員（自）より、十二月十四日教育長通牒と盲ろう學校に對する石炭の定数、單價、教職員の豫算定数をオーバーした配置定数、石炭購入賃付金の返済、平衡交付金（特別交付金）の額と全國比率、東京事務所の自動車購入費、同自動車借上料増加の理由、東京事務所税務課設置の效果、新生活運動の具體的ねらい、企業室の内容、伏見高校の寄付金等について、村上委員（自）より、網走、留萌間の二級國道昇格について、塚田委員（勞）より年末手當の支給時期について質疑、それぞれ答辯あつて質疑を終了、午後五時十分散會。

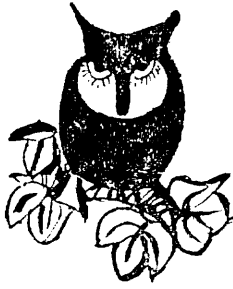
○十二月二十六日、午後四時四十五分、副議長室において開議、高田委員長（社）本委員會付託案件全部を議題とし意見を求めた、宮北委員（協）より委員長報告文に六項目にわたつて、要望事項を挿入の上、議案第一號乃至第十六號、第二十二號、第八十三號乃至第九十五號、第九十八號乃至第一百號及び第一百十三號は原案可決、報告第一號乃至第四號及び第七號は承認可決とした旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、委員長これを諮つて異議なくそのことに決し、次に委員長報告文を諮り、委員長一任に決して、午後五時散會。





全國都道府縣議會議長會緊急幹事會常任幹事會

○十二月十、十一日の兩日、東京都において開催協議事項つぎのとおり
 一、昭和二十七年地方財政に對する緊急措置方要望について
 二、地方總合開發促進とこれに伴う豫算措置方要望について



昭和二十七年議案件數調

(北海道議會)

議決別	議員提出	知事提出	計
原案可決	五	三七一	三七六
同意可決		四〇	四〇
修正可決		一七	一七
否決			
撤回			
繼續審査	五	四二九	四三四
計	五	四二九	四三四

報告(専決處分)十四件(内承認可決七)

昭和二十七年決議案・意見案件數調

(北海道議會)

議決別	決議案	意見案
原案可決	一八	四九
審議未了	一八	五一
計	一八	五一

昭和二十七年本會議開會調

(北海道議會)

定例臨時の別	開會月日	閉會月日	會期	開議日數
定例一	二月二十三日	四月十一日	四十九日	二十日
〃二	六月二十三日	七月八日	十六日	十一日
〃三	八月二十八日	九月四日	八日	五日
〃四	十二月十六日	三月二十七日	七十二日	七日
計			八十五日	四十三日



地方議會における懲罰事件

昨年來全國注視の的であつた青森縣議會の議員除名處分問題に對し、一月七日青森地裁は「被告（青森縣議會）が、昭和二十七年三月十五日爲した原告（米内山義一郎縣議）を青森縣議會議員から除名する旨の議決はこれを取消す」旨の判決を下した。

一方、さきに青森地裁が、除名處分を本訴確定まで延期すべしとの「執行停止命令」に對する首相の異議申立を却下したことは違憲であるとする縣議會の特別抗告についても、一月十四日、最高裁は抗告却下の決定をした。

この判決に對して、縣議會が控訴するかどうかは明かでないがいずれにしても本事件は、行政事件、訴訟別例法第十條第二項の執行停止命令に對する内閣總理大臣の異議申立を裁判所が拒否した問題を含むだけに影響するところも大きく、各界からその成行きを注目されていたものである。ちなみに青森地裁の判決理由の太略は次のとおり。

一、「行政廳の處分」に該當する 被告縣議會は、米山議員を除名する旨の議會の決議が行政事件訴訟特例法第一條に規定する「行政廳處分」に該當せず、従つてその取消を求める本訴は不適法として却下をまぬかれぬ旨主張するけれども、地方議會の議員の除名議決は、地方議會における通常の議決と異なり、直接に當該議員の資格を剝奪する効力を生じ、實質上一般行政處分と何ら變るところがない。従つて前記除名議決は、行政事件訴訟特例法に規定する行政處分にはかならず、その限りにおいて當該議會また行政廳であることはいふまでもない。すなわち、

被告議會の右抗辯はその理由がない。

二、「除名」は懲罰權を逸脱 縣議會は地方議會の懲罰權の行使は議會の自律作用にもとづき、ある事犯に對しいかなる懲罰を科するかは、その議會の自由裁量に屬する。従つてその裁量を誤つたとしても、當・不當の問題を生ずるに止まり、取消訴訟の理由となるべき違法の問題を生ずる余地がない。よつて原告（米内山議員）の本訴請求は、この點においても却下をまぬかれぬ旨抗辯するけれども、地方議會の議員に對する懲罰權は、決して地方議會固有の權利ではなく、これは議場における議員の言動に秩序あらしめ、かつ議會の品位と權威を維持せんがため地方自治法および會議規則において規定せられたところに發し、従つて同法に定めた一定の事由ある場合に限り前記目的達成のため必要限度内においてのみ當該議會が自主的にこれを行はしめるにすぎない。ただ、一定の事犯に對しいかなる懲罰を科すべきかにつき、地方自治法にはその細目の規定なく、また本件被告議會會議規則にもこの點に關する規定を欠くので、この問のすから若干裁量の余地あるべきことはこれを看取するに難くないがさりとて、議會の恣意を委ねられたものでないことは、前記議會に對し懲罰權を認めた主旨に照し、何ら疑いを容れないところである。

従つてある事犯に對して科した懲罰が、前記の目的達成に必要な限界を逸脱し、甚しく不當であり、いちじるしく正義に反するものあるときは、違法な處分として取消しを免れない。

三、原告の「發言」は懲罰事犯に該當する よつて按ずるに、原告米内山議員が「私は諸君のように利權がはしくて縣會議員になつて來ておるのではない土建業者でもないければ、馬喰でもない」と發言したことは、原告以外の議員は人格高けつならず、あたかも利權はしさに縣會議員になつて來ておるかのごとき主旨を包含するものと解される。地方自治法には「地方議會の議員たるものは、議場においては、嚴にその言動を慎み、いやくしく議會の秩序をみだしその品位と權威を汚すこととなるべき責務を有するものである」（第二篇第六章第九節）との規定があるが、原告の右のごとき發言は右責務に反し、地方自治法第百三十二條、第百三十三條所定の懲罰事犯に該當するものといわなければならない。しかし、右の發言はあらかじめ用意されたものではなく、ヤジに乗ぜられて偶發的に出たものであると認定される。

四、除名は違法な處分 よつてすんで本件懲罰事犯に對する除名議決に、その懲罰權の權限を逸脱した違法があるかどうかにつき考えるに、前認定のごとく、原告米

内山議員は、①一部議員のヤジに誘發されて不用意かつ偶發的に、②前記のごとき内容の發言をしたが、③即日本議會において、すすんでみずから右發言の一部を取消したことが明らかであり、これら各事實を綜合判斷すれば、これに對し、あえて原告米内山議員の除名議決をなさずとも、他の方法により極めて容易に、議會の秩序を維持し、その品位と權威を保持しえたものといわなければならない。しかるに、これに臨むに除名の極刑をもつてした被告議會の本件議決は、明らかに議會の議員に對する懲罰權の限度をはるかに逸脱し、いちじるしく正義に反し、違法な處分として、とうていその取消を免れないものといわなければならない。

五、原告にいかなる懲罰議決もなしえない 本件除名議決が違法なものとして取消された結果、會期不繼續の原則および一事不再議の原則により、青森縣議會は、もはや本件にかんし、原告米内山議員にいかなる懲罰議決もなしえない。

追つて本問題については、學界はもち論、司法部内、行政府部内その他にも賛否兩論が對立しているが、參考までに一月十九日付「北海道新聞」の社説をつぎに掲げる。

議員除名と裁判權

最高裁判所大法廷では十六日、米内山義一郎議員の除名事件にかんする青森縣議會からの特別抗告にたいし、抗告棄却の決定をした。これは、一縣議會の問題ではなく、民主政治下における立法、司法、行政三權の基本的なありかたに觸れるだけに、國民すべてが注意を拂ねばならぬ問題である。

事件は昨年三月の青森縣議會における米内山議員の「私は諸君のように利權がほしくて縣議になつてゐるのではない」という演説から發足する。同議員は即日不適當な點を取消したのであるが、二日後の縣議會は三十四票對十票で同議員の除名を議決した。そこで米内山氏は青森地裁に對し、除名處分取消請求の訴えをすると同時に處分の執行停止を申請した。青森地裁は數日後に執行停止を縣議會に傳達した。

五月に入つて吉田首相の名で青森地裁にたいし「地方議會の自主的な運営を阻害する」との理由で行政事件訴訟特例法第十條二項但書にもとづく異議申立があつたが、青森地裁はこれを蹴つた。そこで六月三日、縣議會は「首相の異議申立を拒否した地裁は憲法違反だ」として最高裁に特別抗告をした。一方、青森地裁では十月

以來、審理を進め、今年一月七日にいたつて正式に「除名取消」の判決を下し、被告たる縣議會の敗訴となつた。

この特別抗告をいかに扱うかについて、最高裁の判事のあいだにはいくつかの意見が對立したが結局、霜山精一氏はか九判事の「首相の異議は執行停止の決定される以前であることを要する。したがつて本件抗告は不適當である」との多數派意見によつて棄却となつたのである。しかし、田中耕太郎長官は「除名處分は議會の内部紀律の問題として議會自體の決定にゆだねるべきものであり、司法權の介入の範圍外にある。したがつて青森地裁の決定は取消されるべきである」との反對意見を表明し、栗山茂判事もほぼこれを同調している。

争點の一つは、議會による議員の除名議決が行政事件訴訟の對象となるかどうかという點である。青森地裁の判決は「通常の議決と異り、議員の除名議決は直接に當該議員の資格を剝奪する効力を生じ、實質上一般行政處分となら異なるところがない」としており、霜山判事はこの判決を支持し、田中長官等はこれに反對したわけである。

田中長官の意見は表面上いかにも立法府を尊重しているかのごとくみえる。國會議員の中にもこの意見にくみするものが多い。しかし古くは帝國議會における齋藤隆夫、西尾未磨氏らの除名、最近の國會では川上貫一氏の除名などのときは、それ自體立法院の權威を自ら傷つけるものではなかつたか。國會議員の懲罰については、憲法第五十八條の「院内秩序をみだした議員を懲罰することができる」の規定があるから、除名されても裁判所に提訴できないという見解もあるがはたしてそうであらうか。ましてや地方議會における除名までが「自主的運営」の美名のもとに提訴の道をふさがれたらそれこそ「少數意見の尊重」という民主主義の原則が傷つけられてしまう。

つぎに注目すべきは眞野毅判事の意見である。霜山判事らの多數意見は、單に首相の異議申立が執行停止決定のあとであつたことを理由とする棄却であるが、眞野判事は「裁判所による執行停止處置が、首相の異議によつて禁止されるならば、行政府が具體的事件において裁判所の司法的處置を指揮する結果を生む。これこそ三權分立の原則に違反するものだ」として、眞向から行政事件訴訟特例法第十條二項但書を違憲なりと主張しているのである。

問題の第十條二項はつぎの通りである。

「第二條の訴（註、行政處分の取消または變更をもとめる訴）の提起があつた場合

において、處分の執行により生ずべき償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、申立によりまたは職權で、決定をもつて、處分の執行を停止すべきことを命ずることができる。但し、執行の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのあるとき、および内閣総理大臣が異議を述べたときは、この限りでない。」

つまり、二項の本文は、行政權の専横から國民の人權をまもろうとする趣旨であるのに、その但書では逆に行政府の首長たる首相の權限を大きく認めている。前門のトラを驅逐しながら後門からオオカミを誘い入れている、というおだやかならぬヒュサヘ用いたくなるような法文である。この但書から「および内閣総理大臣が異議を述べたときを削つたら、どんな不都合な事態が生ずるであらうか。執行停止が公共の福祉に重大な影響をおよぼすおそれのあるときは、裁判所自體の決定によつて執行停止をしなくてもすむのであるから、なんらの支障もないのであるまいか。わが國のように民主政治の傳統が弱いところでは、行政權「は切捨ごめん」の強權となる危険がある。われわれは眞野判事の意見が、ひろく國民のあいだに取りあげられ、この法律が再検討される機會を持つことを人權擁護の立場から要望する。裁判官に對する國民審査權を空文に歸せしめないためにも、われわれは、このような事件に際しての各判事の見解を十分に検討する義務があることを最後に強調しておく。

昭和二十八年年度豫算 大藏省原案成る

歳入歳出とも、總額九千四百六十五億圓にのぼる二十八年年度豫算大藏省案が發表された。注目される諸點は、

- ① 防衛支出金、安全保障諸費、保安廳經費、平和回復善後處理費、連合國財産補償費、舊軍人恩給及び遺家族等授議費の六項目については、金額の配分をせず一括して二千三百億圓を計上した。
- ② 財政投出資については、貯蓄國債を發行せず、従つて投資特別會計も新設しない。

財政出投資金計畫 (カッコ内は27年度單位億圓)

區 分	財政資金需要	一般會計	見返資金	資金運用部	公募
開 銀	630(670)	200(130)	300(540)	130(0)	—
農 林	170(205)	80(65)	—(30)	90(110)	—
國 民	100(100)	40(60)	—	60(40)	—
住 宅	200(200)	60(80)	—	140(120)	—
中 小 金 融	70(20)	20(20)	50(0)	—	—
輸 銀	50(70)	50(40)	—(30)	—	—
電 源(注)	190(60)	—	50	140(60)	—
國 鐵(注)	180(130)	—	—	60(130)	120
電 電	135(135)	—	—	35(135)	100
地 方 債	770(770)	—	—	770(770)	—
金 融 債	360(360)	—	—	360(360)	—
特 定 道 路	20(22)	—	—	20(22)	—
郵 政	5(10)	—	—	5(10)	—
勤勞者住宅	20(20)	—	—	20(10)	—
帝都高速度	15(10)	—	—	15(10)	—
そ の 他	(注1) 10(27)	(注2) 10(27)	—	—	—
合 計	2,925(2,799)	460(422)	400(600)	(注3) 1,845(1,777)	220
對前年度増減	126	38	△200	68	220

- 注 1. 外爲インベントリー・ファイナンス27年度 350億圓は比較の對照上落した
 2. 28年度その他は國際航空10億圓である
 3. 資金運用部財源見込は保有國債の賣却 180億圓を含み、1,974億圓とし29年度への繰越を 129億圓とする

- ③ 公共事業費(二十一億圓)増食糧増産對策費(二十一億圓増)地方財政平衡交付金(百九十億圓増)等の重要項目は今後の政治折衝に譲ることになるが、大藏當局としては、財政的見地から、いずれも前年度をやや上回る程度に抑えた。
- ④ 歳入では、所得税の臨時特例を平年度化する外、酒税の二割引下げなどにより、總額九百五十二億圓の減税を斷行する。

昭和28年度一般會計歳入歳出概算 大蔵省原案

(単位:百萬圓)

歳 入

区 分	28年度 概 算	前年度 予算額	比較増 △ 減
租税及び印紙收入	711,471	685,326	26,145
専賣納付金	140,471	131,318	9,153
官業益金及官業收入	14,254	13,462	792
政府資産整理收入	5,093	21,600	△16,507
雑 收 入	29,656	53,945	△24,298
前年度剰余金受入	45,572	26,873	18,699
計	946,519	932,535	13,984

歳 出

歳出経費別査定額

経 費 別	28年度 査定額	前年度 予算額	比較増 △ 減
1. 防衛支出金		65,000	
2. 安全保障諸費		56,000	
3. 保安廳經費	230,000	59,151	9,737
4. 平和回復善後處理費		11,000	
5. 連合國財産補償費		10,000	
6. 舊軍人恩給及遺家族 等扶養費		19,112	
7. 公共事業費 (事務費を除く)	95,954	93,818	2,136
一般公共事業費	56,884	53,497	3,087
河 川	21,463	18,765	2,698
砂 防	4,312	4,293	19
山 林	9,760	9,397	363
道 路	9,112	8,824	288
港 灣	3,945	3,940	5
漁 港	1,821	1,749	72
都市計畫	4,457	4,256	201
建設機械	2,010	2,270	△ 260
災害復舊公共事業 費	39,069	40,320	△ 1,251
過 年 災	29,069	30,320	△ 1,251
當 年 災	10,000	10,000	—
8. 食糧増産対策費	42,412	40,276	2,136
土地改良	13,521	12,743	778
開 拓	10,873	10,661	212
農業機械	273	273	—
災害復舊	13,430	12,045	1,385
そ の 他	4,313	4,552	△ 239
9. 文教施設費	5,325	7,807	△ 2,482
国立文教施設費	1,703	1,426	277
公立文教施設費	3,306	4,188	△ 882
文教施設災害復舊 費	315	2,192	△ 1,877
10. 住宅対策費	12,111	7,148	4,963
11. 官廳營繕費	3,407	3,560	△ 153

経 費 別	28年度 査定額	前年度 予算額	比較増 △ 減
12. 出 資 及 投 資	46,000	77,241	△31,241
外國爲替資金	—	35,000	△35,000
造 幣 局	—	741	△ 741
農林漁業金融公庫	8,000	6,500	1,500
中小漁業融資	—	500	△ 500
中小企業信用保險	—	500	△ 500
輸出信用保險	—	1,000	△ 1,000
商工組合中央金庫	—	2,000	△ 2,000
電源開發出資金	—	—	—
國民金融公庫	4,000	6,000	△ 2,000
住宅金融公庫	6,000	8,000	△ 2,000
中小企業資金融通	—	—	—
中小企業金融	2,000	—	2,000
日本輸出入銀行	5,000	4,000	1,000
費 金 屬	—	—	—
日本開發銀行	20,000	13,000	7,000
國際航空事業	1,000	—	1,000
13. 生活保護費	24,880	24,614	266
14. 社會保險費	6,820	5,099	1,721
15. 結核対策費	12,517	10,702	1,815
結核療養所費	9,199	7,467	1,732
そ の 他	3,317	3,234	83
16. 失業対策費	15,821	15,149	672
失業應急事業費	8,500	8,000	500
失業保險	7,021	6,799	222
政府職員等失業手 當	300	350	△ 50
17. 地方財政平衡交付金	164,000	145,000	19,000
18. 刑務所等收容および 作業費	4,865	5,027	△ 162
19. 徵 收 税	15,147	14,883	264
20. 租 税 拂 戻 金	4,000	6,631	△ 2,631
21. 國 債 費	45,016	31,312	13,704
22. 食糧管理特別會計損 失補填	—	11,460	△11,460
23. 郵便貯金特別會計損 失補填	3,151	1,647	1,504
24. 輸入食糧價格調整補 給金	33,000	38,000	△ 5,000
25. 文 官 等 恩 給	10,583	9,330	1,253
26. 豫 備 費	5,000	3,000	2,000
27. 雜 件	166,504	160,561	5,943
合 計	946,510	932,535	13,984

昭和二十八年地方豫算の編成について

(昭和二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

昭和二十八年地方豫算については、これと密接な関係にある國庫豫算並びに地方税財政に關する諸制度の改正又は實施についての充分な見通しを得ず、ために同年度の地方財政の一般的景況を明かにし得ない段階にあり今後これらの確定を待ち、必要な事項はあらためて、連絡するが差し當りこれらに伴う改編を豫定しつつ左記事項に留意しこれを進められるように致されたい。

追つて、この趣旨は、管内市町村長に對しても御通知願ひたい。

記

一、一般的事項

(一) 政府の財政經濟の基本方針として、均衡財政の方針を維持すること
は、さきに「重要施策要綱」に公表してこれを明かにしたところであり、これが趣旨の貫徹については、地方財政においても充分協力致されたいこと。

(二) 明年度地方財政は、給與改訂に因る増加財源所要額の平年度化、減税措置に伴う地方税収入の相對的減少等の関係もあり一層の窮迫が豫想せられるものであること。

(三) 近年財政收支に破綻を來たし、所謂赤字財政の團體の増加する傾向にあるは、洵に遺憾とするところである。よつて豫算の編成に當つてはよく中央地方を通ずる財政經濟の動向並びに國民擔稅力の狀況に適切な判斷を行い、徒らに國庫財政に依存することなく、一層收入の見積りを適實にし、これが確保を圖つて、豫め確實に見込み得る財源の程度を定め、歳出規模をこれに適合せしめて、その膨脹抑止に努め

以つて財政の自主化並びに健全化に意を用いること。

二、歳入に關する事項

(一) 地方税収入は、一應昭和二十七年年度における減税措置後の現在税制より見込み、一層課稅物件の捕捉の徹底と、徴收の適正化とを期しそれが増収を圖ること。

(二) 地方財政平衡交付金は、基準財政需要額は、單位費用については、追つて示す昭和二十八年地方豫想單位費用を用ひ、他は昭和二十七年年度の例により算定し、基準財政收入額は、前年度により見積つた税收入額を基礎として算定し、前者の後者を超える額の範圍内において見込むこと。

(三) 國庫補助負擔金は、昭和二十七年年度の實績を基礎とし、これが交付に伴う地方負擔額と、地方債を含む地方自主財源の狀況とを勘案し、自主的見地に於いてその程度を定め、義務費に屬しないものについては必要な取捨を行つて計上すること。

なお、明年度より復活を豫想される義務教育費及び兒童福祉費に對する國庫負擔金の豫算計上は國庫豫算並びにその負擔方法の見透しを得た上においてそのことを適當とすること。

(四) 地方債は、昭和二十七年地方債充足の狀況を勘案し、公共事業費については、前年度充足率による額を最高限度とし、起債詮議における團體財政力斟酌の程度を併せ勘え、且つ、地方債の累増による將來の財政計畫に及ぼす影響を考慮して見込むこととし、從來往々にして見られる如く、起債對策事業費の地方負擔額の財源の全額を漫然地方債に見込み、財政收支の不均衡を招來するが如きことは、嚴にこれを避けること。

(五) 使用料、手数料その他の諸收入については、その健全化を圖りつつその増收確保を期し、使用料手数料については、一般物價の水準、その對象事務に要する行政費の増加の狀況を勘案し、必要なものについては、料率の改訂をも行うこと。

三歳出に關する事項

(一) 歳入の状況に對する適正な見透しの下に歳出の規模を定め、年度内における諸施策の豫定經費はすべて網羅し、補正豫算は事情の變更に伴う已むを得ない補正及び義務的經費の不足追加のほかは可及的これを避けること。

(二) 既定經費、新規經費の別を問はず、全面的に再検討を加え、冗費を節し、不急の事業を排除し、經費の効果的使用を期して歳出の増嵩を抑止すること。

(三) 給與費は、改訂後の給與水準において見込むこととし、愈々行政機構の簡素化を圖り、職員の能率配置を期して冗員を淘汰するとともに、給與の適正化を圖ること。

(四) 旅費、物件費の節減を圖り、地方經費に冗費ありとの一般の指彈を受けるが如きことなきを期すること。

(五) 國庫補助を伴う公共事業費については、地方の實情に即し、その緊要度と、地方債並びに一般財源收入余力の状況とにより取捨し、自主的見地においてその規模を定めると。

(六) 單獲公共事業は、財源の状況を勘案し、確實な財源を基礎として計畫すること。就中、地方債を財源とする事業については、昭和二十七年年度における單獲事業債の總枠及び起債詮議方針を考慮して取捨を行い、濫りにこれを計畫しないこととし、地方債以外の財源による振替施行の見透し困難なものは、地方債承認の見透しを得た上で計上するようにすること。

(七) 義務教育職員の給與關係費の豫算については十一月二十四日自乙發第四一〇號「市町村學校職員の給與に關する件」自治廳次長及び文部事務次官共同通達趣旨によること。

(八) 豫算單價については、別添「昭和二十八年年度概算要求の人當廳費單價について」を參考とすること。

新立法についての動き

榮典法案

この法案は憲法に規定する榮典に關する基本事項を定め、獨立後における榮典制度の整備改革をはかりとするものである。なお全國都道府縣議會議長會では地方議員の表彰方を提唱している。

榮典法案の要點

この法案は勳章を根幹とし、これに位の制度と新たに功勞章の制度を設け、あらゆる方面の功勞を廣く表彰することとし又奇特な行爲を表彰するため褒章等を配し、更に本制度の趣旨を發揮させるため運用の面で榮典審議會を設けることとしてあり、その骨子は概ね次の諸點である。

一、目的

憲法に規定する榮典制度の基本事項を定める。

二、勳章（二條から六條まで）

國家、公共に對し功勞顯著な者にその功勞の程度に應じて次の種類の勳章が授與される。

イ 菊花勳章

ロ 旭日勳章

ハ 文化勳章

ニ 産業勳章

三、位（七條）功勞章（八條）及び褒章（九條）

國家、公共に對し著しい功勞のある者に、位（十六等級に分る）を、功勞のある者に功勞章（二等級に分る）を及び左の者には褒章が授與される。

危難を顧みず人命救助した者、徳行者、職務精勵者、公衆の模範者等

四、賞杯、一時金及び賞狀（十條）

勳章、功勞章、褒章の表彰にあわせて賞杯又は一時金を授與することができる。又團體には賞狀が授與される（十一條）

五、記章（十三條）

國家的祝典又は事業を記念するため記章を設ける。

六、表章の申出（二十一條）

市町村長又は知事は表章に値する者の功勞事績を附して總理大臣に申し出ることができる。

七、榮典審議會（二十二條二十三條）

勳章の種類等級の議決その他總理大臣の諮問に應じて榮典事項の調査審議機關として總理府に榮典審議會を置くとしている。

八、その他

死亡者の表彰（十二條）勳章等の着用、保存及び返納（十四條十五條）榮典の返還（十六條）勳章の授與の失効及び着用資格の停止（十七條十八條）外國の勳章等の着用（二十條）等の規定がある。

榮 典 法

（昭和二七、二八、二九 内閣提出）
（同 衆院内閣委員會付託）

（目的）

第一條 この法律は、日本國憲法第七條第七號に規定する榮典について、その基本的事項を定めることを目的とする。

（勳章）

第二條 國家又は公共に對し著しい功勞のある者を表彰するため、これに勳章を授與する。

2 勳章は、菊花勳章、旭日勳章、文化勳章及び産業勳章の四種とする。
（菊花勳章）

第三條 菊花勳章は、特に著しい功勞のある者に授與する。

2 菊花勳章は、皇族及び外國の君主、大統領等には、前條第一項及び前

項の定規にかかわらず、特に授與することができる。

3 菊花勳章は、正章及び副章から成り、特別の場合に限り、これに頸飾章を加える。頸飾章は、正章及び副章とともに、又はすでに正章及び副章を授與された者に授與する。

4 菊花勳章の制式は、章は、旭日及び菊の花と葉を、しめがねは、菊の花をかたどり、頸飾は、菊の花と葉及びからくさ模様をあらわした連環とし、リボンの彩色は、紅色の地に紫色の線二本を入れるものとする。

5 菊花勳章を着用するには、正章をリボンで右肩から左わきにたれ、副章を左胸に着け、頸飾章を頸飾でのど下にたれるものとする。

（旭日勳章）

第四條 旭日勳章は、旭日大綬勳章、旭日重光勳章、旭日中綬勳章、旭日小綬勳章及び旭日銀光勳章の五等級に分け、著しい功勞のある者に、その功勞の程度に應じ相當等級のものを授與する。

2 旭日勳章は、外國人には、第二條第一項及び前項の規定にかかわらず特に授與することができる。

3 旭日大綬勳章は、正章及び副章から成る。

4 旭日勳章の制式は、章は、旭日をかたどり、しめがねは、五七のきり（旭日銀光勳章にあつては、五三のきりとする。）とし、リボンの彩色は紅色の地に白色の線二本を入れるものとする。

5 旭日勳章を着用するには、旭日大綬勳章は、正章をリボンで右肩から左わきにたれ、副章を左胸に着け、旭日重光勳章は、右胸に着け、旭日中綬勳章は、リボンでのど下（婦人にあつては、左胸とする。）に、旭日小綬勳章は、リボンで左胸に着けるものとする。

（文化勳章）

第五條 文化勳章は、文化の發達に關し特にすぐれた功勞のある者に授與する。

2 文化勳章の製式は、章は、たちばなの花を、しめがねは、たちばなの葉と實をかたどり、リボンの彩色は、淡紫色とする。

3 文化勳章を着用するには、リボンで胸部中央にたれるものとする。

(産業勳章)

第六條 産業勳章は、産業の發達に關し特にすぐれた功勞ある者に授與する。

2 産業勳章の制式は、章及びしめがねは、きりの花と葉をかたどり、リボンの彩色は、淡綠色とする。

3 産業勳章を着用するには、リボンで胸部中央にたれるものとする。

(位)

第七條 國家又は公共に對し著しい功勞のある者を表彰するため、これに位を授與する。

2 位は、正一位、從一位、正二位、從二位、正三位、從三位、正四位、從四位、正五位、從五位、正六位、從六位、正七位、從七位、正八位及び從八位の十六等級に分け、功勞の程度に應じ相當等級のものを授與する。

(功勞章)

第八條 國家又は公共に對し功勞のある者を表彰するため、これに功勞章を授與する。

2 功勞章は、功勞金章及び功勞銀章の二等級に分け、功勞の程度に應じ相當等級のものを授與する。

3 自己の危難も顧みずに勇敢な行動をなし、功勞ある者に對しては、前項の規定にかかわらず、特別の功勞章を授與する。

4 功勞章の制式は、章は、光線及びひかげのかすらをかたどり、リボンの彩式は、功勞金章及び功勞銀章にあつては、白色の地に紅色の線四本を入れ、前項の功勞章にあつては、紅色の地に白色の線四本を入れるものとし、これを着用するには、リボンで左胸に着けるものとする。

5 すでに第三項の功勞章を授與された者に、重ねて同項の功勞章を授與すべき功勞あるときは、そのつど、その者に銀飾版一個を授與する。
銀飾版が五個以上に達したときは、五個ごとに金飾版一個を引き換えて

授與する。

(褒章)

第九條 左に掲げる者を表彰するため、これに褒章を授與する。

一 自己の危難を顧みずに人命を救助した者

二 德行が著しく、又は職務に精勵し、公衆の模範とすべき者

三 學術若しくは産業上の發明、改良若しくは著述をなし、又は教育、衛生、社會福祉、産業等に力を盡し、公益を著しく増進した者

四 私財又は勞力の提供により公益のため著しい貢獻をした者

2 褒章の制式は、章は、四柱及び寄せ花をかたどり、リボンの彩色は、前項第一號に規定する者に授與するものは紅色、同項第二號に規定する者に授與するものは綠色、同項第三號に規定する者に授與するものは藍色、同項第四號に規定する者に授與するものは紺色とする。

3 褒章を着用するには、リボンで左胸に着けるものとする。

4 すでに褒章を授與された者に、重ねて同種の褒章を授與すべき事績があるときは、そのつど、その者に銀飾版一個を授與する。銀飾版が五個以上に達したときは、五個ごとに金飾版一個を引き換えて授與する。

(賞杯、一時金及び賞狀)

第十條 第二條又は前二條の規定による表彰にあわせて、賞杯又は一時金を授與することができる。

2 すでに菊花勳章、旭日大綬勳章、文化勳章若しくは産業勳章を授與された者に、重ねて同種の勳章を授與すべき功勞があるとき、又は功勞金章を授與された者に、重ねて功勞金章若しくは功勞銀章を授與すべき功勞があるときは、その者に賞杯を授與する。この場合には、あわせて一時金を授與することができる。

3 前二條の規定により表彰されるべき功勞又は事績に準する功勞又は事績のある者を表彰するため、これに賞杯又は賞狀を授與する。

4 前項の規定による表彰は、内閣總理大臣に委任することができる。
(團體の表彰)

第十一條 第二條、第八條、第九條又は第條第三項の規定により表彰されるべき功勞又は事績に相當する功勞又は事績のある團體を表彰するため、これに賞狀を授與する。

2 前條第四項の規定は、同條第三項の規定により表彰されるべき功勞又は事績に相當する功勞又は事績のある團體の表彰に準用する。

(死亡者の表彰)

第十二條 第二條、第七條から第九條まで又は第十條第三項の規定により表彰されるべき者に對しては、その者が表彰前に死亡した場合においても當該榮典を授與することができる。

(記章)

第十三條 國家的祝典又は事業の記念の標章として記章を設ける。

2 記章を制定するには、そのつと法律による。

3 記章の名稱、制式、着用式及び授與される者の範圍については、前項の法律で定める。

(勳章等の着用)

第十四條 勳章、功勞章、褒章及び記章は、これを授與された本人に限り着用することができる。

2 勳章、功勞章、褒章又は記章と類似の體裁を有する標章は、通常勳章功勞章、褒章又は記章が着用されるような事情の下において着用してはならない。但し、外國の勳章等（外國の標章で、この法律による勳章、功勞章、褒章又は記章に相當するものをいう、以下同じ。）及び政令で指定する標章は、この限りでない。

3 勳章、功勞章、褒章又は記章を授與された者は、總理府令で定めるところにより、略小勳章、略章又はリボンを着用することができる。

(勳章等の保存及び返納)

第十五條 勳章、功勞章、褒章又は記章を授與された者が死亡したときはその遺族は、これを保存することができる。

2 旭日勳章を授與された者がさらに上級の旭日勳章を授與されたときは

下級の旭日勳章を内閣總理大臣に返納しなければならない。功勞章についても、同様とする。

(榮典の返還)

第十六條 勳章、位、功勞章、褒章、記章又は第十條の規定による賞件を授與された者は、理由を付してその榮典を返還することができる。第十一條の規定により賞狀を授與された團體についても、同様とする。

(勳章の授與の失効)

第十七條 勳章を授與された者が、死刑、懲役又は無期若しくは二年以上の禁に處せられたときは、その勳章の授與は、効力を失う。但し、刑の執行猶豫の言渡を受けたときは、この限りでない。

2 前項但書の場合において、刑の執行猶豫の言渡を取り消されたときは、その勳章の授與は、効力を失う。

3 勳章を授與された者が、左の各號の一に該當するときは、情狀によりその勳章の授與の効力を失わせることができる。

一 懲役又は二年以上の禁に處せられ、刑の執行猶豫の言渡を受けたとき。

二 二年未満の禁に處せられたとき。

三 彈劾に關する法律により罷免されたとき。

四 懲戒處分として、免職の處分を受けたとき。

五 その他その榮譽を保持するに適しない非行があつたとき。

4 勳章を授與された者は、勳章の授與が効力を失つたときは、すみやかに勳章及びその辭令書を内閣總理大臣に返納しなければならない。

(勳章の着用資格の停止)

第十八條 勳章を授與された者が、法令により拘禁されたときは、その間勳章を着用することができない。懲役若しくは禁この執行猶豫又は假出獄の期間についても、同様とする。

(位、功勞章等の授與の失効及び功勞章等の着用資格の停止)

第十九條 第十七條の規定は位に、前二條の規定は、功勞章、褒章及び記

章に準用する。

(外國の勳章等の着用)

- 第二十條 外國の勳章等は、内閣總理大臣の認可を受けた者でなければ、日本國內で着用することができない。但し、外國人は、この限りでない。
- 2 第十七條第一項から第三項まで及び第十八條の規定は、外國の勳章等の着用を受けた者に準用する。この場合において、第十七條第一項から第三項までの規定中「勳章の授與」とあるのは「外國の勳章等の着用の認可」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定により第十七條第三項の規定を準用する場合において、外國の勳章等の着用の認可の効力を失わせる處分は、内閣總理大臣が行う。

(表彰の申出)

第二十一條 市町村長（特別區の長を含む。以下同じ。）又は都道府縣知事は、勳章、位、功勞章、褒章又は記章の授與その他この法律の規定による表彰に値する者があると認めるときは、その功勞又は事績を付して内閣總理大臣にこれを申し出ることができる。

2 市町村長は、前項の申出をする場合には、都道府縣知事を経由しなければならぬ。

3 都道府縣知事は、外國人について、第一項の申出をし、又は前項の規定により市町村長の申出を進達する場合には、外務大臣を経由しなければならぬ。

(榮典審議會)

第二十二條 内閣總理大臣は勳章の授與（死亡者又は外國人に對するものを除く。）に關する案件を閣議にかけるには、授與すべき勳章の種類及び等級につき、榮典審議會の議決を経なければならない。第十七條第三項の規定による勳章の授與の失効に關する案件についても、同様とする。

第二十三條 前條の規定による議決を行い、その他内閣總理大臣の諮問に應じて榮典に關する重要事項について調査審議させるため、總理府の附

屬機關として、榮典審議會（以下「審議會」という。）を置く。

- 2 審議會は、委員十一人で組織する。
- 3 委員は、公正で識見のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、殘存期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

6 審議會は、委員六人以上の同意がなければ、議決をすることができない。

7 前各項に定めるものの外、審議會について必要な事項は、政令で定める。

(實施規定)

第二十四條 この法律に特別の定があるものを除く外、勳章、功勞章及び褒章の制式の細目その他この法律を實施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に授與されている従前の菊花章、文化勳章、位及び褒章は、それぞれこの法律により授與されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に授與されている従前の旭日章、寶冠章、瑞寶章及び記章は、この法律の施行後も、なお効力を有するものとし、これらに關しては、第十四條、第十五條第一項、第十六條から第十八條まで及び第二十二條の規定を準用する。

4 この法律の施行の際現に授與されている勳位勳等は、効力を失う。

5 この法律施行前に舊外國勳章佩用願規則（明治十八年太政官布告第三十五號）により外國の勳章等の佩用の免許を受けた者については、その外國の勳章等の着用について、第二十條の規定による内閣總理大臣の認可があつたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に褒章を授與されている者は、この法律の施行

後も、従前の褒章着用品であることができる。

7 前項に規定する者に對して第九條第四項の規定により飾版を授與すべきときは、本人の申出により、従前の褒章をこの法律の規定による褒章と引き換えるものとする。

8 この法律の施行後最初に任命される榮典審議會の委員のうち、内閣總理大臣の指名する五人の委員の任期は、第二十三條第四項の規定にかかわらず、一年とする。

9 總理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七號）の一部を次のように改正する。

第四條第十五號中「はく奪」を「その失効」に改める。

第六條第一項中第十七號から第十九號までを次のように改める。

十七 勳章に關すること。

十八 功勞章、ほう章、記章その他の賞件に關すること。

十九 外國の勳章等の着用等に關すること。

第十五條第一項の表中恩給審議會の項の前に次の一項を加える。

榮典審議會

榮典法（昭和 年法律第 號）の規定に基き榮典に關する事項を調査審議すること。

10 商標法（大正十年法律第九十九號）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二號中「勳章」の下に、「功勞章」を加える。

重要農機具改良普及助成法案要綱

この法案は、食糧増産五カ年計畫の一環として農業機械化による食糧増産を圖ろうとするもので、五年間に六萬三千二百九十四台の機械を農村に導入、米麥三百萬三千石の増産を期するため、機械導入費の八割を國が融資、一割を國庫補助、残り一割を農業團體が負擔する。傳えられる農林省

案の要綱つぎのとおり。

○重要農機具の指定

一、農林大臣は農機具審議會に諮つた上、國庫補助の對象となる重要農機具を指定する。

一、國は農協など農業團體が共同購入する重要農機具につき導入費用の八割を融資、一割を補助する。

○利用増進指導

一、國は各都道府縣をして農機具指導所を設置させ、その創設費、維持費を補助する。

一、國は各都道府縣をして市町村ごとに農機具指導員を置き、その費用を補助する。

○農機具の改良助成

一、農林大臣は新たに農機具審議會を設置し、重要農機具の指定を諮問するほか、農機具の改良助成、發明について意見を聴く。

○導入計畫（三十二年までの五カ年間）

一、導入機械台數六萬三千二百九十四台、これに要する融資額百二十六億五千八百八十萬圓、購入補助金十五億八千二百三十六萬圓。

○増産効果

米、麥合計三百萬三千五百七十一石

海岸砂地帯農業振興臨時措置法案要綱

この法案は海岸砂防地帯の潮風、飛砂等による災害防止のため造林事業及び農業生産の基礎條件を整備して、農業生産力の向上をはかることを目的とし、農林大臣が海岸砂防地帯を指定し、指定された地帯の都道府縣知事は、同地帯の農業振興計畫を作成、これに基づいて農業振興計畫を實施するが、政府は必要な融資及び財政支出を行うことになつてゐる。

その要綱つぎのとおり。

第一 目的

この要綱は、海岸砂地地帯に對し、潮風又は飛砂に因る災害の防止のための造林事業及び農業生産の基礎條件の整備に關する事業をすみやかに且つ総合的に實施することによつて、當該地帯の保全と農業生産力の向上とを圖り、もつて農業經營の安定と農民生活の改善を期することを目的とするものである。

第二 海岸砂地地帯の指定

潮風又は潮流に因つて堆積された砂土におおわれているために、土砂の飛散又は移動がはなはだしいか又は農業生産力が著しく劣つてゐる土地が集團的に存在する都道府縣の區域の一部の地域（以下海岸砂地地帯という。）の指定は、農林大臣が行うものとする。

第三 農業振興計畫の樹立及び實施

一 農業振興計畫の樹立

1 都道府縣知事は、第二の指定に係る海岸砂地地帯についての農業振興計畫を定め農林大臣に提出するものとする。

2 農林大臣は、前項の農業振興計畫を參しやくして海岸砂地地帯についての國の農業振興計畫を定めるものとする。

3 政府は、毎年度、國の財政の許す範圍内において前項の農業振興計畫を實施するために必要な經費を豫算に計上しなければならないものとする。

4 前項の豫算の計上に當つては、2の農業振興計畫が総合的且つ効率的に實施されるよう考慮しなければならないものとする。

5 政府は、毎年度、2の農業振興計畫を實施するために必要な資金の融通に關する計畫を定めなければならないものとする。

二 農業振興計畫の内容

農業振興計畫は左に掲げる事項を含むものとする。

- 1 防災林の造成、改良及び維持管理に關する事項
- 2 農地の造成、改良及び保全に關する事項

- 3 農業用道路その他農地の利用上必要な施設の整備に關する事項
- 4 農畜産物の生産、加工、販賣その他處理についての共同施設の整備に關する事項
- 5 農業技術の改良、農業經營の合理化及び農民生活の改善に關する事項

三 農業振興計畫の實施

農業振興計畫に基く事業は、この要綱に定めるものの外、當該事業に關する法律（これに基く命令を含む。）の規定によつて、國、地方公共團體その他の者が實施するものとする。

第四 海岸砂地地帯農業振興對策審議會の設置

1 第二による海岸砂地地帯の指定、第三の2による國の農業振興計畫の樹立について、農林大臣は、海岸砂地地帯農業振興對策審議會の意見をきくものとし、そのため同審議會を農林省におくものとする。

2 同審議會は、海岸砂地地帯における農業振興に關する重要事項につき、關係行政機關の長に對し意見を申し出ることが出来るものとする。

3 同審議會の委員は、左に掲げる二十五人以内とし、農林大臣が任命するものとする。

(一) 衆議院議員の中から衆議院が指名する者 五人

(二) 參議院議員の中から參議院が指名する者 三人

(三) 關係行政機關（自治廳、大藏省、農林省、建設省經濟審議廳）の事務次官 五人

(四) 都道府縣知事 二人

(五) 都道府縣議會議長 二人

(六) 學校教育法又は舊大學令による大學の教授 二人

(七) 農林業者の團體を代表する者 五人以内

第五 本要綱に基く法律の期間

公布の日より施行し、昭和三十五年三月三十一日迄とする。

行政協定に伴う農林漁業特別損失補償法案

この法案は駐留軍の施設等を使用するに伴い（例えば防潜網の使用などによる）受けた農地、林野、水産などの間接被害を補償しようとするもので、傳えられる農林省案の要旨つぎのとおり。

○補償の対象

米軍の次の行為により損失を受けた場合國が補償する。

一、防潜網、水中聴音器その他これに類する施設の設置または維持。

一、海面、河川、湖沼、海濱で射撃、爆撃、上陸演習等の行動、爆發物燃料用油類をすること。

一、主として農林業に用いられている道路をしや斷、破壊または變更すること。

一、防風、防砂施設を除去しまたは破壊すること。

一、用排水施設を損壞または利用をさまたげること。

○申請手續

補償を受けようとする者は都道府縣知事を通じて主務大臣に申請書を提出する。

○補償の決定

主務大臣は申請を受けた場合、農林漁業特別補償審議會の意見を聴いて

① 損失の有無

② 補償の額

を決める。

審議會委員は農林漁業者代表九名、學識経験者四名の計十三名とし内閣總理大臣が任命する。

○異議申立

決定に不服のあるものは通知を受けてから三十日以内に異議の申立ができる。この場合主務大臣が三十日以内に決定しなければならない。

○補償金の交付

補償額の決定した場合、三十日以内に支拂う、また交付金について不服のある場合九十日以内に國を相手に増額請求の訴えができる。

中小漁業融資保證法案

本法案の要旨については時報前號に一應掲載したが、更に詳しい資料を入手したのでつぎに掲げた。なお本法案は十二月十七日衆議院可決、參議院に回付された。

中小漁業融資保證法案（要點）

この法案は、全文八十一條からなつておるが、ここではその主なる諸點のみを要約摘記した。

一、目的

中小漁業者の漁業經營に必要な融資を圓滑にするため、漁業信用基金協會を設立し、この協會が中小漁業に對する金融機關（農林中央金庫漁業協同組合連合會、銀行等）の融資を保證し、且つ、この保證につき國が保險を行い、中小漁業の振興を圖るものとしてゐる。（一條、二條二項）

二、中小漁業者の範圍

- 1 漁業を営む個人
- 2 漁業を営む漁業協同組合
- 3 漁業生産組合
- 4 漁業を営む法人であつて、その常時使用する従事者の數が三百人以下であり、且つ、その使用する漁船の合計トン數が千トン以下であるもの。（二條）

三 漁業信用基金協會の組織及び機能

1 法人格及び區域

漁業信用基金協會（以下單に「協會」という。）は、法人とし、原則として都道府縣の區域をその區域として設立する。（三條、五條）

2 業 務

(一) 協會は、會員たる中小漁業者の漁業經營に必要な設備資金、運轉資金及び會員たる漁業協同組合等の事業に必要な資金の借入による金融機關に對して負擔する債務を保證する。（四條）
(二) 協會は、被保證人から保證料を徴収することが出来る。（二十一條六號）

(三) 協會が、被保證人に代つてその借入金を辯済したときは、その被保證人に對し求償權を取得する。（七十二條、七十五條）
3 會員たる資格

左に掲げる者であつて協會の區域内に住所又は事業場を有するもの及び協會の區域の全部又は一部をその區域とする地方公共團體である。（十條）

(一) 漁業協同組合

(二) 漁業生産組合

(三) 漁業協同組合連合會（信用漁業協同組合連合會を除く。）

(四) 一年を通じて九十日以上漁業を営む個人

(五) 二、の4に掲げる者

地方公共團體が協會の會員にならうとするときは、その議會の議決を経なければならぬ。（十條三）

加入は原則として自由であるが、脱退は一定の條件のもとに認められる。（十四條より十七條まで）

4 出 資

(一) 會員となるには、出資一口以上を有しなければならぬ。

(二) 出資一口の金額は均一で、且つ五萬圓を下つてはならぬ。

(三) 出資は漁業權證券又は現金とする。（以上十一條）

(四) 會員の責任は、その出資額限度とする。

會員は、出資割合による議決權及び役員の選舉權を有する。（十三條）
5 持分の譲渡
會員は、協會の承認を得なければ、持分を譲り渡すことができない。

(十二條)

6 剰余金の處分

協會は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならぬ。（四十四條）

7 税法上の特典

協會は、税法上民法上の公益法人と同じ扱とし法人税法、所得税法等について免除される。（附則7・8・9・10・11）

8 協會の監督

協會は、農林大臣及び大藏大臣の監督とし、その設立は認可事項とする外、その業務の運営につき必要な監督及び検査を行う。（四十九條、五十條、六十五條、六十六條、六十九條）

四、中小漁業融資保證保險

協會の保證につき政府が行う保險事業は概ね次の通りとなつてゐる。
1 保險契約
政府は、會計年度の半期ごとに協會を相手方として、その協會が債務保證をしたことを政府に通知することにより、保證した金額の總額が一定の金額に達するまで、その保證につき政府とその協會との間に保險關係が成立する旨の契約を締結することができる。（七十條）

2 保險金額

政府の支拂う保險金額は、協會の保證した金額（保險價額）に地方公共團體が會員となつてゐる協會については七割、その他の協會については五割を乗じた金額としてゐる。（七十條二項三項）

3 保險料

保險料は、保險金額の百分の三以内で定める。（七十一條）

4 保険金支拂の請求

協會は、その保證債務の辯済の日から三箇月後でなければ、政府に對し保険金の支拂請求をすることができないとし、又政府はこの請求のあつた日から三十日以内に保険金を支拂うものとしている、(七十三條)

5 保険金支拂に伴う代位

政府が、右の保険金を支拂つたときは、協會がその保険金の支拂請求のとき持つていた求償權は、政府と協會との共有となり、その割合は政府の保険金額が、協會の保證した金額に對し七割のときは七對三、五割のときは五對五となるとしている。(七十四條)

註 政府の行う保險事業については特別會計を設けることになつており右は別に「中小漁業融資保證保險特別會計法案」が提出せられ、目下衆院で審議中である。

道路整備費の財源等に関する臨時措置法案

衆院各派議員提出法案として提出された本法案は十二月休會開際の衆院本會議を通過したが、參院は休會明けに持越しとなり、その成行きが注目されている。

この法案は、ガソリン税を目的税とせず(從來の考え方は目的税に改めて、道路建設費に振り向けようとした)その稅收額に相當する金額を道路に關する國の負擔金又は補助金の財源に充當しようとするもので、それは本年度以降の道路整備五カ年計畫の施行と一環をなしている。同法案の要旨は次の通り。

一 目的

この法律は道路法に規定する道路の舗裝その他の改築および修繕を促進して道路の整備を圖り、もつて自動車交通の安全の保持とその能率の増進とに寄與することを目的する。

一 道路整備五カ年計畫

建設大臣は昭和二十八年年度以降五カ年間に於ける一級國道および二級國道並びに政令で定める都道府縣道その他の道路の舗裝その他の改築および修繕に關する計畫の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。建設大臣は閣議の決定があつたときは、道路整備五カ年計畫を關係都道府縣知事に通知しなければならない。

一 道路整備費の財源

政府は昭和二十八年年度以降五カ年間は、毎年度揮發油稅法による當該年度の稅收入額に相當する金額を、道路整備五カ年計畫の實施に要する道路法および道路の修繕に關する法律に基く國の負擔金または補助金の財源に充てなければならない。

一 負擔金等の特例

地方公共團體に對する道路の舗裝その他の改築または修繕に關する國の負擔金の割合または補助率については、昭和二十八年年度以降五カ年間は道路法および道路の修繕に關する法律の施行に關する政令の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範圍内で、政令で特別の定をすることができる。

消防施設強化促進法案

この法案は、消防力の急速な充實を圖るため消防施設費の半額を國庫負擔しようとするもので、國家消防本部では、さしあたり明年度十七億を豫定している同法案の內容次の通り。

(目的)

第一條 この法律は、地方公共團體の消防の用に供する施設の強化を促進し、もつて社會公共の福祉を増進することに寄與することを目的とする。

(國の補助)

第二條 國は、消防の用に供する施設(以下「消防施設」という)を購入

し、または設置しようとする地方公共團體に對し、豫算の範圍内でその費用の一部を補助することができる。

(補助の對象)

第三條 この法律の規定により國の補助を受けることができる消防施設は、消防の用に供する機械器具および設備または建造物で政令で定めるものとする。

(基準額および補助率)

第四條 前條の規定により國が行う補助は、基準額の二分の一以内とする
2 前項の基準額は、消防施設の種類および規格または地域ごとに内閣總理大臣が定める。

(補助の申請)

第五條 地方公共團體の長は、當該地方公共團體が購入し、または設置しようとする消防施設に要する費用について國の補助を受けようとする場合においては、總理府令で定めるところにより、内閣總理大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により市町村長が内閣總理大臣に補助金の交付申請書を提出しようとする場合においては、當該市町村を包括する都道府縣の知事を経由しなければならない。この場合において、當該都道府縣知事は、必要な意見をつけることができる。

(補助金交付の取消、停止等)

第六條 内閣總理大臣は、地方公共團體に對して補助金を交付する場合において左の各號の一に該當する事由があるときは、當該地方公共團體に對して、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、または交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

一、正當な理由がなくて、消防施設の購入または設置の全部または一部を行わないこととなつたとき。

二、補助金を補助金の目的以外に使用したとき

三、前各號のほか、内閣總理大臣の指示に違反したと認められるとき。

2 前項の規定により内閣總理大臣が補助金の交付の取消もしくは停止または交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ當該地方公共團體の長に對し、釋明のため意見を述べおよび自己のため有利な證據を提出する機会を與えなければならない。

(指示監督)

第七條 内閣總理大臣は、補助金の交付の目的をもつともよく達成するため必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける地方公共團體の長に對して消防施設の購入または設置について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、またはその職員に當該補助に係る消防施設を實地検査させることができる。

2 内閣總理大臣は都道府縣知事に、當該都道府縣の區域内に存する市町村に係る前項の權限を行わせることができる。

(都道府縣の監督費の交付)

第八條 前條第二項の規定により都道府縣知事に内閣總理大臣の權限を行わせる場合においては、國は、政令で定めるところにより、その權限を行うために必要な經費を當該都道府縣に交付しなければならない。



昭和27年度道-費豫算現計調

款 項 別	前年度の累計額	第 四 回 定 例 會 追 加				現 計 豫 算 額	總額に對する割合
		議案第1號	議案第83號	議案第98號	議案第114號		
1. 道 普 通 法 に よ る 税 税 税	5,523,161,100 5,485,598,900 37,562,200	— — —	— — —	— — —	— — —	5,523,161,100 5,485,598,900 37,562,200	18.99 — —
3. 公營企業及び財産收入 公 營 企 業 收 入 財 産 收 入 財 産 賣 拂 代 金	100,224,900 41,248,000 7,368,700 51,608,200	13,489,500 13,256,000 — 233,500	— — — —	— — — —	— — — —	113,714,400 54,504,000 7,368,700 51,841,700	0.39 — — —
4. 分擔金及び負擔金 金 金	207,125,000 207,125,000	20,078,000 20,078,000	— —	— —	— —	227,203,000 227,203,000	0.78 —
5. 使用料及び手数料 料 料 料 手 數 料	783,971,600 567,503,700 216,467,900	△ 238,800 992,400 △ 1,231,200	— — —	— — —	— — —	783,732,800 568,496,100 215,236,700	2.69 — —
7. 寄 附 金 金	155,637,900 155,637,900	4,400,600 4,400,600	— —	— —	— —	160,038,500 160,038,500	0.55 —
8. 繰 上 入 金 特 別 會 計 繰 上 金 財 産 金	231,917,300 41,917,300 190,000,000	— — —	1,123,600 1,123,600 —	— — —	— — —	233,040,900 43,040,900 190,000,000	0.80 — —
9. 繰 前 年 度 繰 越 金 金	777,624,600 777,624,600	7,473,000 7,473,000	— —	— —	— —	785,097,600 785,097,600	2.70 —
10. 雜 費 金 及 び 報 償 金 物 價 品 賣 所 收 入 診 療 振 救 所 收 入 保 險 所 收 入	2,197,721,600 1,978,200 472,046,200 21,866,200 58,349,500 78,439,200	136,526,200 478,800 1,280,000 7,500,000 — —	— — — — — —	121,728,000 — — — — —	— — — — — —	2,455,975,800 2,457,000 473,326,200 29,366,200 58,349,500 78,439,200	8.43 — — — — —

民 生 救 助 費	226,142,600	5,511,800	—	—	—	—	231,654,400	—
災 害 援 護 對 策 費	5,980,900	1,980,300	—	—	—	—	7,961,200	—
引 揚 人 話 福 祉 費	182,030,000	41,000	—	—	—	—	181,989,000	—
兒 童 人 話 福 祉 費	166,825,100	930,700	—	—	—	—	167,755,800	—
世 民 話 保 險 費	26,707,000	—	—	—	—	—	26,707,000	—
國 民 健 康 保 險 費	14,670,400	7,762,800	—	—	—	—	22,433,200	—
地 方 勞 働 委 員 會 費	209,646,700	15,413,400	—	—	—	—	225,060,100	—
住 宅 諸 費	24,413,600	1,303,200	817,000	—	—	—	27,387,500	—
公 政 策 諸 費	70,462,300	3,876,000	—	—	383,700	470,000	74,338,300	—
勞 働 對 策 諸 費	12,236,600	—	—	—	—	—	12,236,600	—
欠 職 業 補 導 費	61,693,900	1,221,000	—	—	—	—	62,914,900	—
勞 働 傷 病 援 護 費	226,261,100	26,964,100	—	—	—	—	253,225,200	—
失 業 傷 病 援 護 費	95,824,000	685,900	—	—	—	—	96,509,900	—
勞 働 傷 病 援 護 費	17,030,000	1,450,000	—	—	—	—	18,480,000	—
業 對 策 費	—	—	—	—	—	—	—	—
7. 保 健 所 生 費	888,583,800	122,792,700	—	—	—	—	1,011,376,500	3.48
保 健 所 防 防 諸 費	83,531,000	6,685,400	—	—	—	—	90,216,400	—
保 健 所 防 防 諸 費	85,724,600	5,860,900	—	—	—	—	91,585,500	—
保 健 所 防 防 諸 費	67,253,400	1,958,500	—	—	—	—	69,211,900	—
保 健 所 防 防 諸 費	344,585,800	82,663,800	—	—	—	—	427,249,600	—
保 健 所 防 防 諸 費	72,448,000	8,142,000	—	—	—	—	80,590,000	—
保 健 所 防 防 諸 費	6,413,400	359,000	—	—	—	—	6,772,400	—
保 健 所 防 防 諸 費	67,641,100	7,863,200	—	—	—	—	75,504,300	—
保 健 所 防 防 諸 費	11,429,900	—	—	—	—	—	11,429,900	—
保 健 所 防 防 諸 費	2,974,100	1,031,900	—	—	—	—	4,006,000	—
保 健 所 防 防 諸 費	16,450,200	27,000	—	—	—	—	16,477,200	—
保 健 所 防 防 諸 費	27,110,500	7,750,000	—	—	—	—	34,860,500	—
保 健 所 防 防 諸 費	23,478,400	—	—	—	—	—	23,478,400	—
保 健 所 防 防 諸 費	79,543,400	451,000	—	—	—	—	79,994,400	—
8. 產 業 經 濟 費	6,597,008,900	106,253,700	—	—	—	600,000	6,703,862,600	23.04
產 業 經 濟 費	536,117,000	10,650,800	—	—	—	—	546,767,800	—
產 業 經 濟 費	448,200	—	—	—	—	—	448,200	—

農業講習所及農務講習所	9,076,600	300,000	—	—	—	—	—	9,076,600	—
協同農業試驗場	56,193,000	—	—	—	—	—	—	56,193,000	—
農村經濟試驗場	4,180,300	348,800	—	—	—	—	—	4,180,300	—
農業畜場	68,919,100	684,500	—	—	—	—	—	69,267,900	—
種畜場	34,493,200	—	—	—	—	—	—	35,177,700	—
種畜場	37,031,400	277,700	—	—	—	—	—	37,031,400	—
畜產場	20,365,100	8,153,300	—	—	—	—	—	20,642,800	—
農業畜產場	268,555,600	7,416,000	—	—	—	—	—	260,402,300	—
農業畜產場	26,347,200	—	—	—	—	—	—	33,763,200	—
農業畜產場	231,347,500	—	—	—	—	—	—	231,347,500	—
農業畜產場	1,008,591,700	183,600	—	—	—	—	—	1,008,778,300	—
農業畜產場	125,262,900	1,850,000	—	—	—	—	—	127,112,900	—
農業畜產場	588,156,400	8,160,900	—	—	—	—	—	596,317,300	—
農業畜產場	43,160,400	1,439,300	—	—	—	—	—	44,599,700	—
農業畜產場	39,237,400	929,300	—	—	—	—	—	40,166,700	—
農業畜產場	8,682,500	—	—	—	—	—	—	8,682,500	—
農業畜產場	534,042,600	11,838,600	—	—	—	—	—	545,881,200	—
農業畜產場	78,581,200	45,000	—	—	—	—	—	78,626,200	—
農業畜產場	8,588,100	—	—	—	—	—	—	8,588,100	—
農業畜產場	49,448,600	550,000	—	—	—	—	—	49,998,600	—
農業畜產場	129,087,400	300,000	—	—	—	—	—	129,987,400	—
農業畜產場	43,846,100	6,390,200	—	—	—	—	—	50,236,300	—
農業畜產場	1,535,880,100	45,584,300	—	—	—	—	—	1,581,464,400	—
農業畜產場	1,076,371,300	13,958,000	—	—	—	—	—	1,090,329,300	—
農業畜產場	34,010,000	3,500,000	—	—	—	—	—	37,510,000	—
農業畜產場	985,000	—	—	—	—	—	—	985,000	—
農業畜產場	284,425,300	450,000	—	—	—	—	—	284,875,300	0.98
農業畜產場	3,208,600	—	—	—	—	—	—	3,208,600	—
農業畜產場	48,319,900	4,160,000	—	—	—	—	—	52,479,900	—
農業畜產場	229,255,300	3,710,000	—	—	—	—	—	225,545,300	—
農業畜產場	3,641,500	—	—	—	—	—	—	3,641,500	—
農業畜產場	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10. 統計調査費	34,653,400	—	—	—	—	—	—	34,653,400	0.12

統 計 調 査 費	34,653,400	—	—	—	—	—	34,653,400	—
11. 選 舉 管 理 委 員 會 費	127,548,000	5,321,200	309,400	280,600	195,000	133,654,200	0.46	
選 舉 費	10,472,600	391,200	309,400	280,600	195,000	11,648,800	—	
選 舉 費	117,075,400	4,930,000	—	—	—	122,005,400	—	
12. 公 元 利 金 取 扱 費	287,384,700	47,488,800	—	1,728,000	—	336,601,500	1.16	
利 金 取 扱 費	264,232,300	39,560,800	—	—	—	303,793,100	—	
公 元 利 金 取 扱 費	23,152,400	7,928,000	—	1,728,000	—	32,808,400	—	
13. 諸 徴 税 出 金 費	1,264,699,800	97,793,700	11,072,200	6,760,500	213,600	1,380,539,800	4.75	
徴 税 出 金 費	167,096,700	47,523,100	—	—	—	214,619,800	—	
監 査 費	12,146,700	1,276,100	429,500	173,100	213,600	14,239,000	—	
地 方 振 興 費	129,715,100	14,948,300	—	—	—	144,663,400	—	
諸 線 出 金 費	324,524,700	15,588,100	9,519,100	6,587,400	—	356,219,300	—	
諸 新 生 活 建 設 推 進 費	624,766,600	16,758,100	1,123,600	—	—	642,648,300	—	
國 民 體 育 大 會 準 備 費	4,800,000	1,400,000	—	—	—	6,200,000	—	
預 備 費	1,650,000	300,000	—	—	—	1,950,000	—	
14. 預 備 費	2,791,400	—	—	—	—	2,791,400	0.01	
15. 災 災 對 策 費	986,373,000	—	—	120,000,000	—	1,106,373,000	3.80	
震 災 對 策 費	986,373,000	—	—	120,000,000	—	1,106,373,000	—	
歳 出 合 計	26,135,516,700	1,551,249,600	772,482,100	613,646,300	16,401,000	29,089,295,700	—	

食費	8,897	9,371	5.3%の増
被服費	1,937	2,723	40.5%の増
光熱費	842	934	10.9%の増
雑費	848	939	10.7%の増
住居費	4,205	4,158	1.1%の減

となり、被服費は著増、他の種目もいずれも増加している。ただ雑費だけは、保健衛生費、教育費の減少により僅少の減を示した。

者 價 格 調 査

總理府統計局調査 10月分

札幌市	帯廣市	仙臺市	富山市	奈良市	徳島市	福岡市	鹿兒島
96	96	96	96	96	96	96	96
4.57	5.32	5.25	4.92	4.77	5.05	5.20	4.99
1.24	1.61	1.68	1.43	1.27	1.69	1.55	1.37
19,539.44	19,335.51	17,908.95	16,054.69	18,200.46	18,906.34	20,013.91	13,367.40
9,101.14	9,928.62	9,015.54	8,038.22	9,053.25	9,892.55	9,927.30	7,330.76
2,750.58	3,147.15	3,258.81	3,281.35	3,216.97	3,561.05	3,736.28	2,949.80
6,350.56	6,781.47	5,756.73	4,756.87	5,836.28	6,331.50	6,191.02	4,380.96
1,003.37	1,037.56	903.93	1,027.85	994.66	1,092.22	1,143.55	814.25
364.23	309.54	283.99	207.91	554.81	365.49	511.06	297.17
534.05	189.86	367.78	276.68	372.35	333.01	318.74	225.45
998.44	1,463.44	786.94	533.73	1,053.95	716.13	904.57	534.83
183.27	194.21	129.09	149.51	136.15	209.18	180.09	150.96
54.65	39.44	71.64	158.00	142.19	268.34	91.84	69.75
608.10	570.38	505.73	443.67	587.61	880.00	828.78	564.49
699.86	878.83	606.51	514.82	440.04	805.37	642.50	571.87
1,241.70	900.19	1,036.97	767.30	916.31	1,025.12	856.09	749.43
334.29	546.98	443.37	297.33	263.72	293.09	305.28	222.41
96.64	108.85	86.33	101.64	44.17	59.29	97.37	63.58
83.52	338.20	17.19	51.24	48.77	—	4.61	0.16
148.44	203.99	517.26	227.19	281.55	284.26	306.54	117.01
2,343.73	2,745.33	2,418.18	2,859.93	2,685.54	3,686.12	3,231.03	1,977.71
2,702.41	2,233.41	1,100.01	776.93	942.72	626.08	949.47	463.22
1,294.51	900.31	1,316.64	721.43	911.47	1,152.74	1,250.22	635.65
389.38	261.96	531.39	36.07	474.16	115.90	264.73	118.34
190.69	216.79	300.04	113.11	118.28	265.32	576.33	124.58
18.68	19.06	59.49	7.56	108.79	96.95	59.60	68.78
383.26	402.50	405.71	564.69	210.24	647.36	349.56	248.37
312.50	—	20.01	—	—	27.21	—	75.58
4,097.65	3,527.84	4,058.58	3,658.18	4,607.48	3,548.85	4,655.89	2,960.06
1,137.25	727.12	790.56	659.50	753.04	741.29	897.65	606.54
244.56	159.84	355.69	223.72	517.06	172.59	285.10	265.65
323.57	284.46	370.69	262.72	396.01	250.84	480.86	337.28
66.79	67.44	67.86	119.96	75.01	73.80	84.80	41.98
964.51	790.96	954.08	909.07	934.91	893.04	974.57	639.26
254.53	424.01	347.92	327.92	261.30	409.95	347.76	257.86
1,106.44	1,074.01	1,171.78	1,155.29	1,670.15	1,007.34	1,585.15	811.49
170.73	298.78	240.57	289.62	237.21	246.85	276.39	206.72
1,380.60	587.96	1,101.11	1,688.18	1,263.48	823.31	1,148.20	555.78
1,138.98	981.91	1,129.14	1,099.75	1,265.77	910.18	1,491.19	636.91
—	—	12.50	2.29	1.78	1.04	80.21	4.26
20.53	93.96	463.27	140.69	484.07	147.19	301.17	463.73
54.17	98.96	10.42	5.21	92.66	135.42	119.79	131.72

消費者價格調査について

總理府統計局發表による9月分については「時報」第4卷12號に掲載したが、この程10月分について次のように發表された。10月の全都市1世帯當り平均支出額は9月の16,729圓に對し18,125圓という著増で、昨年12月を除く平月としては、戦後の最高を示した。1人1日當り支出金額に換算しても、9月の113圓から119圓の増加となつている。種目別の對比を見ると

全都市 9月 10月 比較
總合計 16,729圓 18,125圓 8.3%の増

C. P. S. 消 費

都 市 別	全 都 市	六 大 都 市	中 都 市	小 都 市	東 京	名 古 屋 市	大 阪 市
世 帯 數	3,816	1,704	1,056	1,056	600	192	336
平均世帯人員	4.92	4.82	5.04	4.97	4.71	4.99	4.77
平均有業人員	1.49	1.45	1.56	1.47	1.44	1.62	1.39
總 合 計	18,125.03	20,101.94	17,472.06	15,588.07	20,118.97	18,394.94	18,700.57
食 料 費 計	9,371.07	10,225.53	8,981.19	8,382.20	10,039.38	9,356.34	10,216.51
主 食	3,378.88	3,489.41	3,278.30	3,301.12	3,245.97	3,374.69	3,698.07
非 主 食	5,992.19	6,736.12	5,702.89	5,081.08	6,793.41	5,981.65	6,518.44
魚 介 類	990.74	1,023.09	985.82	943.45	948.46	841.47	1,117.58
肉	417.23	518.11	360.40	311.29	451.27	345.67	582.99
獸乳鳥卵及びその加工品	386.93	507.96	329.95	248.62	577.05	378.36	399.49
豆及び蔬菜	830.36	920.10	750.96	764.94	813.60	905.03	983.01
い も 類	155.66	159.16	157.02	148.65	152.12	135.37	164.75
乾 物 類	116.24	142.99	112.18	77.13	130.57	148.37	144.57
豆腐煮物及び漬物類	747.23	900.71	681.76	565.04	900.84	873.52	914.95
調味料	628.55	644.99	655.77	574.81	691.32	618.61	543.54
菓子及び果物	980.69	1,094.51	959.38	818.33	1,148.28	1,029.95	991.16
類 酒	326.80	317.03	336.28	333.08	343.67	294.47	298.22
飲 料	95.66	120.44	83.63	67.71	142.47	73.44	93.81
その他の食料	32.87	17.30	36.12	54.76	26.00	4.43	0.45
品 外	283.23	369.73	253.62	173.27	467.76	332.96	283.92
被 服 費	2,722.54	2,987.70	2,844.39	2,172.82	3,147.06	2,995.17	2,401.42
光 熱 費	933.77	927.12	963.45	914.82	934.20	743.12	921.63
住 居 費 計	939.14	1,058.92	920.12	764.88	1,002.94	804.12	841.29
家賃及び地代	268.85	342.08	206.91	212.60	291.54	225.45	307.39
住宅修繕	238.88	280.50	233.05	177.57	261.95	134.87	178.38
水道料	91.45	124.33	62.94	66.90	106.85	124.47	122.65
家具及び什器	325.33	309.72	376.61	299.25	339.27	319.33	277.22
家屋購入費	14.63	2.29	40.61	8.56	3.33	—	5.65
雜 費 計	4,158.51	4,902.67	3,762.91	3,353.35	4,995.39	4,496.19	4,320.32
保 健 衛 生	905.97	1,113.25	765.16	712.32	1,139.06	950.98	1,172.69
交 通 通 信	323.70	418.47	258.18	236.29	460.73	245.39	340.68
教 育	355.52	413.13	353.26	264.81	410.68	427.93	370.29
文 房 具	74.23	75.70	73.64	72.45	76.31	75.89	79.96
修 養 娛 樂	901.54	1,011.58	867.95	757.57	1,003.60	1,213.61	851.35
煙 草	343.10	361.84	325.32	330.65	339.75	367.71	399.33
その他の雜費	1,254.45	1,508.70	1,119.40	979.26	1,565.26	1,214.68	1,106.02
一部負擔費	192.46	182.77	217.55	183.02	167.79	187.72	145.12
別 掲							
租 税	1,055.68	1,390.48	967.53	603.57	1,238.81	1,074.49	854.95
貯蓄及び投資	1,094.43	1,199.54	1,100.20	919.04	879.66	1,172.27	851.30
貸 借	12.57	9.94	9.81	19.58	13.38	—	3.87
金 返 済	300.55	381.24	274.06	300.55	346.37	470.42	427.05
仕送り金その他	69.08	63.53	74.99	72.12	77.43	44.27	8.04

府縣別水陸稻合計推定實收

			收穫面積	推定實收高
全北青岩宮秋山福茨柄群埼千東神新富石福山長岐靜愛三滋京大兵奈和鳥島岡廣山徳香愛高福佐長熊大宮鹿	海	國道	3,028,540 ^町	66,152,100 ^石
		森手	146,710	3,105,270
		城田	70,186	1,707,500
		形島	64,000	1,496,100
		城木	104,200	2,511,600
		馬玉	104,000	2,334,000
		葉京	97,710	2,388,500
		川瀉	99,000	2,390,300
		山川	114,790	2,325,000
		井梨	87,770	1,740,100
		野阜	50,660	1,084,700
		岡知	83,350	1,672,800
		重賀	109,540	2,307,400
		都阪	13,290	228,200
		庫良	26,540	527,800
	奈	山取	176,850	3,894,400
		根山	72,518	1,452,840
		島口	50,358	896,780
		川媛	46,360	865,900
		知岡	18,280	432,400
		賀崎	70,630	1,876,900
		本分	63,360	1,335,000
		崎島	60,040	1,320,000
		徳香	88,030	1,852,900
		愛高	68,740	1,427,600
		福佐	60,777	1,472,580
		長熊	36,891	791,150
		大宮	30,298	725,180
		鹿	88,591	1,976,770
			27,795	595,110
			27,600	555,760
兒	歌	山取	31,890	693,400
		根山	49,347	949,280
		島口	80,350	1,838,800
		川媛	69,100	1,479,400
		知岡	64,410	1,293,130
		賀崎	28,350	520,800
		本分	35,382	827,030
		崎島	40,440	877,500
		徳香	35,620	621,700
		愛高	93,760	2,186,500
		福佐	52,930	1,238,100
		長熊	31,320	699,400
		大宮	80,070	1,922,100
		鹿	53,380	1,255,000
			52,820	1,072,300
			70,980	1,437,100

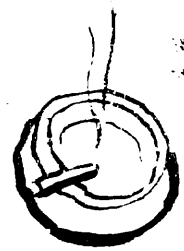
本年産米の推定實收高

六千六百十五万石余

農林省は、十二月二十六日、本年産米推定實收高を發表した。これによると、作付面積は、三百二万八千五百四十町歩、推定實收高は、六千六百十五萬二千百石で、豫想收穫高（「時報」第四卷十一號掲載、六千四百八十二萬千七百石）に比べ、百三十三萬四百石、昨年産推定實收高（六千二十

七萬七千五百石）より、五百八十七萬四千六百石、平年作（六千五百二十二萬三千七百三十石、より九十二萬八千三百七十石をそれぞれ上回る豊作となつてゐる。
なお本道分は、水稻三百十萬一千六百石、陸稻三千六百七十石、計三百十萬五千二百七十石で、豫想收穫高（三百一萬一千九百七十石）より、九萬三千三百石、昨年推定實收高より、五十五萬七千七百石の増收となつてゐる。
全國及び本道の作付面積並びに反收つぎのとおり。

羅生門



行政疑義問答集

○條例の施行期日について

(昭二七、一〇、七自行行發第七二號)
柄木縣總務部長宛 行政課長回答

問一 町村において條例を制定し、これが施行期日を附則に規定する場合、
過つて施行して差支えなきや。

答 過つて施行することはできないが、條例にその旨規定すれば法的安定
性を害しない限り過つて適用することはできる場合がある。

問二 その場合報酬給料に關する條例でも差し支えないか。

答 具體的な内容が解らないので確答しかねるが、報酬給料を受ける側に
不利益にならない場合は原則として差支えないものと解する。

問三 附則に施行期日を規定しなかつた場合は議決當日を施行日と認定し
て差支えないか。

答 法第十六條第三項の定めるところによる。

○特別区の區長解職請求について

(昭二七、一〇、一七自行行發第二六號)
東京都選舉管理委員會事務局局長宛 行政部長回答

問 都下某區においては目下區長の解職請求が行われているが地方自治法
第八十五條、同法施行令第九條及び第百十八條の規定を總合すると衆
議院議員、都議會議員は解職手續の頭初から請求代表者になることはで

きないものと解するがどうか。
答 お見込のとおり。

○除名議決と再議との關係

(昭二七、一〇、六自行行發第五八號)
北海道總務部長宛 行政課長回答

問一 議會のなした議員の除名議決に對し、長が手續上の違法を理由とし
て地方自治法第百七十六條第四項の再議に付した場合、議會はその再議
を拒否することができるか。

答 拒否することはできず、同一事件について再び議決を行わなければな
らない。

問二 右の再議の場合、除名議決の對象となつてゐる當該議員は除斥され
るか。

答 お見込のとおり。

問三 除名議決について、その手續上に違法があるとして再議に付された
場合、その除名議決は効力を失うに到るか。

答 除名議決の効果が生じなくなるものと解する。

問四 除名議決に際し、當該議員を除斥しないで行つた議決は違法である
か、その場合、議長が單獨で當該議員の出席を認めたとしても違法であ
るか。

答 お見込のとおり。

問五 除斥された議決は傍聽席において傍聽することは差支えないか。

答 お見込のとおり。

問六 除名議決を違法議決として再議に付されたとき、既になされている
當該除名議決を不當とする出訴の効力はどうか。

答 出訴の効力に影響を及ぼすものではないが三に述べる如く、除名議決
の効果が生じなくなるものであるから、訴訟の利益は消滅するものと解
する。

○議會の定足数について

(昭二七、一〇、七自行政發第六四號)
岩手縣總務部長宛 行政課長回答

問 議會又は委員會の會議中定足数を欠くに至つたが、出席を催告しない場合、そのまま會議不成立と解するが如何。

答 議會の會議についてはお見込のとおり、委員會については、法第百十三條の規定が適用されないもので、法第百十一條の規定によつて定めた條例の定めるところによるものと解する。

○議員でない者の加わつた議決について

(昭二七、一〇、七自行政發第六七號)
愛媛縣議會事務局局長宛 行政課長回答

問 町議會議員が議員に當選後他に公務員として兼職した。その後相當期間においてその事實が判明した。この間に同議員が議決に加わつた議決事項は無効であるか、有効であるか。しかしてこの議決は、その議員が加わつてゐるためようやく過半数にて議決されたものである。

答 設問の公務員とは常勤の職員の意味と解するものであるか、その場合にやうても、當該議決が直ちに當然に無効になるものとは解されない。なお、法第百七十六條第四項の適用があるので念のため。

○會議規則第十四條の解釋について

(昭二七、一〇、七自行政發第七一號)
宇和島市議會事務局局長宛 行政課長回答

問 一 都道府縣議會會議規則第十四條にいうところの付託された事件の外の委員會の調査活動は閉會中の活動をいうものであるか。

答 法第百九條第六項の規定により議會の議決により特に付託された事件に關するものでない限り設問の調査活動を閉會中に行うことはできない。なお、設問の會議規則第十四條の規定は閉會中の活動について規定するものではなく開會中常任委員會が法第百九條第四項により自發的に

その部門に屬する當該地方公共團體の事務について調査しようとする場合の手續について規定したものである。

問 二 然りとせば、常任委員會を閉會中活動させるためには、その旨の議決が絶対に必要であるとの實例との矛盾は如何に解釋すればよいか。

答 一 により承知されたい。

○助役の兼職禁止について

(昭二七、一〇、八自行政發第八八號)
鹿児島縣總務部長宛 行政課長回答

問 部制の設ある市の助役が、一般職である常勤の部長欠員のため便宜一時的にその部長の事務を取扱うことは、地方自治法第百六十六條第二項の規定に反するものではないと思うがどうか。

答 助役が部長の職を兼ねるのではなく、一時的にその職務を取扱うだけである限りにおいてはお見込のとおり。

○公營住宅の家賃の決定について

(昭二七、一〇、六自行政發第六〇號)
山口縣總務部長宛 行政課長回答

問 一 公營住宅法による市營住宅の家賃の決定を條例をもつて市長に委任してよいか。

答 條例において家賃の額を規定すべきである。

問 二 公營住宅法によらず單獨市費をもつて建設した市營住宅の家賃は、法の規定に準じて市長が決定してよいか。

答 設問の市營住宅がいわゆる營造物たる性質をもつものであるれば、地方自治法第二百二十條及び第二百二十三條の規定により設問の家賃については條例で定めなければならぬ。

○専決處分事項の指定について

(昭二七、一〇、六自行政發第六一號)
北海道總務部長宛 行政課長回答

問一 市が一時借入金に限度額を地方自治法第百八十條第一項の規定により市長の専決事項として次のとおり指定しようとしているが、地方自治法第二百二十七條第一項の法意より適當でないように解するがどうか。

市長の専決處分事項指定

市長は、一般會計及び特別會計各歳出豫算額の五分の一に達する金額の範圍内において、一時の借入金に關する市議會の議決事項を専決處分することが出来る。

答 歳出豫算額の五分の一に達する金額についての専決處分が果して妥當であるかどうかについては、なお、検討の餘地があると思われるが、かかる措置をとることは法令上は差支えないものと解する。

○公園地の一部使用許可の疑義について

(昭二七、一〇、七自行政發第七九號)
(滋賀縣總務部長宛 行政課長回答)

問 市有地である公園地の一部を公園使用條例の規定によつて有効期限一年の使用許可を得た使用者が、木造杉皮葺平家建に壁を塗つた半永久的と認められる建物を新築した場合において、この建物については借地法が適用されて許可有効期限が満了しても許可書の條件にかかわらず、二十年間は權利を有するものであるか、或いはこの建物には借地法は適用せられないか。

答 借地法の適用はなく、許可條例に違反したものととしてその使用許可を取消することが出来る。

○條例制定について

(昭二七、一〇、八自行政發第八〇號)
(福井縣總務部長宛 行政課長回答)

問 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七號）第三條及び第六條に基づいて、都道府縣知事が旅券發給申請書の受理及び交付事務の外、申請に當つて必要書類具備についての詳細なる審査の事務を扱つてゐるが、旅券委託費が僅少で圓滑なる旅券事務の運営は期し得られないので、縣は

地方自治法第二百二十二條第一項の規定により早急に該手数料條例を制定いたしたく、その可否について貴廳の御指示を賜りたい。

答 旅券交付事務は都道府縣知事に委任されたものであるから、法第二百二十二條第一項により條例を制定することはできない。又同條第二項により規則で手数料を徴収することも地方公共團體手数料金に規定がないので不可能である。

報道から拾う

市議會の除名處分は違法札幌市議會敗訴

札幌市南四條線道路幅員擴張問題に端を發した同市議前田太郎氏の「除名處分事件」は昭和二十五年九月札幌地裁で議決無効の判決があり、市議會側から控訴、繫争中であつたが、このほど最高裁から次の要旨の判決があり、札幌市議會は敗訴した。

市議會における議員の除名議決は、一種の行政處分であるが、いかなる懲罰を科するかは市議會の自由裁量に委すべきものでなく、議員の發言が懲罰に該當するかどうかは法律解釋の問題に屬する。この解釋を誤りこれに基づいて除名した場合は除名も違法である。

「豫備隊違憲訴訟」に對する

佐々木惣一博士の見解

京大名譽教授、佐々木惣一博士は十一月十三日京大法學會講演會で「最高裁の純粹合憲性決定權」と題して講演し、その中で左派社會黨から提訴

却下された「豫備隊違憲訴訟」(時報第四卷十一號掲載)について言及し次のような注目すべき見解を發表した。

憲法第八十一條は最高裁に「一切の法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかしないかを決定する権限がある」と規定しており、この規定は最高裁が具體的な事件に伴つて適用される法律についてよりも、具體的事件と關係なく現に存在している法律そのものの合憲性を決定することを認めたものだ。従つて今問題となつて政令三百二十五號や破防法の合憲性も決定し得る。ところが最高裁は提訴がない限り合憲性を審査することができない。憲法が一般國民のものである以上、國民の誰もが國家的行為そのものの合憲性について最高裁の決定を求めるための方法がなければいけないが、我が國には今日までこのような憲法訴訟の手續法がなく、これでは折角の憲法も繪に畫いたモチ同然で、今日ほど各種の法律の合憲性が問題になつてゐる時は未だかつてないのに、合憲性決定のための手續法がないのは遺憾で、早急に制定すべきものと考え、又この際濫訴を防ぐために適當な措置を講ずる必要があるだろう。

政令三二五號(占領目的阻害行為處罰令)事件 に關する最高裁公判

問題の政令三百二十五號事件については既報(時報第四卷十一號)したが、十二月三日最高裁では同例事件三件を選んで公判を開始した。

まず辯護側から上告趣意書を説明、同政令は違憲で、講和發効後は無効であり免訴すべきだと主張、これに對し檢察側は合憲であり、同政令廢止前の行為は處罰できるので上告棄却を言い渡されたいとの意見を述べた。辯護側の上告趣意書及び檢察側の答辯書の要旨次のとおり。

辯護側

一、勅令五百四十二號(ボツダム宣言の受諾にともない發する命令)は

憲法第四十一條に違反無効である。従つて政令三百二十五號も無効である。

一、原判決後に政令の廢止があつたから、これを破棄して被告人に對し免訴の判決をすべきだ。

一、アカハタの後繼紙の發行停止を命じた最高司令官の指令は憲法違反である。

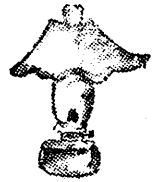
檢察側

一、勅令五百四十二號が合憲であることは最高裁の判例で認めてゐる。従つてこの勅令に基づいて出された政令三百二十五號も合憲有効である。

一、勅令五百四十二號が廢止になつても、一旦政令として成立した以上三百二十五號の効力は變らない。

一、法律的手續によつて改廢が示されない限り法令は形式的効力を有するものと解釋しなければならない。





圖書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名	著編者
帝國憲法改正審議錄 (戦争放棄篇)	參議院事務局
旅程と費用	日本交通公社
世界歴史事典 13	下中 彌三郎
日本職員錄 昭和二十七年版	武内 甲子雄
天皇	日本輿論調査研究所
世界現勢事典	世界現勢事典編集委員會
世界美術全集 3 古代西アジア	下中 彌三郎
同 7 中國	同
同 12 西洋中世	同
同 26 西洋二十世紀	同
北海道自治名鑑	北海道町村議會議長會
○各官公廳その他よりの受贈圖書	
圖書名	受贈先
學校給食費を中心とする 學習指導 二十七年版	文 部 省
最新貿易の實務	通商産業省通商局
小、中、高等學校教職員 勤務負擔量調査報告	文 部 省
食糧研究所研究報告	食糧廳食糧研究所
各國の土壤保全について	農林省林野廳治山課
商業統計調査速報	通商産業大臣官房調査統計部
スギ、ヒノキ、アカマツの榮養並び に森林土壤の肥沃度に關する研究	林 野 廳
北海道史料所在目録 第三集	道總務部企畫室

歌集、集 鴨	國立國會圖書館
本道賃金資料と現状分析	道立労働科學研究所
主要農作物優良品種の解説	道立農業試験場
労働委員會月報 七號	北海道地方労働委員會
農家の友 十二月號	道農業改良普及協會
職業安定 七號	北海道労働部
北海警友 十二月號	札幌警察管區本部
綜合經濟 同	道綜合經濟研究所
建設月報 十一月號	建設 省
調査月報 十二月號	道拓殖銀行調查部
水産時報 十月號	水 産 廳
厚生 十一月號	厚 生 省
施設 十月號	電氣通信施設局
電氣試験所彙報 十月號	電氣試験所
通産統計月報 同	通商産業省
農林時報 同	農 林 省
秋田縣議會月報 同	秋田縣議會事務局
栃木縣議會月報 同	栃木縣議會事務局
群馬縣議會月報 十一月號	群馬縣議會事務局
奈良縣議會月報 十一月號	奈良縣議會事務局
長野縣議會資料 十六號	長野縣議會事務局調查課
鹿兒島縣議會 六號	鹿兒島縣議會事務局



昭和二十八年元旦

北海道議會

議長	議長
副議長	副議長
議員	議員
清 水 三 俊	井 川 伊 吉
平 野 榮 次	塚 田 庄 平
佐 藤 初 郎	天 谷 平 信
中 山 信 一	宮 本 仙 松
武 田 治 郎	荒 本 哲 夫
林 謙 二	高 橋 辰 男
田 呂 善 一	西 田 信 一
坂 東 浩 一	金 澤 藤 吉
時 田 政 次	勢 田 金 次
川 人 源 市	福 島 新 太
坂 東 秀 太	西 田 正 一
大 久 保 和 男	三 浦 福 督
坂 東 秀 太	福 島 新 太
川 人 源 市	勢 田 金 次
坂 東 秀 太	金 澤 藤 吉
大 久 保 和 男	西 田 信 一
三 浦 福 督	高 橋 辰 男
西 田 正 一	荒 本 哲 夫
福 島 新 太	宮 本 仙 松
勢 田 金 次	天 谷 平 信
金 澤 藤 吉	塚 田 庄 平
西 田 信 一	井 川 伊 吉
高 橋 辰 男	田 呂 善 一
荒 本 哲 夫	武 田 治 郎
宮 本 仙 松	林 謙 二
天 谷 平 信	中 山 信 一
塚 田 庄 平	佐 藤 初 郎
井 川 伊 吉	平 野 榮 次
田 呂 善 一	清 水 三 俊

窪田長松 土山宇三郎 吉田定次郎 大島三郎 道下美作 四十榮助三郎 岩田留吉郎 宮津恂太郎 堀田貞次郎 村上貞次郎 安達德太郎 兒玉由一 森川益夫 太田啓量 榑原啓重 鈴木源吾 二瓶榮吾 笠井幸衛 棚川忠雄 池田信孝 和平千治 新川輝隆 宮北三七郎 岡田千代藏 秋山孝太郎 井口多喜 岡林歡喜 三澤正男 旭澤佳男 畑野仁明 朝倉義衛

佐久間貞江 池戸芳一 山内幸次郎 大竹幸次郎 糸川章夫 齋藤正志 高田治郎 舟木武夫 西村定敏 中野正敏 井野正敏 田中與平 坂本與平 桑野秀次郎 德中祐弘 伊藤橋傳七 土橋清吉 西川清吉 菊地三之助 宮坂壽美雄 朝日多吉 本多吉 村山喜作 舛田岩雄 新保福治 沖野政雄 長澤信廣 濱森辰雄 多田輝利 若林次郎

事務局長
 庶務課長
 經理係長
 議事課長
 議事係長
 委員會係長
 速記係長
 調査課長
 調査係長
 法規係長

三室光雄 松平武一 大澤重太郎 吉田豐吉 立原耕平 原田伊曾八 山口寅十郎 坂井同 笹原武雄 金澤榮 大熊正 勝井勇次郎 小山内巽 後藤忍 今龍行男 千葉恒三郎

昭和二十八年一月二十五日發行

北海道議會時報 第五卷第一號

編集 北海道議會事務局調查課
 發行 北海道議會事務局

電話②一、八二〇番

- 1 ○中共地區日本人送還につき北京放送。
要旨 ① 中共地區には三萬の日本人居留民がいる
② 日本側に配船あれば歸國を援助する
③ 日本側の適當な機關又は人民團體代表が北京に来て話し合えば解決する
- 2 ○國連政治委員會、捕虜交換に關するインド修正案を採決、ソ連修正案は否決(賛成五三、反對五、總會は三日可決)
○電産第十三次スト(四日から七十二時間電源スト)を指令、炭勞非常事態宣言を發表。
○アイゼンハワー元帥一行訪鮮(五日歸國の途につく)
- 3 ○鐵道建設審議會、國鐵新着工線を決定(本道札沼、遠羽、福山線)
○電産第十四次スト(七日から八十時間の電源スト)を指令。
○農相に廣川弘禪氏、通產相專任に小笠原三九郎氏を決定。
○ガーナー世界銀行副總裁來日。
○比、日本の沈船引揚案受諾。
- 4 ○炭勞ストに、中山會長幹旋案を提示(勞使双方に)
○北大冶金教室焼失。
- 5 ○アイゼンハワー元帥、巡艦ヘレナ號上で次期國務、財務、内務三長官と會談(ヘレナ會談)
○鹿地瓦氏米軍に監禁されていたとの聲明書發表(鹿地事件)
○炭勞、中山幹旋案を二十九對二十八票で拒否に決定。
○電産第十五次スト(十二月十日から百二十時間電源スト)を指令。
○炭勞、保安要員の撤收を決定。經營者側中山幹旋案を受諾。
○皇太子御渡英の日程決る(三月三十日横濱を出港)
○鹿地氏、衆院法務委で發言。
- 6 ○第三次列車削減。
○水産廳北洋出漁許可方針を發表。
○米大使館、鹿地氏をスパイ關係で拘留したとの報告を受けたと聲明。
○英連邦會議終了、ボンド自由交換は漸進的に實施と發表。
○電産第十六次スト(十七日から無期限電源スト)決定。
○野黨三派の補正豫算共同修正案成る。
○北海道開發審議會長に永田昌緯氏選任。
○ウイーンで諸國民平和大會開かる(中村重右エ門氏等出席)
○アイゼンハワー元帥、ニューヨーク歸還、朝鮮問題で聲明發表。
- 7 ○北大西洋條約理事會パリに開く(十八日閉會)
○國連特別政治委員會に米、日本加盟案を提出。
○炭勞緊急調整發動方針、閣議決定。
○電産關西妥結。
- 8 ○第四回定例道議會開會。
○炭勞、緊急調整にしたがつてスト中止を指令。
○補正豫算案衆院通過。
- 9 ○道新選定、本年の十大ニュース發表。
國內(1)十勝沖地震 (2)白井、マリノを破りフライ級世界選手權握る (3)日航、もく星號墜落 (4)メーデー騒擾事件 (5)日本獨立 (6)衆議院解散總選舉
(7)神礁大爆發 (8)立太子の禮 (9)炭勞、電産スト (10)鹿地瓦氏軟禁事件
國際(1)エリザベス女王王位繼承 (2)モスクワ經濟會議 (3)歐州防衛共同體經濟調印 (4)第十五回オリンピック開催 (5)エジプトにクーデター (6)中、ソ會談 (7)ソ連共產黨大會 (8)英、イ紛争 (9)水素爆彈實驗 (10)次期米大統領選舉にアイゼンハワー元帥當選

- 17 ○電産、關東、中部安結。
○地方制度調査會第一回總會開く。
○朝鮮の和平問題で、アイゼンハワー元帥マ元帥會談。
○電産韓旋案を受諾。
18 ○國鐵勞組年末闘争安結。
○道電産スト中止指令。
19 ○政府、原子物理學研究に湯川博士の歸國要請。
○本道二十七年年度供米割當量百五十二萬石に決定。
○對日援助費處理のため、米、交渉開始を申入れ。
20 ○國連總會「日本加盟決議」を可決（賛成、五十反對五、棄權四）
○衆院三月末まで會期延長。
○國連總會休會に入る。
○名古屋硫酸工場爆發。
○皇太子誕生日。
○日比賠償豫備交渉終了。
○佛ビネー首相内閣總辭職を發表。
21 ○米の新移民法發効（マツカラン法）
○補正豫算參院にて原案通り成立。
22 ○ス首相、ア元帥と會見の用意あると米紙へ回答。
○炭勞スト、經營者も中勞委韓旋案を受諾。
○全道に寒波札幌十七度、旭川二十七度。
○大正天皇祭。
23 ○中共引揚げの交渉代表決定（島津日赤社長外七名）
○本年産米の推定實收高發表。
○日共スパイ事件に判決。
○米首腦、ス聲明に見解發表（米新政權發足後に具體的な提案を行うことを意味するものならば、これを受取る旨の）
24 ○國會休會入り（衆院は二十六日から）
○北教組武佐中教官問題につき道教委の處分に不服地裁に提訴。
○第四回定例道議會閉會。
○日米船舶貸借協定發効。
○日伊貿易協定成立（明年度輸出入總額三千萬ドル）
○日米通商航海條約案成る。
○日英民間航空協定調印。
25 ○長春鐵道の共同管理終る（ソ連、中共へ返還）